

昭和二十五年法律第九十五号

一般職の職員の給与に関する法律

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。

(人事院の権限)

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

一 この法律（第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。第七号において同じ。）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

二 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。

三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。

四 新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

五 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。

六 第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。

七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

(給与の支払)

第三条 この法律に基く給与は、第五条第二項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(俸給)

第四条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）に定める公邸及び無料宿舍については行わない。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ 行政職俸給表（二）

二 専門行政職俸給表（別表第二）

三 税務職俸給表（別表第三）

四 公安職俸給表（別表第四）

イ 公安職俸給表（一）

ロ 公安職俸給表（二）

五 海事職俸給表（別表第五）

イ 海事職俸給表（一）

ロ 海事職俸給表（二）

六 教育職俸給表（別表第六）

イ 教育職俸給表（一）

ロ 教育職俸給表（二）

七 研究職俸給表（別表第七）

八 医療職俸給表（別表第八）

イ 医療職俸給表（一）

ロ 医療職俸給表（二）

ハ 医療職俸給表（三）

九 福祉職俸給表（別表第九）

十 専門スタッフ職俸給表（別表第十）

十一 指定職俸給表（別表第十一）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定

めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。

第七条 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各庁の長という。）又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日以前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。）特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 三級 特に良好である場合

ロ 四級 極めて良好である場合

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額を全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく休日並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

（俸給の特別調整額）

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの(以下この項において「内部部局」という。)の業務(当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。)

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(初任給調整手当)

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万五千六百元

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職(前号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額五万千五百円

三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職(前二号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額十万円

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の五 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(扶養手当)

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)九級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 満六十歳以上の父母及び祖父母

五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶

者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）九級以上職員等が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）八級職員等が行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）九級以上職員等となつた場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）八級職員等となつた場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

- 2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 一級地 百分の二十
 - 二 二級地 百分の十六
 - 三 三級地 百分の十五
 - 四 四級地 百分の十二
 - 五 五級地 百分の十
 - 六 六級地 百分の六
 - 七 七級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の五 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 地域手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三第二項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合
- 二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

3 検察官であつた者又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。
（広域異動手当）

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動

手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の十

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の五

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（研究員調整手当）

第十一条の九 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

- 2 研究員調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十（次の各号に掲げる職員にあつては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合）を乗じて得た額とする。
 - 一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合
 - 二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合
- 3 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 4 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（住居手当）

第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）
- 二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額二万七千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万六千円を控除した額
 - ロ 月額二万七千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額
 - 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（通勤手当）

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除

して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千元を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千元に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千元

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万二千九百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万五千八百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万八千七百円

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万六千六百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千四百円

ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万六千二百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万八千円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万九千八百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万六千六百円

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第一号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（単身赴任手当）

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- （在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額、三万円とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- （特殊勤務手当）

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- （特地勤務手当等）

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特地官署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。
- 3 特地官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特地官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 3 前二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- （給与の減額）

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時

までの間である場合には、百分の百七十五)から第一項に規定する人事院規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(休日給)

第十七条 祝日法による休日等(勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日が勤務時間法第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜勤手当)

第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第十九条の二 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万二千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円)を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、六千六百円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万五千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては一万千円)を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

- 2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

- 3 前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの(以下「管理監督職員等」という。)又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額)

イ 管理監督職員等 一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

- 4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日(次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。))にあつては百分の百二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

- 4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。
- 6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員
- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額
 - ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額
 - 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。
- 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下こ

の条及び次条第三項第三号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の八 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職種給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。

3 第八条第四項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第十九条の九 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(俸給の更正決定)

第二十条 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の申立て)

第二十一条 この法律の規定による給与の決定(前条の規定による俸給の更正決定を含む。)に関して苦情のある職員は、人事院に対し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、前条に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各庁に通知しなければならない。

(非常勤職員の給与)

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千三百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則で定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

(給与の額及び割合の検討)

第二十四条 国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行った調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

(罰則)

第二十五条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この法律の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 未帰還職員の給与の取扱いについては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該未帰還職員が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)及び大正十一年閣令第六号(官庁執務時間並休暇に関する件)の規定中この法律に抵触する部分は、その効力を失う。

5 政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基づく政令、人事院規則その他の命令は、この法律に基づく命令とみなす。

- 6 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定める措置に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合には、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎とする俸給の額とする。
- 7 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 8 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。
- 一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第二号において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員 六十三歳
 - 二 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - 二 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員
 - 三 国家公務員法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間（同法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員
 - 四 国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書に規定する職員
 - 五 国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 国家公務員法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 11 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員が受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員が受ける職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員が受ける職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員が受ける俸給月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 13 附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 14 附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 15 附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五条第二項及び第八十九条第一項の規定の適用については、同法第七十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九条第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定による降給」とする。
- 16 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 附 則（昭和二十五年一月二七日法律第二九九号）**
- 1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
 - 2 職員のこの法律施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日における職務の級と同一とし、その号俸は、施行日の前日におけるその者の俸給月額（特別俸給表の適用を受ける職員、人事院規則九一六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員又は初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令（昭和二十三年政令第四百一号）第十二条の三第一項各号に掲げる職員にあつては、附則別表第一において、施行日の前日におけるその者の俸給月額に対応する号俸から附則別表第二において、その者の職務の級に応じて定められた号俸数を差し引いた号俸に対応する俸給月額）に対応する附則別表第一に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
 - 3 前項の規定により定められた施行日における職員の新俸給月額とこれに対する附則第十項の規定による勤務地手当の額との合計額が、施行日の前日における俸給月額とこれに対する勤務地手当の額との合計額の一・一倍に相当する額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合においては、施行日における職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、その最低保障額を附則第十項の規定による勤務地手当の支給割合に百分の百を加えたもので除して得た額の直近上位の額に相当する附則別表第一に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
 - 4 前二項の規定により定められた職員の新俸給月額がその職員が属する職務の級における俸給の幅の中になくはない場合においては、これらの項の規定にかかわらず、その額をもつて職員の俸給月額とする。
 - 5 第二項の規定の適用については、施行日の前日における職員の職務の級及び俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律並びにこれに基く政令及び人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

- 6 第二項又は第三項の規定により定められた施行日における職員の号俸が施行日の前日における号俸より下位である場合においては、一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に施行日の前日における号俸を受けていた期間を算入する。
- 7 第四項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。
- 8 施行日の前日までに職員に適用された昇給期間と一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定による昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項の規定に準じて昇給させることができる。
- 9 一般職の職員の給与に関する法律第二条第四号及び第八条第八項に規定する事項については、これに関する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

附則別表第一

俸給の新旧対照表

号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	二、四〇〇	三、〇〇〇	二九	五、二九二	六、九〇〇	五七	一、六六四	一六、七〇〇
二	二、四七〇	三、〇〇〇	三〇	五、四四四	七、一〇〇	五八	一、九九八	一七、二〇〇
三	二、五四一	三、〇五〇	三一	五、六〇〇	七、三〇〇	五九	一、三四一	一七、七〇〇
四	二、六一三	三、一五〇	三二	五、七六〇	七、五〇〇	六〇	一、六九五	一八、三〇〇
五	二、六八八	三、二五〇	三三	五、九二五	七、八〇〇	六一	一、三五八	一八、九〇〇
六	二、七六五	三、二五〇	三四	六、〇九四	八、一〇〇	六二	一、四三二	一九、五〇〇
七	二、八四四	三、四五〇	三五	六、二六九	八、四〇〇	六三	一、三一六	二〇、一〇〇
八	二、九二六	三、五五〇	三六	六、四四八	八、七〇〇	六四	一、四二二	二〇、八〇〇
九	三、〇〇九	三、六五〇	三七	六、六三三	九、〇〇〇	六五	一、六一九	二一、五〇〇
一〇	三、〇九六	三、七五〇	三八	六、八二三	九、三〇〇	六六	一、五三七	二二、二〇〇
一一	三、一八四	三、八五〇	三九	七、〇一八	九、六〇〇	六七	一、五四七	二二、九〇〇
一二	三、二七五	四、〇〇〇	四〇	七、二一九	九、九〇〇	六八	一、五九一〇	二三、六〇〇
一三	三、三六九	四、一五〇	四一	七、四二六	一〇、二〇〇	六九	一、六三五	二四、三〇〇
一四	三、四六六	四、三〇〇	四二	七、六三八	一〇、五〇〇	七〇	一、六三四	二五、〇〇〇
一五	三、五六五	四、四五〇	四三	七、八五七	一〇、八〇〇	七一		二六、〇〇〇
一六	三、六六七	四、六〇〇	四四	八、〇八二	一一、一〇〇	七二		二七、〇〇〇
一七	三、七七二	四、七五〇	四五	八、三一三	一一、四〇〇	七三	一、八三二〇	二八、〇〇〇
一八	三、八八〇	四、九〇〇	四六	八、五五一	一一、七〇〇	七四		二九、〇〇〇
一九	三、九九一	五、〇五〇	四七	八、七九六	一二、一〇〇	七五		三〇、〇〇〇
二〇	四、一〇五	五、二〇〇	四八	九、〇四七	一二、五〇〇	七六	一、九四〇	三一、〇〇〇
二一	四、二二三	五、三五〇	四九	九、三〇六	一二、九〇〇	七七		三二、〇〇〇
二二	四、三四四	五、五〇〇	五〇	九、五七三	一三、三〇〇	七八		三三、〇〇〇
二三	四、四六八	五、七〇〇	五一	九、八四七	一三、七〇〇	七九	二、一七〇〇	三四、〇〇〇
二四	四、五九六	五、九〇〇	五二	一〇、一二九	一四、二〇〇	八〇		三五、〇〇〇
二五	四、七二七	六、一〇〇	五三	一〇、四一九	一四、七〇〇	八一		三六、〇〇〇
二六	四、八六三	六、三〇〇	五四	一〇、七一七	一五、二〇〇	八二	二、三六二〇	三七、〇〇〇
二七	五、〇〇二	六、五〇〇	五五	一一、〇二四	一五、七〇〇			
二八	五、一四五	六、七〇〇	五六	一一、三三九	一六、二〇〇			

附則別表第二

俸給の切替調整表

職員の種別	職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
		特別俸給表の適用を受ける職員	税務職員及び経済調査官級別俸給表の適用を受ける職員	一号俸	三号俸	二号俸	二号俸	二号俸	三号俸	一号俸	二号俸				
	警察職員、海上保安庁職員（人事院規則に指定するものに限る。）及び矯正保護職員級別俸給表の適用を受ける職員	一号俸	三号俸	二号俸	二号俸	三号俸	一号俸	一号俸							
	船員級別俸給表の適用を受ける職員	三号俸	三号俸	四号俸	四号俸	二号俸	三号俸	四号俸	三号俸	二号俸	二号俸	二号俸			
人事院規則九一六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員	第一号（1）に掲げる職員	二号俸													
	第一号（2）に掲げる職員	一号俸													
	第二号（1）に掲げる職員	一号俸													
	第二号（2）に掲げる職員	一号俸													
	第三号（1）に掲げる職員	二号俸													
	第三号（2）に掲げる職員	一号俸													
初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令第十二条の三第一項各号に掲げる職員	第一号に掲げる職員	イ					二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸

					二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸				
					二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	一 号 俸				
					二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	二 号 俸	一 号 俸					
	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸					
第二号に掲げる職員								一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸				
								一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸				
					一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸				
第三号に掲げる職員					二 号 俸	二 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸			
第四号に掲げる職員					一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸				
第五号に掲げる職員			一 号 俸	一 号 俸	二 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸					
第七号に掲げる職員	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	二 号 俸	一 号 俸	一 号 俸	一 号 俸								

備考

- (1) 表中職務の級欄は、当該職員に適用される俸給表に定める職務の級を示すものとする。
- (2) 表中イロハニホヘト又はチに該当する職員は、それぞれ次の通りとする。
 - イ 医師及び歯科医師
 - ロ 看護婦及び看護人
 - ハ 病理細菌技術者、レントゲン技術者（助手を含む。）及び患者係事務職員
 - ニ 歯科技工、栄養士、講師、消毒婦、病棟勤務清掃人、洗濯婦、機関手、作業手、炊夫、水道手、電気手、営繕手、船員、巡視及び運転手
 - ホ 薬剤師、療工、一般事務職員、事務室勤務清掃人、裁縫婦、小使、交換手、タイピスト、給仕及び門衛
 - ヘ 医師及び歯科医師
 - ト 看護婦及び看護人
 - チ 病理細菌技術者、レントゲン技術者（助手を含む。）、患者係事務職員、消毒婦、病棟勤務清掃人、結核患者に接する洗濯婦、作業手及び患者輸送に当る運転手であつて結核病棟に勤務するもの

附 則（昭和二十六年一月三〇日法律第二七八号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第二十三条及び附則の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 職員の昭和二十六年十月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級（切替日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつた職員については、改正前の法の適用により切替日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級）とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。
- 3 職員の昭和二十六年十月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者が同表の適用を受ける当該期間内の日における職務の級を除く。）は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。
- 4 職員がこの法律の施行に伴い前項に規定する期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者の当該期間内の同表の適用を受ける日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級とする。
- 5 職員の附則第三項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日において適用を受けることとなつた改正後の法の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。
- 6 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合には、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基きされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。
- 8 附則第二項から第五項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。
- 9 この法律施行前改正前の法及びこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定に基きすでに職員に支給された附則第七項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10 改正後の法第二十三条の規定は、この法律施行の際休職にされている職員のこの法律施行後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に応じ適用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）施行後のその休職の期間」と読み替えるものとする。

附則別表第一

企業官庁職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級				企業官庁職員級別俸給表の職務の級
一般俸給表の職務の級	税務職員及び経済調査官級別俸給表の職務の級	警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正保護級職員級別俸給表の職務の級	船員級別俸給表の職務の級	
二級	一級		二級	一級
三級	二級		三級	二級
四級	三級	一級	四級	三級
五級	四級	二級	五級	四級
六級	五級	三級	六級	五級
七級	六級	四級	七級	六級
八級	七級	五級	八級	七級
九級	八級	六級	九級	八級
十級		七級	十級	九級

附則別表第二

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	三、〇〇〇	三、六〇〇
二	三、〇〇〇	三、七〇〇
三	三、〇五〇	三、八〇〇
四	三、一五〇	三、九〇〇
五	三、二五〇	四、〇〇〇
六	三、三五〇	四、一〇〇
七	三、四五〇	四、二〇〇
八	三、五五〇	四、三〇〇
九	三、六五〇	四、四〇〇
一〇	三、七五〇	四、五〇〇
一一	三、八五〇	四、六〇〇
一二	四、〇〇〇	四、七五〇
一三	四、一五〇	四、九〇〇
一四	四、三〇〇	五、〇五〇
一五	四、四五〇	五、二〇〇
一六	四、六〇〇	五、三五〇
一七	四、七五〇	五、五〇〇
一八	四、九〇〇	五、七〇〇
一九	五、〇五〇	五、九〇〇
二〇	五、二〇〇	六、一〇〇
二一	五、三五〇	六、三〇〇
二二	五、五〇〇	六、五〇〇
二三	五、七〇〇	六、七〇〇
二四	五、九〇〇	六、九〇〇
二五	六、一〇〇	七、一〇〇
二六	六、三〇〇	七、三〇〇
二七	六、五〇〇	七、五五〇
二八	六、七〇〇	七、八〇〇
二九	六、九〇〇	八、〇五〇
三〇	七、一〇〇	八、三〇〇
三一	七、三〇〇	八、六〇〇
三二	七、五〇〇	八、九〇〇
三三	七、八〇〇	九、二五〇
三四	八、一〇〇	九、六〇〇
三五	八、四〇〇	九、九五〇
三六	八、七〇〇	一〇、三〇〇
三七	九、〇〇〇	一〇、六五〇
三八	九、三〇〇	一一、〇〇〇
三九	九、六〇〇	一一、四〇〇
四〇	九、九〇〇	一一、八〇〇
四一	一〇、二〇〇	一二、二〇〇
四二	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四三	一〇、八〇〇	一三、〇〇〇
四四	一一、一〇〇	一三、五〇〇

四五	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四六	一一、七〇〇	一四、五〇〇
四七	一二、一〇〇	一五、〇〇〇
四八	一二、五〇〇	一五、五〇〇
四九	一二、九〇〇	一六、〇〇〇
五〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五一	一三、七〇〇	一七、二〇〇
五二	一四、二〇〇	一七、八〇〇
五三	一四、七〇〇	一八、四〇〇
五四	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
五五	一五、七〇〇	一九、六〇〇
五六	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
五七	一六、七〇〇	二一、二〇〇
五八	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
五九	一七、七〇〇	二二、八〇〇
六〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
六一	一八、九〇〇	二四、四〇〇
六二	一九、五〇〇	二五、二〇〇
六三	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
六四	二〇、八〇〇	二七、二〇〇
六五	二一、五〇〇	二八、二〇〇
六六	二二、二〇〇	二九、二〇〇
六七	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
六八	二三、六〇〇	三一、四〇〇
六九	二四、三〇〇	三二、五〇〇
七〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇
七一	二六、〇〇〇	三四、七〇〇
七二	二七、〇〇〇	三六、〇〇〇
七三	二八、〇〇〇	三七、三〇〇
七四	二九、〇〇〇	三八、六〇〇
七五	三〇、〇〇〇	三九、九〇〇
七六	三一、〇〇〇	四一、二〇〇
七七	三二、〇〇〇	四二、五〇〇
七八	三三、〇〇〇	四四、〇〇〇
七九	三四、〇〇〇	四五、五〇〇
八〇	三五、〇〇〇	四七、〇〇〇
八一	三六、〇〇〇	四八、五〇〇
八二	三七、〇〇〇	五〇、〇〇〇

附 則（昭和二六年一月二一日法律第三一四号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二五一号） 抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二六八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二七〇号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年一月二五日法律第三二四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第八条、第二十二條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）第九条、第九条の二、第十条の二、第十九條の二及び第十九條の三の規定並びに附則第十一項の規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。
- 3 職員の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 4 職員の昭和二十七年十一月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 5 前二項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中になくはない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 6 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基づいてされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基づいてされたものとみなす。
- 7 この法律施行前改正前の法及び一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）第一条の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 8 附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従って定められたものでなければならない。

9 削除

10 昭和二十七年における改正後の法第十九条の五の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当るときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	三、六〇〇	四、四〇〇
二	三、七〇〇	四、五〇〇
三	三、八〇〇	四、六〇〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇
五	四、〇〇〇	四、八〇〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇
七	四、二〇〇	五、〇〇〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇
一〇	四、五〇〇	五、三〇〇
一一	四、六〇〇	五、四〇〇
一二	四、七五〇	五、五五〇
一三	四、九〇〇	五、七〇〇
一四	五、〇五〇	五、八五〇
一五	五、二〇〇	六、〇〇〇
一六	五、三五〇	六、二〇〇
一七	五、五〇〇	六、四〇〇
一八	五、七〇〇	六、六五〇
一九	五、九〇〇	六、九〇〇
二〇	六、一〇〇	七、一五〇
二一	六、三〇〇	七、四〇〇
二二	六、五〇〇	七、六五〇
二三	六、七〇〇	七、九〇〇
二四	六、九〇〇	八、一五〇
二五	七、一〇〇	八、四〇〇
二六	七、三〇〇	八、六五〇
二七	七、五五〇	八、九五〇
二八	七、八〇〇	九、二五〇
二九	八、〇五〇	九、五五〇
三〇	八、三〇〇	九、八五〇
三一	八、六〇〇	一〇、二五〇
三二	八、九〇〇	一〇、六五〇
三三	九、二五〇	一一、一〇〇
三四	九、六〇〇	一一、五五〇
三五	九、九五〇	一二、〇〇〇
三六	一〇、三〇〇	一二、四五〇
三七	一〇、六五〇	一二、九〇〇
三八	一一、〇〇〇	一三、四〇〇
三九	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四〇	一一、八〇〇	一四、六〇〇
四一	一二、二〇〇	一五、二〇〇
四二	一二、六〇〇	一五、八〇〇
四三	一三、〇〇〇	一六、四〇〇
四四	一三、五〇〇	一七、一〇〇
四五	一四、〇〇〇	一七、八〇〇
四六	一四、五〇〇	一八、五〇〇
四七	一五、〇〇〇	一九、二〇〇
四八	一五、五〇〇	二〇、〇〇〇
四九	一六、〇〇〇	二〇、八〇〇
五〇	一六、六〇〇	二一、六〇〇
五一	一七、二〇〇	二二、四〇〇
五二	一七、八〇〇	二三、三〇〇
五三	一八、四〇〇	二四、二〇〇
五四	一九、〇〇〇	二五、一〇〇
五五	一九、六〇〇	二六、二〇〇
五六	二〇、四〇〇	二七、三〇〇
五七	二一、二〇〇	二八、四〇〇
五八	二二、〇〇〇	二九、五〇〇

五九	二二、八〇〇	三〇、六〇〇
六〇	二三、六〇〇	三一、九〇〇
六一	二四、四〇〇	三三、二〇〇
六二	二五、二〇〇	三四、五〇〇
六三	二六、二〇〇	三五、九〇〇
六四	二七、二〇〇	三七、三〇〇
六五	二八、二〇〇	三八、八〇〇
六六	二九、二〇〇	四〇、三〇〇
六七	三〇、三〇〇	四一、八〇〇
六八	三一、四〇〇	四三、三〇〇
六九	三二、五〇〇	四四、八〇〇
七〇	三三、六〇〇	四六、三〇〇
七一	三四、七〇〇	四七、八〇〇
七二	三六、〇〇〇	四九、五〇〇
七三	三七、三〇〇	五一、二〇〇
七四	三八、六〇〇	五二、九〇〇
七五	三九、九〇〇	五四、八〇〇
七六	四一、二〇〇	五六、七〇〇
七七	四二、五〇〇	五八、六〇〇
七八	四四、〇〇〇	六〇、五〇〇
七九	四五、五〇〇	六二、六〇〇
八〇	四七、〇〇〇	六四、七〇〇
八一	四八、五〇〇	六六、八〇〇
八二	五〇、〇〇〇	六九、〇〇〇

附 則（昭和二十八年八月一日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
(申請主義の特例)
- 4 この法律の施行の際、現に旧法（特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は従前の公務員給与法附則第三項（他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当（以下単に「俸給」という。）の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、第五条第二項の申請を要しないで、昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。
(留守家族手当の始期の特例)
- 5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。
- 6 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七条の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。
(順位の特例)
- 7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七条の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六条第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。
- 8 附則第四項の規定は、前項の者について準用する。
(特別手当)
- 9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。
- 10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。）があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。
- 11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。
- 12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。
- 13 第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。
- 14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。
(額の特例)
- 15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七条の規定に該当する者を除く。）一人につき四百円を加えた額とする。
- 16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。
(差額支給)

- 17 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項（前項において準用する場合を含む。）又は第八条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。
- 一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額
- 二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額
- 18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。
- （扶養手当の額の改訂）
- 19 昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支払を受けた者（未帰還職員に関し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。）に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまとめて支給するものとする。
- 一 扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。
- 二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。
- 三 前二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七条の規定に該当する留守家族に相当する者があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。
- （未支給の給与）
- 20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。
- （俸給の返還をさせない場合）
- 21 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。
- （療養の給付）
- 22 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。
- 23 この法律の施行前に、旧法第八条の第二項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。）附則第二条第一項又は旧法第八条の第二第二項（旧法中改正法附則第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた負傷又は疾病については、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。
- （指定医療機関）
- 24 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。
- （指定医療機関以外の医療機関から受けた療養）
- 25 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。
- （再給付の禁止）
- 26 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。但し、厚生大臣が必要であると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。
- （実績の保障）
- 27 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。
- 28 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入学したとき（日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入学したときを除く。）は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。
- （恩給法との調整）
- 29 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。
- 附 則（昭和二十八年八月一八日法律第二三七号）**
- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 3 前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中に入らない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 4 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

- 5 附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額、改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従って定められたものでなければならない。
- 6 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六条第五項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等教育職員級別俸給表を適用する。
- 7 高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員（人事院の指定する者を除く。）のうち、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第九十九条の大学を除く。）を卒業した者、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者（以下「教育職員」という。）については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができる。
- 8 人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた一般俸給表の職務の級	教育職員級別俸給表の職務の級		
	大学等教育職員級別俸給表の職務の級	高等学校等教育職員級別俸給表の職務の級	中学校、小学校等教育職員級別俸給表の職務の級
四級	一級	一級	一級
五級	二級	二級	二級
六級	三級	三級	三級
七級	四級	四級	四級
八級	五級	五級	五級
九級	六級	六級	六級
十級	七級	七級	七級
十一級	八級	八級	八級
十二級	九級	九級	九級
十三級	十級	十級	十級
十四級	十一級	十一級	
十五級	十二級		

附 則（昭和二十八年一月一日法律第二七九号）

この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

附 則（昭和二十八年一月二日法律第二八五号）抄

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項から附則第九項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 3 切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。
- 4 前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 5 附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額、法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従って定められたものでなければならない。
- 6 削除
- 7 昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七五」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 8 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。
- 10 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百七十九号）は、廃止する。

附則別表 俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	四、四〇〇	四、九〇〇
二	四、五〇〇	五、〇〇〇
三	四、六〇〇	五、一〇〇
四	四、七〇〇	五、二〇〇
五	四、八〇〇	五、三〇〇
六	四、九〇〇	五、四〇〇
七	五、〇〇〇	五、五〇〇
八	五、一〇〇	五、六〇〇
九	五、二〇〇	五、七〇〇
一〇	五、三〇〇	五、八〇〇
一一	五、四〇〇	五、九〇〇
一二	五、五五〇	六、〇五〇
一三	五、七〇〇	六、二〇〇
一四	五、八五〇	六、四〇〇

一五 六、〇〇〇
 一六 六、二〇〇
 一七 六、四〇〇
 一八 六、六五〇
 一九 六、九〇〇
 二〇 七、一五〇
 二一 七、四〇〇
 二二 七、六五〇
 二三 七、九〇〇
 二四 八、一五〇
 二五 八、四〇〇
 二六 八、六五〇
 二七 八、九五〇
 二八 九、二五〇
 二九 九、五五〇
 三〇 九、八五〇
 三一 一〇、二五〇
 三二 一〇、六五〇
 三三 一一、一〇〇
 三四 一一、五五〇
 三五 一二、〇〇〇
 三六 一二、四五〇
 三七 一二、九〇〇
 三八 一三、四〇〇
 三九 一四、〇〇〇
 四〇 一四、六〇〇
 四一 一五、二〇〇
 四二 一五、八〇〇
 四三 一六、四〇〇
 四四 一七、一〇〇
 四五 一七、八〇〇
 四六 一八、五〇〇
 四七 一九、二〇〇
 四八 二〇、〇〇〇
 四九 二〇、八〇〇
 五〇 二一、六〇〇
 五一 二二、四〇〇
 五二 二三、三〇〇
 五三 二四、二〇〇
 五四 二五、一〇〇
 五五 二六、二〇〇
 五六 二七、三〇〇
 五七 二八、四〇〇
 五八 二九、五〇〇
 五九 三〇、六〇〇
 六〇 三一、九〇〇
 六一 三三、二〇〇
 六二 三四、五〇〇
 六三 三五、九〇〇
 六四 三七、三〇〇
 六五 三八、八〇〇
 六六 四〇、三〇〇
 六七 四一、八〇〇
 六八 四三、三〇〇
 六九 四四、八〇〇
 七〇 四六、三〇〇
 七一 四七、八〇〇
 七二 四九、五〇〇
 七三 五一、二〇〇
 七四 五二、九〇〇
 七五 五四、八〇〇
 七六 五六、七〇〇
 七七 五八、六〇〇
 七八 六〇、五〇〇
 七九 六二、六〇〇
 八〇 六四、七〇〇

六、六〇〇
 六、九〇〇
 七、二〇〇
 七、五〇〇
 七、八〇〇
 八、一〇〇
 八、四〇〇
 八、七〇〇
 九、〇〇〇
 九、三〇〇
 九、六〇〇
 一〇、〇〇〇
 一〇、四〇〇
 一〇、八〇〇
 一一、二〇〇
 一一、六〇〇
 一二、一〇〇
 一二、六〇〇
 一三、一〇〇
 一三、六〇〇
 一四、一〇〇
 一四、六〇〇
 一五、一〇〇
 一五、六〇〇
 一六、三〇〇
 一七、〇〇〇
 一七、七〇〇
 一八、四〇〇
 一九、一〇〇
 一九、八〇〇
 二〇、五〇〇
 二一、二〇〇
 二二、〇〇〇
 二二、八〇〇
 二三、六〇〇
 二四、四〇〇
 二五、三〇〇
 二六、二〇〇
 二七、三〇〇
 二八、四〇〇
 二九、五〇〇
 三〇、六〇〇
 三一、七〇〇
 三二、八〇〇
 三三、九〇〇
 三五、三〇〇
 三六、七〇〇
 三八、一〇〇
 三九、六〇〇
 四一、一〇〇
 四二、七〇〇
 四四、三〇〇
 四五、九〇〇
 四七、五〇〇
 四九、一〇〇
 五〇、七〇〇
 五二、三〇〇
 五三、九〇〇
 五五、五〇〇
 五七、三〇〇
 五九、一〇〇
 六〇、九〇〇
 六二、七〇〇
 六四、五〇〇
 六六、三〇〇
 六八、一〇〇

八一	六六、八〇〇	六九、九〇〇
八二	六九、〇〇〇	七二、〇〇〇

附 則（昭和二十九年六月一日法律第一四一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十年一月二四日法律第一八四号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三条及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」と読み替えるものとする。
- 3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

附 則（昭和三一年一月二四日法律第一七四号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三条及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三一年における適用については、同項中「百分の二百三十」とあるのは、「百分の二百をこえ百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附 則（昭和三一年一月二〇日法律第一七六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年六月一日法律第一五四号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十二年四月一日から適用する。（俸給の切替及びその切替に伴う措置）
- 2 昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額（以下「切替俸給月額」という。）は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額（改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第十までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第七までに掲げる俸給表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。
- 3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額）をその者の切替俸給月額とする。
- 4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。
- 5 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。
- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。
- 9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。
- 10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。
- 11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する

職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

1 2 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

1 3 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

1 4 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。（差額の支給）

1 5 この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則第六項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。（給与の内払）

1 6 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一 行政職俸給表（一）、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、研究職俸給表及び医療職俸給表（二）の適用を受ける職員（附則別表第三及び附則別表第四の適用を受けるものを除く。）の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900		9,300	9,800		18,400	20,300	9	35,300	37,100	
5,500	6,100	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	3
5,600	6,100		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,300	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,300		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,600	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,600		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	7,000	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	7,000		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	3
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第二 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	6,600	7,400	6	11,200	12,100	6	19,100	19,900	
5,000	5,300		6,900	7,400		11,600	12,700	6	19,800	20,500	
5,100	5,400		7,200	7,800	3	12,100	12,700		20,500	21,700	6
5,200	5,500		7,500	8,200	6	12,600	13,300		21,200	22,300	
5,300	5,600		7,800	8,200		13,100	13,900	3	22,000	22,900	
5,400	5,700		8,100	8,700	3	13,600	14,500	3	22,800	24,100	6
5,500	5,800		8,400	9,200	6	14,100	15,100	6	23,600	24,700	
5,600	5,900		8,700	9,200		14,600	15,700	6	24,400	25,900	3
5,700	6,000		9,000	9,700	3	15,100	15,700		25,300	26,500	
5,800	6,200		9,300	9,700		15,600	16,300		26,200	27,700	3
5,900	6,500	3	9,600	10,300	3	16,300	17,500	3	27,300	28,900	3
6,050	6,800	6	10,000	10,900	6	17,000	18,100		28,400	30,100	3
6,200	6,800		10,400	10,900		17,700	18,700		29,500	30,700	
6,400	7,100	3	10,800	11,500	3	18,400	19,300				

附則別表第三 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6,200	6,700	
6,400	7,200	6
6,600	7,200	
6,900	7,700	6
7,200	7,700	

7, 500	8, 200	6
7, 800	8, 200	
8, 100	8, 800	6
8, 400	8, 800	
8, 700	9, 400	6
9, 000	9, 400	
9, 300	10, 000	6
9, 600		

附則別表第四 公安職俸給表（一）の適用を受ける職員で旧俸給月額が7, 500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6, 400	7, 300	
6, 600	7, 700	6
6, 900	7, 700	
7, 200	8, 100	6
7, 500	8, 100	

附則別表第五 海事職俸給表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6, 900	7, 400		11, 600	12, 800	6	19, 800	21, 600	9	32, 800	34, 200	
7, 200	8, 000	6	12, 100	12, 800		20, 500	21, 600	3	33, 900	35, 800	
7, 500	8, 000		12, 600	13, 800	6	21, 200	22, 800	9	35, 300	37, 400	3
7, 800	8, 600	6	13, 100	13, 800		22, 000	22, 800		36, 700	39, 000	6
8, 100	8, 600		13, 600	14, 800	6	22, 800	24, 200	6	38, 100	40, 600	6
8, 400	9, 200	6	14, 100	14, 800		23, 600	25, 600	9	39, 600	42, 200	6
8, 700	9, 200		14, 600	15, 800	6	24, 400	25, 600		41, 100	43, 800	6
9, 000	10, 000	6	15, 100	15, 800		25, 300	27, 000	3	42, 700	45, 400	6
9, 300	10, 000	3	15, 600	16, 800	3	26, 200	28, 400	6	44, 300	47, 000	6
9, 600	10, 800	9	16, 300	18, 000	9	27, 300	29, 800	9	45, 900	48, 600	6
10, 000	10, 800	3	17, 000	18, 000		28, 400	29, 800		47, 500	50, 200	6
10, 400	11, 800	9	17, 700	19, 200	6	29, 500	31, 200	3	49, 100	51, 800	6
10, 800	11, 800	6	18, 400	20, 400	9	30, 600	32, 600	6	50, 700	53, 400	6
11, 200	11, 800		19, 100	20, 400	3	31, 700	34, 200	9	52, 300		

附則別表第六 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5, 400	5, 900		8, 100	8, 800	6	13, 600	14, 800	6	22, 800	23, 800	
5, 500	6, 100	6	8, 400	8, 800		14, 100	14, 800		23, 600	24, 800	
5, 600	6, 100		8, 700	9, 400	6	14, 600	15, 800	6	24, 400	25, 800	3
5, 700	6, 400	6	9, 000	9, 400		15, 100	15, 800		25, 300	26, 800	3
5, 800	6, 400	3	9, 300	10, 200	6	15, 600	16, 800	3	26, 200	27, 800	3
5, 900	6, 400		9, 600	10, 200		16, 300	17, 800	6	27, 300	28, 800	3
6, 050	6, 800	6	10, 000	11, 000	6	17, 000	18, 800	9	28, 400	29, 800	
6, 200	6, 800		10, 400	11, 000		17, 700	18, 800		29, 500	30, 800	
6, 400	7, 200	6	10, 800	11, 800	6	18, 400	19, 800	3	30, 600	31, 800	
6, 600	7, 200		11, 200	11, 800		19, 100	20, 800	9	31, 700	33, 800	6
6, 900	7, 600	6	11, 600	12, 800	6	19, 800	20, 800	3	32, 800	34, 800	3
7, 200	7, 600		12, 100	12, 800		20, 500	21, 800	6			
7, 500	8, 200	6	12, 600	13, 800	6	21, 200	22, 800	9			
7, 800	8, 200		13, 100	13, 800		22, 000	23, 800	9			

附則別表第七 教育職俸給表（一）及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6, 900	7, 400		12, 600	13, 800	6	22, 800	23, 600		41, 100	42, 800	
7, 200	8, 000	6	13, 100	13, 800		23, 600	25, 200	6	42, 700	44, 400	
7, 500	8, 000		13, 600	14, 800	6	24, 400	26, 800	9	44, 300	46, 000	
7, 800	8, 600	6	14, 100	14, 800		25, 300	26, 800	3	45, 900	47, 600	
8, 100	8, 600		14, 600	15, 800	6	26, 200	28, 400	6	47, 500	49, 600	3
8, 400	9, 200	6	15, 100	15, 800		27, 300	30, 000	9	49, 100	51, 600	6
8, 700	9, 200		15, 600	17, 000	6	28, 400	30, 000	3	50, 700	53, 600	6
9, 000	9, 800	6	16, 300	17, 000		29, 500	31, 600	6	52, 300	55, 600	
9, 300	9, 800		17, 000	18, 200	3	30, 600	33, 200	9	53, 900	55, 600	
9, 600	10, 800	9	17, 700	19, 400	9	31, 700	33, 200		55, 500	57, 600	
10, 000	10, 800	3	18, 400	19, 400	3	32, 800	34, 800	3	57, 300	60, 000	
10, 400	11, 800	9	19, 100	20, 800	9	33, 900	36, 400	6	59, 100	62, 400	

10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
11,200	11,800		20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
12,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

附則別表第八 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	6,600		10,400	11,800	9	18,400	19,800	3	31,700	33,300	
6,200	7,000	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	7,000		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400		12,100	12,800		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800	6	41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第九 教育職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	6,600		10,000	10,600		17,000	18,300	3	28,400	30,000	3
6,200	7,000	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	7,000		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第十 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,600	7,300	3	11,600	12,600	3	20,500	21,500	
6,900	7,800	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,800		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附 則（昭和三年一月一八日法律第一八二号）

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附 則（昭和三年四月二五日法律第八七号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十三年一月五日法律第一七六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十四条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により基く場合を含む。))の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3 昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

附 則 (昭和三十三年一月二三日法律第一七九号) 抄

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年四月一三日法律第一一九号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

2 一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」という。)の昭和三十三年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)

3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十三年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(給与の内払)

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十三年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当の特例)

6 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十三年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。)の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
6, 830	6, 500	19, 210	18, 300	44, 230	42, 200
7, 040	6, 700	20, 260	19, 300	46, 540	44, 400
7, 360	7, 000	21, 300	20, 300	48, 840	46, 600
7, 780	7, 400	22, 460	21, 400	51, 150	48, 800
8, 200	7, 800	23, 710	22, 600	53, 450	51, 000
9, 020	8, 600	24, 970	23, 800	55, 750	53, 200
9, 850	9, 400	26, 220	25, 000	58, 060	55, 400
10, 680	10, 200	27, 480	26, 200	60, 360	57, 600
11, 210	10, 700	28, 840	27, 500	62, 870	60, 000
11, 950	11, 400	30, 310	28, 900	65, 390	62, 400
12, 680	12, 100	31, 770	30, 300	67, 900	64, 800
13, 530	12, 900	33, 550	32, 000	70, 410	67, 200
14, 470	13, 800	35, 330	33, 700	72, 920	69, 600
15, 420	14, 700	37, 110	35, 400	75, 440	72, 000
16, 370	15, 600	38, 890	37, 100	78, 580	75, 000
17, 310	16, 500	40, 670	38, 800	81, 720	78, 000
18, 260	17, 400	42, 450	40, 500		

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
5, 600	5, 300	11, 230	10, 700	22, 140	21, 100
5, 700	5, 400	11, 860	11, 300	22, 770	21, 700
5, 810	5, 500	12, 490	11, 900	23, 400	22, 300
5, 910	5, 600	13, 120	12, 500	24, 030	22, 900
6, 120	5, 800	13, 750	13, 100	24, 650	23, 500

6, 320	6, 000	14, 370	13, 700	25, 280	24, 100
6, 530	6, 200	15, 000	14, 300	25, 910	24, 700
6, 730	6, 400	15, 630	14, 900	26, 540	25, 300
6, 940	6, 600	16, 260	15, 500	27, 170	25, 900
7, 250	6, 900	16, 890	16, 100	27, 800	26, 500
7, 570	7, 200	17, 510	16, 700	28, 420	27, 100
7, 880	7, 500	18, 040	17, 200	29, 050	27, 700
8, 200	7, 800	18, 570	17, 700	29, 680	28, 300
8, 610	8, 200	19, 100	18, 200	30, 310	28, 900
9, 030	8, 600	19, 630	18, 700	30, 940	29, 500
9, 560	9, 100	20, 260	19, 300	31, 560	30, 100
10, 080	9, 600	20, 880	19, 900	32, 190	30, 700
10, 600	10, 100	21, 510	20, 500	32, 820	31, 300

附則別表第三 税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12, 150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
7, 460	7, 100
7, 990	7, 600
8, 510	8, 100
9, 030	8, 600
9, 760	9, 300
10, 490	10, 000
11, 320	10, 800
12, 150	11, 600

附則別表第四 公安職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額のうち12, 150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8, 090	7, 700
8, 510	8, 100
8, 930	8, 500
9, 450	9, 000
10, 280	9, 800
11, 210	10, 700
12, 150	11, 600

附則別表第五 公安職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額のうち12, 150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6, 230	5, 900
6, 530	6, 200
6, 940	6, 600
7, 360	7, 000
7, 780	7, 400
8, 200	7, 800
8, 820	8, 400
9, 450	9, 000
10, 280	9, 800
11, 210	10, 700
12, 150	11, 600

附則別表第六 海事職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
8, 200	7, 800	20, 150	19, 200	39, 210	37, 400
8, 820	8, 400	21, 410	20, 400	40, 880	39, 000
9, 450	9, 000	22, 660	21, 600	42, 560	40, 600
10, 080	9, 600	23, 920	22, 800	44, 230	42, 200
11, 120	10, 600	25, 390	24, 200	45, 910	43, 800
12, 260	11, 700	26, 850	25, 600	47, 580	45, 400
13, 400	12, 800	28, 320	27, 000	49, 260	47, 000
14, 150	13, 500	29, 780	28, 400	50, 940	48, 600
15, 000	14, 300	31, 250	29, 800	52, 610	50, 200
15, 840	15, 100	32, 720	31, 200	54, 290	51, 800
16, 790	16, 000	34, 180	32, 600	55, 960	53, 400
17, 740	16, 900	35, 860	34, 200		
18, 890	18, 000	37, 530	35, 800		

附則別表第七 海事職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
6, 330	6, 000	13, 850	13, 200	26, 020	24, 800
6, 730	6, 400	14, 900	14, 200	27, 060	25, 800
7, 150	6, 800	15, 940	15, 200	28, 110	26, 800
7, 570	7, 200	16, 890	16, 100	29, 160	27, 800
7, 990	7, 600	17, 840	17, 000	30, 200	28, 800
8, 410	8, 000	18, 790	17, 900	31, 250	29, 800
9, 030	8, 600	19, 730	18, 800	32, 300	30, 800
9, 660	9, 200	20, 780	19, 800	33, 340	31, 800
10, 290	9, 800	21, 830	20, 800	34, 390	32, 800
11, 130	10, 600	22, 870	21, 800	35, 440	33, 800
11, 970	11, 400	23, 920	22, 800	36, 490	34, 800
12, 800	12, 200	24, 970	23, 800		

附則別表第八 教育職俸給表（一）及び医療職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第十二に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
8, 200	7, 800	23, 290	22, 200	48, 210	46, 000
8, 820	8, 400	24, 760	23, 600	49, 890	47, 600
9, 650	9, 200	26, 430	25, 200	51, 980	49, 600
10, 480	10, 000	28, 110	26, 800	54, 080	51, 600
11, 310	10, 800	29, 780	28, 400	56, 170	53, 600
12, 060	11, 500	31, 460	30, 000	58, 270	55, 600
13, 000	12, 400	33, 140	31, 600	60, 360	57, 600
13, 950	13, 300	34, 810	33, 200	62, 870	60, 000
14, 900	14, 200	36, 490	34, 800	65, 390	62, 400
15, 840	15, 100	38, 160	36, 400	67, 900	64, 800
16, 790	16, 000	39, 840	38, 000	70, 410	67, 200
17, 950	17, 100	41, 510	39, 600	72, 920	69, 600
19, 100	18, 200	43, 190	41, 200	75, 440	72, 000
20, 360	19, 400	44, 860	42, 800	78, 580	75, 000
21, 830	20, 800	46, 540	44, 400	81, 720	78, 000

附則別表第九 教育職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7, 360	7, 000	18, 690	17, 800	34, 920	33, 300
7, 780	7, 400	19, 730	18, 800	36, 490	34, 800
8, 200	7, 800	20, 780	19, 800	38, 060	36, 300
8, 820	8, 400	21, 830	20, 800	39, 630	37, 800
9, 650	9, 200	22, 870	21, 800	41, 200	39, 300
10, 480	10, 000	23, 920	22, 800	42, 770	40, 800
11, 310	10, 800	24, 970	23, 800	44, 340	42, 300
12, 060	11, 500	26, 020	24, 800	45, 910	43, 800
13, 000	12, 400	27, 060	25, 800	47, 480	45, 300
13, 950	13, 300	28, 320	27, 000	49, 050	46, 800
14, 900	14, 200	29, 580	28, 200	50, 620	48, 300
15, 840	15, 100	30, 830	29, 400	52, 190	49, 800
16, 790	16, 000	32, 090	30, 600	53, 760	51, 300
17, 740	16, 900	33, 340	31, 800	55, 330	52, 800

附則別表第十 教育職俸給表（三）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7, 360	7, 000	18, 260	17, 400	33, 970	32, 400
7, 780	7, 400	19, 210	18, 300	35, 230	33, 600
8, 200	7, 800	20, 260	19, 300	36, 490	34, 800
8, 820	8, 400	21, 300	20, 300	37, 740	36, 000
9, 650	9, 200	22, 350	21, 300	39, 000	37, 200
10, 480	10, 000	23, 400	22, 300	40, 570	38, 700
11, 310	10, 800	24, 440	23, 300	42, 140	40, 200
11, 950	11, 400	25, 490	24, 300	43, 710	41, 700
12, 680	12, 100	26, 540	25, 300	45, 280	43, 200
13, 530	12, 900	27, 690	26, 400	46, 850	44, 700
14, 470	13, 800	28, 950	27, 600	48, 420	46, 200
15, 420	14, 700	30, 200	28, 800	49, 990	47, 700

16,370	15,600	31,460	30,000	
17,310	16,500	32,720	31,200	

附則別表第十一 研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二 医療職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
12,560	12,000
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

附則別表第十三 医療職俸給表（三）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7,470	7,100	15,630	14,900	26,750	25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

附 則（昭和三十五年六月九日法律第九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

（俸給表の改正に伴う措置）

2 昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

4 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和三十五年一月二二日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2 昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日に受ける号俸を受けていた月数（人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数）に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄

に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。

- 3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。
- 4 切替日の前日において改正前の法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。
- 5 切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表（一）の備考（三）の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考（四）の適用を受ける職員で三等級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表（二）の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。
- 6 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。
- 7 切替日以後この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。
- 8 昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。
- 9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。
- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。
（給与の内払）
- 11 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和三十六年六月一五日法律第一三二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
（給与の内払）
- 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）及び改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、一般職の職員の給与に関する法律及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和三十六年十一月一日法律第一七六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第十条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。
（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）
- 2 昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する職員で人事院が定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降行政職俸給表（一）を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が附則別表第二に掲げられている場合においてはその号俸に対応する同表に掲げる号俸とし、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。
- 3 切替日の前日において改正前の法の規定により研究職俸給表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸に対応する附則別表第四に掲げる号俸とする。
- 4 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。
- 5 前三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員で人事院が定めるものに対する切替日以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、人事院が定める期間を前三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。
- 6 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第五十号）附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに対するこの法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「十五日」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。
- 7 昭和三十二年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）による改正前の法の規定による高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日までの間に学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により学士と称することができる者又は学位を授与された者（以下この項において「学士等」という。）となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の法第八条第六項又は第八項の規定の適用については、

予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間（以下この項において「昇給期間」という。）を短縮することができる。ただし、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則第七項の規定を受けた職員及び昭和三十三年四月一日以後学士等となつたことによりその号俸を一号俸以上上位の号俸に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事院の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわない。

- 8 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等となつた者については、当該タイピスト等となつた日以降行政職俸給表（一）を適用するものとし、その者並びに切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの、新たに研究職俸給表の適用を受ける職員となつた者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額について異動のあつたものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- 9 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 10 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間（附則第五項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 11 附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。
- 12 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等となつた者及び行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。
- 13 前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百七十六号）附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額との合計額」とする。
- 14 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。
- 15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。
（給与の内払）
- 16 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一 附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する行政職俸給表（二）の職務の等級	切替日における行政職俸給表（一）の職務の等級
1 等級	6 等級
2 等級	6 等級
3 等級	7 等級
4 等級	8 等級
5 等級	8 等級

附則別表第二 附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の1 等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号俸	6 号俸
2 号俸	7 号俸
3 号俸	8 号俸
4 号俸	9 号俸
5 号俸	10 号俸
6 号俸	11 号俸
7 号俸	12 号俸
8 号俸	13 号俸
9 号俸	14 号俸
10 号俸	15 号俸
11 号俸	16 号俸
12 号俸	17 号俸
13 号俸	19 号俸

ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の2 等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸

1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	10号俸
12号俸	11号俸
13号俸	12号俸
14号俸	12号俸
15号俸	13号俸
16号俸	14号俸
17号俸	14号俸
18号俸	15号俸
19号俸	15号俸
20号俸	16号俸
21号俸	17号俸
22号俸	17号俸
23号俸	18号俸
24号俸	19号俸
25号俸	19号俸
26号俸	

ハ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	7号俸
9号俸	8号俸
10号俸	9号俸
11号俸	9号俸
12号俸	10号俸
13号俸	10号俸
14号俸	11号俸
15号俸	12号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸
18号俸	13号俸
19号俸	14号俸
20号俸	14号俸
21号俸	15号俸
22号俸	16号俸
23号俸	16号俸
24号俸	17号俸
25号俸	18号俸
26号俸	18号俸

ニ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	6号俸
6号俸	7号俸
7号俸	8号俸
8号俸	9号俸
9号俸	10号俸
10号俸	11号俸

1 1号俸	1 2号俸
1 2号俸	1 2号俸
1 3号俸	1 3号俸
1 4号俸	1 4号俸
1 5号俸	1 5号俸
1 6号俸	1 5号俸
1 7号俸	1 6号俸
1 8号俸	1 7号俸
1 9号俸	1 8号俸

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の5等級である者

切替日の前日において受ける号俸

切替日における号俸

5号俸	1号俸
6号俸	2号俸
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
1 0号俸	6号俸
1 1号俸	7号俸
1 2号俸	8号俸
1 3号俸	9号俸
1 4号俸	1 0号俸
1 5号俸	1 0号俸
1 6号俸	1 1号俸
1 7号俸	1 1号俸
1 8号俸	1 2号俸
1 9号俸	1 2号俸
2 0号俸	1 3号俸
2 1号俸	1 4号俸
2 2号俸	1 5号俸
2 3号俸	1 5号俸
2 4号俸	1 6号俸
2 5号俸	1 7号俸
2 6号俸	1 8号俸

附則別表第三 研究職俸給表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級

切替日における職務の等級

1等級	1等級
2等級	2等級
3等級	2等級
4等級	3等級
5等級	4等級
6等級	5等級
7等級	6等級

附則別表第四 研究職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸

切替日における号俸

1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸

ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受ける号俸

切替日における号俸

1号俸	8号俸
2号俸	9号俸
3号俸	1 0号俸
4号俸	1 1号俸
5号俸	1 2号俸
6号俸	1 3号俸
7号俸	1 4号俸
8号俸	1 5号俸
9号俸	1 6号俸
1 0号俸	1 7号俸

1 1号俸	1 8号俸
1 2号俸	1 9号俸
1 3号俸	2 0号俸
1 4号俸	2 1号俸
ハ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者	
切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
1 0号俸	1 0号俸
1 1号俸	1 1号俸
1 2号俸	1 1号俸
1 3号俸	1 2号俸
1 4号俸	1 3号俸
1 5号俸	1 3号俸
1 6号俸	1 4号俸
ニ 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者	
切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸
5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	1 0号俸
8号俸	1 1号俸
9号俸	1 2号俸
1 0号俸	1 3号俸
1 1号俸	1 4号俸
1 2号俸	1 5号俸
1 3号俸	1 6号俸
1 4号俸	1 7号俸
1 5号俸	1 8号俸
1 6号俸	1 9号俸
1 7号俸	2 0号俸
1 8号俸	2 1号俸
1 9号俸	2 2号俸
2 0号俸	2 3号俸
2 1号俸	2 4号俸
2 2号俸	2 5号俸
2 3号俸	2 6号俸
ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者	
切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	3号俸
2号俸	4号俸
3号俸	5号俸
4号俸	6号俸
5号俸	7号俸
6号俸	8号俸
7号俸	9号俸
8号俸	1 0号俸
9号俸	1 1号俸
1 0号俸	1 2号俸
1 1号俸	1 3号俸
1 2号俸	1 4号俸
1 3号俸	1 5号俸
1 4号俸	1 6号俸
1 5号俸	1 7号俸
1 6号俸	1 8号俸

17号俸	19号俸
18号俸	20号俸
19号俸	21号俸
20号俸	22号俸
21号俸	23号俸
22号俸	24号俸
23号俸	25号俸
24号俸	26号俸
25号俸	27号俸
26号俸	28号俸
27号俸	29号俸

へ 切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸
5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	10号俸
8号俸	11号俸
9号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸
24号俸	27号俸
25号俸	28号俸

ト 切替日の前日においてその属する職務の等級が7等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	12号俸
13号俸	13号俸
14号俸	14号俸
15号俸	15号俸
16号俸	16号俸
17号俸	17号俸

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三十八年二月二八日法律第六号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
（号俸職員の切替え）
- 2 昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下次項において「号俸職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表第一から附則別表第七までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸はその者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 3 号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間（切替日前一年以内において法第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額、その者の旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額の欄に掲げる額とする。
（旧号俸を受けていた期間の通算）
- 4 附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員（法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員を除く。）に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
（最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等）
- 5 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 6 切替日の前日において教育職俸給表（一）又は教育職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、切替日において教育職俸給表（四）の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日において教育職俸給表（一）又は教育職俸給表（二）の適用を受けるものとした場合との権衡を考慮して、人事院規則で定める。
- 7 前二項の場合において、附則第三項に規定する職員に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の俸給月額、当該暫定の俸給月額を受ける期間及び当該暫定の俸給月額を受けることがなくなった日における号俸を定めるものとする。
（旧号俸を受けていた期間の特例）
- 8 附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表（二）の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員（以下この項において「教育職員」という。）以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。
（施行日までの異動者の号俸の決定等）
- 9 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事院の定めるところによる。
（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整）
- 10 昭和三十三年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
（昭和三十八年六月三十日までの間の法第八条の特例）
- 11 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額」と読み替えるものとする。
- 12 附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替えられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定める。
（旧暫定手当月額の保障）
- 13 切替日から施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号。以下「昭和三十三年改正法」という。）附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に対応する改正前の昭和三十三年改正法附

則第十七項から附則第十九項まで、附則第二十一項若しくは附則第二十二項の規定又は改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十六号）附則第十五項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもって、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

（昭和三十二年改正法附則第二十六項の改正規定の経過措置）

1 4 切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和三十二年改正法附則第十六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項本文の規定の適用を受けるに至った日の昭和三十八年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

（勤勉手当の額の特例）

1 5 昭和三十七年十二月十五日において改正前の法の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の法の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の法の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の法の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

（旧号俸等の基礎）

1 6 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

1 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

1 8 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	4 等級			5 等級			6 等級			7 等級			8 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	1 等級			2 等級			3 等級			4 等級			5 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1			1		
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		

13	10		116	29,700	129	24,900	13		13	
14	11		129	30,500	12		143	19,800	14	
15	12		12		133	26,100	156	20,300	15	
16	13		133	32,000	146	26,700	169	20,800	16	
17	14		146	32,600	159	27,200	16		17	
18	15		159	33,200	15		173	21,800	18	
19	16		15		163	28,200	186	22,300	19	
20	17		16		176	28,700	199	22,800	20	
21	18		17		189	29,200	19		213	19,600
22	19		18		18		203	23,800	226	20,100
23	20		19		19		216	24,300	239	20,600
24	21		20		20		229	24,800	23	
25	22		21		21		22		243	21,600
26	23		22		22		233	25,600	256	22,100
27	24		23		23		246	26,000	269	22,600
28	25		24		24		259	26,400	26	
29							25		273	23,500
30									286	23,900
31									299	24,300
32									29	

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			
	区分	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	
		月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	
1		1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900	1		1			
2		1			2	9	26,900	2	9	21,100	2		2			
3		2			2			2			3	3	18,700	3		
4		3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800	4		
5		4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900	5		
6		5			5	9	32,600	5	9	26,000	5		6			
7		6			5			5			6	3	23,200	7		
8		7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9		8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10		9			8			8	9	31,200	8		10	3	18,300	
11		10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,200
12		11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,100
13		12			11			10			11	9	29,700	12		
14		13			12			11			11			13		
15		14			13			12			12			14		
16		15			14			13			13					
17					14			14			14					

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			
	区分	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	号俸	暫定俸給月額	
		月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	
1		1	9	33,200	1			1			1		1			
2		1			2	3	24,100	2			2		2			
3		2			3	6	25,500	3	3	18,900	3		3			
4		3			4	9	26,900	4	6	20,000	4		4			
5		4			4			5	9	21,200	5		5			
6		5			5	3	29,800	5			6	3	18,900	6		
7		6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	20,000	7		
8		7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,100	8		
9		8			7			8	9	26,100	8		9	3	18,900	
10		9			8			8			9	3	23,400	10	6	20,000
11		10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,100
12		11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13		12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14		13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15		14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16		15			14			13			14	9	30,700	14		
17					15			14			14			15	3	28,300

18				16		15		15		16	6	29,400
19				17		16		16		17	9	30,500
20				18		17		17		17		
21						18		18		18		
22						19		19		19		
23						20		20		20		
24						21		21		21		
25						22		22		22		
26								23		23		
27								24		24		
28										25		
29										26		

ロ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

旧号俸	職 務 の 3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級					
	区 分	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額	号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額		
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1		1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900	1			1			1				
2		1			2	9	26,900	2	9	21,100	2			2			2				
3		2			2			2			3	3	18,700	3			3				
4		3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800	4			4				
5		4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900	5			5				
6		5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6				
7		6			5			5			6	3	23,200	7			7				
8		7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8				
9		8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,500	9				
10		9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,500	10				
11		10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,500	11				
12		11			10			9			10	6	28,700	11			12				
13		12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,300		
14		13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,300		
15		14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,100		
16		15			14			13			13			14			15				
17								14			14			15	3	26,200	16	3	21,500		
18								15			15			16	6	26,900	17	6	22,200		
19								16			16			17	9	27,600	18	9	22,900		
20											17			17			18				
21											18			18			19	3	24,200		
22														19			20	6	24,800		
23														20			21	9	25,400		
24														21			21				

附則別表第四 海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分	2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
旧号俸												
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11	3	22,600
12	10			9			10			12	6	23,700
13	11			10			11	3	34,000	13	9	24,600
14	12			11			12	6	35,100	13		
15	13			12			13	9	36,000	14	3	26,500
16	14			13			13			15	6	27,400
17				14			14			16	9	28,300
18							15			16		
19							16			17	3	29,900
20										18	6	30,600
21										19	9	31,300
22										19		
23										20		

ロ 海事職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級 区分	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
旧号俸												
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	6	24,700	1			1			1		
2	2	9	26,000	2			2			2		
3	2			3			3			3		
4	3	3	28,900	4			4			4		
5	4	6	30,200	5	3	23,500	5			5		
6	5	9	31,500	6	6	24,700	6			6		
7	5			7	9	25,900	7			7		
8	6	3	34,500	7			8			8		
9	7	6	35,800	8	3	28,600	9			9		
10	8	9	37,000	9	6	29,800	10	3	23,200	10		
11	8			10	9	31,000	11	6	24,300	11		
12	9			10			12	9	25,400	12		
13	10			11	3	33,300	12			13		
14	11			12	6	34,300	13	3	27,000	14		
15	12			13	9	35,200	14	6	27,800	15		
16	13			13			15	9	28,600	16	3	22,200
17	14			14			15			17	6	22,900
18	15			15			16	3	30,200	18	9	23,500
19	16			16			17	6	30,900	18		
20	17			17			18	9	31,600	19	3	24,700
21	18			18			18			20	6	25,300
22	19			19			19			21	9	25,900
23	20			20			20			21		
24	21			21			21			22	3	27,100
25	22			22			22			23	6	27,700

附則別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級 区分	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
旧号俸												
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	6	29,600	1	9	24,300	1			1		
2	2	9	31,500	1			2			2		

3	2			2	3	27,500	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	29,100	4			4		
5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4			6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	7			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	8	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11	9			8			10	9	29,300	10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3	32,400	12	6	25,900
14	12			11			12	6	33,800	13	9	27,200
15	13			12			13	9	35,000	13		
16	14			13			13			14	3	29,800
17	15			14			14			15	6	30,900
18	16			15			15			16	9	32,000
19	17			16			16			16		
20	18			17			17			17		
21	19			18			18			18		
22	20			19			19			19		
23	21			20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24			24			24		

ロ 教育職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	職務の等級			2等級			3等級		
	区分	号俸	期間	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1		1	月			円	1		
2		2					2		
3		3					3		
4		4					4		
5		5	3			20,500	5		
6		6	6			21,600	6		
7		7	9			22,900	7		
8		7					8		
9		8	3			25,600	9		
10		9	6			26,900	10		
11		10	9			28,200	11	3	20,000
12		10					12	6	21,200
13		11	3			31,200	13	9	22,400
14		12	6			32,500	13		
15		13	9			33,800	14	3	25,000
16		13					15	6	26,200
17		14					16	9	27,300
18		15					16		
19		16					17	3	29,700
20		17					18	6	30,800
21		18					19	9	31,900
22		19					19		
23		20					20		
24		21					21		
25		22					22		
26		23					23		
27		24					24		
28		25					25		
29		26					26		
30		27					27		
31		28							
32		29							
33		30							
34		31							
35		32							

ハ 教育職俸給表（三）の適用を受ける者

旧号俸	職務の等級			1等級			2等級			3等級		
	区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額		
		月	円		月	円		月	円		円	
1		1			1			1				
2		2		30,600	2			2				
3		3		31,900	3			3				
4		4		33,300	4			4				
5		4			5			5				
6		5			6			6				
7		6			7			7				
8		7			8	3	20,100	8				
9		8			9	6	21,100	9				
10		9			10	9	22,300	10				
11		10			10			11	3	19,500		
12		11			11	3	24,900	12	6	20,500		
13		12			12	6	26,200	13	9	21,500		
14		13			13	9	27,500	13				
15		14			13			14	3	23,900		
16		15			14	3	30,500	15	6	25,000		
17		16			15	6	31,800	16	9	26,100		
18		17			16	9	33,100	16				
19		18			16			17	3	27,900		
20		19			17			18	6	28,700		
21		20			18			19	9	29,500		
22		21			19			19				
23		22			20			20				
24		23			21			21				
25		24			22							
26		25			23							
27					24							
28					25							
29					26							
30					27							
31					28							
32					29							
33					30							
34					31							
35					32							
36					33							
37					34							

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	職務の等級			3等級			4等級			5等級			6等級		
	区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額		
		月	円		月	円		月	円		月	円			
1		1			1			1			1				
2		2		26,300	2			2			2				
3		3		27,800	3			3			3				
4		4		29,300	4			4			4				
5		4			5	3	20,000	5			5				
6		5		32,500	6	6	21,300	6			6				
7		6		34,000	7	9	22,600	7			7				
8		7		35,500	7			8	3	19,600	8				
9		7			8	3	25,400	9	6	20,800	9				
10		8			9	6	26,700	10	9	22,000	10				
11		9			10	9	28,100	10			11				
12		10			10			11	3	24,600	12	3	19,000		
13		11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900		
14		12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700		
15		13			13	9	33,900	13			14				
16		14			13			14	3	30,000	15				
17		15			14			15	6	31,300	16				
18		16			15			16	9	32,600					
19		17			16			16							

20	18			17			17				
21	19			18			18				
22	20			19			19				
23	21			20			20				
24	22			21			21				
25	23			22			22				
26	24			23			23				
27				24			24				
28				25			25				
29				26							

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	職務の等級 区分	4等級			5等級		
		号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
			月	円		月	円
1		1	6	29,600	1		
2		2	9	31,500	2		
3		2			3	3	21,400
4		3	3	35,700	4	6	22,700
5		4	6	37,600	5	9	24,300
6		5	9	39,500	5		
7		5			6	3	27,500
8		6			7	6	29,100
9		7			8	9	30,700
10		8			8		
11		9			9	3	34,300
12		10			10	6	35,900
13		11			11	9	37,500
14		12			11		
15		13			12		
16		14			13		
17		15			14		
18		16			15		
19		17			16		
20		18			17		
21		19			18		
22		20			19		
23					20		
24					21		
25					22		

ロ 医療職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	職務の等級 区分	3等級			4等級			5等級		
		号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
			月	円		月	円		月	円
1		1	6	19,600	1			1		
2		2	9	21,000	2			2		
3		2			3			3		
4		3	3	24,200	4			4		
5		4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6		5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7		5			7	9	20,800	7		
8		6	3	29,900	7			8	3	18,600
9		7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10		8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11		8			10	9	25,700	10		
12		9			10			11	3	22,800
13		10			11	3	28,500	12	6	23,900
14		11			12	6	29,700	13	9	25,000
15		12			13	9	30,900	13		
16		13			13			14	3	27,100
17		14			14			15	6	28,000
18		15			15			16	9	28,900
19		16			16			16		

20	17			17			17
21				18			18
22				19			19
23				20			
24				21			

ハ 医療職俸給表（三）の適用を受ける者

旧号俸	1 等級			2 等級			3 等級			4 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	26,100	1	6	19,700	1			1		
2	1			2	9	20,900	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700	6		
7	5			5			7	6	19,700	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,500
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第八

俸給表	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職俸給表（一）			1-12	1-13	1-18	1-18	5-18	8-17	15-17
行政職俸給表（二）		1-28	7-28	10-28	17-29	24-32			
税務職俸給表		1-9	1-12	1-16	1-16	3-17	6-17	13-15	
公安職俸給表（一）		1-9	1-12	1-16	1-20	6-25	9-27	12-29	
公安職俸給表（二）		1-9	1-12	1-16	1-16	3-19	6-21	12-24	16-24
海事職俸給表（一）		1-16	1-16	3-17	8-19	14-23			
海事職俸給表（二）		3-25	8-24	13-25	19-25				
教育職俸給表（一）		1-22	1-22	1-23	2-27	8-27	11-26		
教育職俸給表（二）		1-22	8-35	14-30					
教育職俸給表（三）		1-26	11-37	14-24					
研究職俸給表			1-21	1-26	8-29	11-28	15-17		
医療職俸給表（一）			1-15	1-18	1-22	6-25			
医療職俸給表（二）		1-12	1-15	3-20	8-24	11-22			
医療職俸給表（三）		1-23	3-23	9-20	13-18				

備考 本表中「1-12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

附 則（昭和三十八年二月二〇日法律第一七四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

（高等学校等の教諭等の号俸の切替え等）

2 昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表（二）の二等級である職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により受ける号俸（以下この項において「旧号俸」という。）の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

4 昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の法の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそ

れぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五日」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

- 5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日前の異動者等の号俸等の調整）

- 6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

- 9 改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

俸給表	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職俸給表（一）			1—1 3	1—1 4	1—1 9	5—1 9	9—1 9	1 2—1 8	
行政職俸給表（二）		5—2 9	1 1—2 9	1 4—2 9	2 1—3 0	2 8—3 3			
税務職俸給表		1—1 0	1—1 3	1—1 7	3—1 7	7—1 8	1 0—1 8		
公安職俸給表（一）		1—1 0	1—1 3	1—1 7	5—2 1	1 0—2 6	1 3—2 8	1 6—3 0	
公安職俸給表（二）		1—1 0	1—1 3	1—1 7	3—1 7	7—2 0	1 0—2 2	1 6—2 5	2 0—2 5
海事職俸給表（一）		1—1 7	2—1 7	7—1 8	1 2—2 0	1 8—2 4			
海事職俸給表（二）		7—2 6	1 2—2 5	1 7—2 6	2 3—2 6				
教育職俸給表（一）			1—2 3	3—2 4	6—2 8	1 2—2 8	1 5—2 7		
教育職俸給表（二）		1—2 3	1 2—2 1	1 8—3 1					
教育職俸給表（三）		1—2 7	1 5—3 8	1 8—2 5					
研究職俸給表			1—2 2	5—2 7	1 2—3 0	1 5—2 9			
医療職俸給表（一）			1—1 6	1—1 9	3—2 3	1 0—2 6			
医療職俸給表（二）		1—1 3	1—1 6	7—2 1	1 2—2 5	1 5—2 3			
医療職俸給表（三）		2—2 4	7—2 4	1 3—2 1	1 7—1 9				

備考 本表中「1—1 3」等とあるのは、「1号俸から1 3号俸までの号俸」等を示す。

附 則（昭和三十九年二月一七日法律第一七四号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに附則第十六項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第二条第六号を除く。）の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

（指定職俸給表の適用）

- 3 昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が行政職俸給表（一）の一等級、教育職俸給表（一）の一等級、研究職俸給表の一等級又は医療職俸給表（一）の一等級である職員は、切替日において指定職俸給表の適用を受ける職員として定められるものとする。

（職務の等級の切替え）

- 4 旧等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職俸給表（一）の四等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の三等級又は四等級とする。

（号俸の切替え）

- 5 附則第三項に規定する職員のうち切替日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受けることとなる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）及び前項に規定する職員（次項、附則第七項及び附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

- 6 旧等級が行政職俸給表（一）の三等級、税務職俸給表の二等級、公安職俸給表（一）の二等級又は公安職俸給表（二）の二等級である職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸である職員にあつては、一号俸）とする。

- 7 附則第四項の規定により切替日における職務の等級が行政職俸給表（一）の三等級となる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸に対応する附則別表第二に定める号俸とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

- 8 前三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

9 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(昇給期間の短縮)

10 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（昭和三十九年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月（昭和三十七年九月三十日において同表の表に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員（以下「六月短縮職員」という。）にあつては、六月）を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

11 前項の規定の適用により昭和三十九年十月一日に昇給することとなる六月短縮職員のうち、当該昇給前の号俸又は俸給月額を受けていた期間（附則第九項の規定により当該号俸又は俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。）が前項の規定により短縮された昇給規定に定める期間をこえる職員で人事院の定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

(切替日からこの法律の施行の日の前日までの間の異動者の号俸等)

12 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

13 昭和三十三年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

14 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

15 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

16 この附則に定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十八項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表（一）	2等級 3等級	1等級 2等級
教育職俸給表（一）	2等級 3等級 4等級 5等級 6等級	1等級 2等級 3等級 4等級 5等級
研究職俸給表	2等級 3等級 4等級 5等級 6等級	1等級 2等級 3等級 4等級 5等級
医療職俸給表（一）	2等級 3等級 4等級 5等級	1等級 2等級 3等級 4等級

附則別表第二 行政職俸給表（一）の三等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から5号俸までの号俸	1号俸
6号俸	2号俸
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
10号俸	6号俸
11号俸	7号俸
12号俸	8号俸
13号俸	9号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸

16号俵	12号俵
17号俵	13号俵

附則別表第三 昇給期間の短縮される号俵の表

イ 3月短縮される号俵の表

俵給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俵給表(一)			1～13	1～14	4～19	9～19	13～19	16～18	
行政職俵給表(二)		9～12	15～18	18～21	25～28	32・33			
税務職俵給表		1～10	1～13	2～17	7～17	11～18	14～18		
公安職俵給表(一)		1～10	1～13	2～17	9～21	14～26	17～28	20～30	
公安職俵給表(二)		1～10	1～13	2～17	7～17	11～20	14～22	20～25	24・25
海事職俵給表(一)		1～17	6～17	11～18	16～20	22～24			
海事職俵給表(二)		11～26	16～25	21～26					
教育職俵給表(一)			1～23	7～24	10～28	16～28	19～27		
教育職俵給表(二)		1～23	16～36	22～31					
教育職俵給表(三)		5～27	19～38	22～25					
研究職俵給表			1～22	9～27	16～30	19～29			
医療職俵給表(一)			1～16	1～19	7～23	14～26			
医療職俵給表(二)		1～13	1～16	11～21	16～25	19～23			
医療職俵給表(三)		6～24	11～24	17～21					

ロ 6月短縮される号俵の表

俵給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
行政職俵給表(二)		13～29	19～29	22～29	29・30

備考 これらの表中「1～13」等とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による1号俵から13号俵までの号俵」等を示す。

附 則（昭和四〇年一月二七日法律第一四七号）抄

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。
（最高号俵等の切替え等）
- 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俵又は最高の号俵をこえる俵給月額を受ける職員の切替日における号俵又は俵給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（昇給期間の短縮）
- 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俵を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。
（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俵等）
- 切替日からこの法律の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俵給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俵若しくは俵給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における号俵又は俵給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俵等の調整）
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俵又は俵給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
（旧号俵等の基礎）
- 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俵又は俵給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。
（給与の内払）
- 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。
（扶養手当の経過規定）
- 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。
（期末手当及び勤勉手当の経過規定）
- 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。
- 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の四の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第

二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

(人事院規則への委任)

12 この附則に定めるもののほか、この法律（次項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 昇給期間の短縮される号俸の表

俸給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)					1～3	2～8	6～12	9～15	
行政職俸給表(二)		2～12	8～18	11～21	18～28	25～31			
税務職俸給表				1	1～6	4～10	7～13		
公安職俸給表(一)				1	2～8	7～13	10～16	13～19	
公安職俸給表(二)				1	1～6	4～10	7～13	13～19	17～23
海事職俸給表(一)			1～5	4～10	9～15	15～21			
海事職俸給表(二)		4～10	9～15	14～20	20～26				
教育職俸給表(一)				1～6	3～9	9～15	12～18		
教育職俸給表(二)			9～15	15～21					
教育職俸給表(三)		1～4	12～18	15～21					
研究職俸給表				2～8	9～15	12～18			
医療職俸給表(一)					1～6	7～13			
医療職俸給表(二)				4～10	9～15	12～18			
医療職俸給表(三)		1～5	4～10	10～16	14～16				

備考

(一) この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1～3」等とあるのは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

(二) この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による職務の等級及び号俸を示す。

附 則（昭和四十一年二月二日法律第一四〇号）

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

(指定職俸給表の乙欄の俸給月額の変更)

2 昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける給与額を基準として、人事院が定める。

(特定の号俸の変更等)

3 切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸の変更等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

5 切替日からこの法律の施行の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の等級
行政職俸給表(一)	3等級 4等級 5等級
税務職俸給表	3等級 4等級
公安職俸給表(一)	3等級 4等級
公安職俸給表(二)	3等級 4等級
教育職俸給表(一)	1等級 2等級
教育職俸給表(二)	1等級
教育職俸給表(三)	1等級
教育職俸給表(四)	2等級

研究職俸給表	1 等級	2 等級
医療職俸給表 (一)	3 等級	

附 則 (昭和四二年一月二二日法律第一四一號) 抄

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十九条の四（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。）附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)
- 切替日からこの法律の施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 改正前の法又は第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十二年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当（同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員にあつては、改正後の昭和三十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。）は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(調整手当についての人事院の措置)
- 人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十一条の三に規定する調整手当に関して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に関する調査研究を行なうものとする。

附 則 (昭和四三年一月二一日法律第一〇五号)

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年七月一日から適用する。
(特定の職務の等級の切替え)
- 昭和四十三年七月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。
(特定の号俸の切替え等)
- 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表（三）の三等級である職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。
- 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
- 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表（一）又は公安職俸給表（二）の二等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(最高号俸等の切替え等)
- 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

1 0 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

1 1 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

1 2 改正前の法の規定に基づいて切替日（通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日）からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

1 3 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	切替日の前日において職員の属する職務の等級	切替日における職務の等級	
		甲	乙
税務職俸給表 公安職俸給表（一） 公安職俸給表（二）	3 等級	特 3 等級	3 等級
海事職俸給表（一） 医療職俸給表（三）	1 等級	特 1 等級	1 等級

附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表（一）又は公安職俸給表（二）の特 3 等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
2 号俸から 6 号俸までの号俸	2 号俸
7 号俸	3 号俸
8 号俸	4 号俸
9 号俸	5 号俸
1 0 号俸	6 号俸
1 1 号俸	7 号俸
1 2 号俸	8 号俸
1 3 号俸	9 号俸
1 4 号俸	1 0 号俸
1 5 号俸	1 1 号俸
1 6 号俸	1 2 号俸
1 7 号俸	1 3 号俸
1 8 号俸	1 4 号俸
1 9 号俸	1 4 号俸
2 0 号俸	1 5 号俸

附則別表第三 海事職俸給表（一）の特 1 等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1 号俸から 6 号俸までの号俸	1 号俸
7 号俸	2 号俸
8 号俸	3 号俸
9 号俸	4 号俸
1 0 号俸	5 号俸
1 1 号俸	6 号俸
1 2 号俸	7 号俸
1 3 号俸	8 号俸
1 4 号俸	9 号俸
1 5 号俸	1 0 号俸
1 6 号俸	1 1 号俸
1 7 号俸	1 1 号俸
1 8 号俸	1 2 号俸

附則別表第四 医療職俸給表（三）の特 1 等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1 号俸から 8 号俸までの号俸	1 号俸
9 号俸	2 号俸
1 0 号俸	3 号俸
1 1 号俸	4 号俸
1 2 号俸	5 号俸
1 3 号俸	6 号俸
1 4 号俸	7 号俸

1 5号俸	8号俸
1 6号俸	9号俸
1 7号俸	9号俸
1 8号俸	1 0号俸
1 9号俸	1 0号俸
2 0号俸	1 1号俸
2 1号俸	1 1号俸
2 2号俸	1 2号俸
2 3号俸	1 2号俸
2 4号俸	1 3号俸
2 5号俸	1 3号俸

附 則（昭和四十四年一月二日法律第七二号）

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（同法第十一条の二の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 3 昭和四十四年六月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
（扶養手当に関する経過措置）
- 7 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。
 - 一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のなかつた者
 - 二 切替期間において新たに扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）
 - 三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
 - 四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
- 8 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にはされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「六百元（職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円）」とあるのは「六百元」とする。
- 9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときに係る当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第七項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にはされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。
（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）
- 10 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、同法第十九条の三第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七二号）第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同法第十九条の四第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の法の規定により受けるべきであつた」とする。

(給与の内払)

- 1 1 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

- 1 2 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (昭和四五年一月一七日法律第一一九号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八条第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)の施行の日の前日から施行する。
- 2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。第二百四条第二項中調整手当に係る部分、附則第六条の二及び附則第六条の四を除く。)の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。)の規定、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号。第一条中調整手当に係る部分を除く。)の規定及び附則第二十項の規定による改正後のへき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。
(指定職俸給表の乙欄の俸給月額の変更)
- 3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。
(特定の号俸の変更等)
- 4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表(一)の一等級又は研究職俸給表の一等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(最高号俸等の変更等)
- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 8 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
(調整手当に関する経過措置)
- 9 改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は転任については、適用しない。
(特勤手当に関する経過措置)
- 1 0 切替期間において、改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特勤手当の額に関し特例を定めることができる。

(給与の内払)

- 1 1 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特勤手当の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

- 1 2 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (昭和四六年一月一五日法律第一二一号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三条の四の規定は、同年十月一日から適用する。
(特定の号俸の変更等)
- 3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。
- 4 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の

新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

- 5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあつては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
（最高号俸等の切替え等）
- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
（切替え等の規定の準用）
- 9 附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日前から引き続き教育職俸給表（四）の適用を受ける職員の同日における号俸及び俸給月額の切替え等について準用する。
（旧号俸等の基礎）
- 10 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
（改正後の法第八条の適用の経過措置）
- 11 改正後の法第八条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百一十一号）附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（次項において「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。
- 12 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。
（給与の内払）
- 13 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額	
行政職俸給表（一）	8 等級	1	2	月	円	
		2	3			
		3	4			
		4	5			
		5	6			
		6	7	3	35,600	
		7	8	6	36,800	
税務職俸給表	7 等級	1	2	3	38,100	
		2	3			
		3	4			
		4	5	6	39,400	
		5	6	9	40,700	
		6	7			
公安職俸給表（一）	6 等級	1	2	3	40,200	
		2	3	6	41,600	
		3	4	9	43,000	
	7 等級	1	2	3	40,200	
		2	3			
		3	4			
		4	5	6	41,600	
		5	6	9	43,000	
		6	7			
	公安職俸給表（二）	7 等級	1	2	3	38,500
			2	3		
			3	4		
4			5	6	39,900	
5			6	9	41,400	
6			7			

海事職俸給表（一）	5 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5	3	42,300
		5	6	6	44,300
		6	7	9	46,300
教育職俸給表（一）	5 等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	37,000
		3	4	9	38,500
教育職俸給表（二）	2 等級	1	2	9	41,000
		3 等級			
		1	2		
	2	3			
	3	4			
	4	5	3	36,800	
5	6	6	38,300		
6	7	9	39,900		
教育職俸給表（三）	2 等級	1	2	3	36,800
		2	3	6	38,900
		3	4	9	41,000
	3 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
4		5	3	36,800	
5	6	6	38,300		
6	7	9	39,900		
教育職俸給表（四）	5 等級	1	2	3	36,800
		2	3	6	38,900
		3	4	9	41,000
研究職俸給表	4 等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	36,900
		3	4	9	38,300
	5 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
5	6	3	35,600		
6	7	6	36,900		
7	8	9	38,300		
医療職俸給表（二）	5 等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	37,000
		3	4	9	38,400
	6 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
4	5	3	35,600		
5	6	6	36,800		
6	7	9	38,100		

附 則（昭和四十七年十一月三日法律第一一八号）

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 昭和四十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (昭和四十八年四月一二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年九月二六日法律第九五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定及び附則第十七項の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第十号)の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(二)又は医療職俸給表(二)の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、それぞれの俸給表の特一等級又は一等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第一の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の一等級となる職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 旧号俸が附則別表第二のイからヨまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第三項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

6 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号俸欄に定める号俸を受ける日の前日までの間における俸給月額、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

一 附則第四項の規定により切替日における号俸を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員 旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)

二 附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員 旧号俸を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号俸を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(改正後の法第八条の規定の適用の経過措置)

12 改正後の法第八条第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十五号)附則別表第二のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。)」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事院規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

14 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

15 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 附則第三項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する俸給表の特1等級となる職員の号俸の切替表

俸給表	旧号俸	新号俸	俸給表	旧号俸	新号俸	
行政職俸給表（二）	1から6まで	1	海事職俸給表（二）	1から7まで	1	
	7	2		8	2	
	8	3		9	3	
	9	4		10	4	
	10	5		11	5	
	11	6		12	6	
	12	7		13	7	
	13	8		14	8	
	14	9		15	9	
	15	9		16	9	
	16	10		17	10	
	17	11		18	11	
	18	12		19	12	
	19	12		20	12	
	20	13		21	12	
	21	13		22	13	
	22	14		医療職俸給表（二）	1から6まで	1
	23	14			7	2
	24	14			8	3
	25	14			9	4
	15	10	5			
税務職俸給表	1から6まで	1		11	6	
公安職俸給表（一）	7	2		12	7	
公安職俸給表（二）	8	3		13	7	
	9	4		14	8	
	10	5		15	9	
	11	6		16	9	
	12	7				
	13	8				
	14	9				
	15	9				
	16	10				

附則別表第二 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
2等級	12	12	3	6	円
	13	13	6	9	177,200
	14	13			180,500
	15	14	3	6	186,400
3等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
4等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
5等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100

	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
6 等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
7 等級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
8 等級	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			

ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
1 等級			月	月	円
	19	19	3	6	119,100
	20	20	6	9	120,700
	21	20			
	22	21	3	6	123,500
	23	22	6	9	124,900
	24	22			
	25	23	3	6	128,200
2 等級	18	18	3	6	99,800
	19	19	6	9	101,100
	20	19			
	21	20	3	6	103,700
	22	21	6	9	104,800
	23	21			
	24	22	3	6	107,200
3 等級	17	17	3	6	86,900
	18	18	6	9	88,200
	19	18			
	20	19	3	6	90,200
	21	20	6	9	91,100
	22	20			
	23	21	3	6	93,300
	24	22	6	9	94,100
4 等級	18	18	3	6	72,800
	19	19	6	9	73,800
	20	19			
	21	20	3	6	75,600
	22	21	6	9	76,400
	23	21			
	24	22	3	6	78,300
	25	23	6	9	79,100
5 等級	21	21	3	6	67,100
	22	22	6	9	68,000
	23	22			
	24	23	3	6	69,700
	25	24	6	9	70,500
	26	24			
	27	25	3	6	72,200
	28	26	6	9	73,000
	29	26			

ハ 税務職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
1 等級			月	月	円
	15	15	3	6	205,500
	16	16	6	9	208,400
2 等級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500

	1 6	1 5			
	1 7	1 6	3	6	1 8 7, 8 0 0
特 3 等 級	1 4	1 4	3	6	1 6 8, 4 0 0
	1 5	1 5	6	9	1 7 0, 7 0 0
	1 6	1 5			
	1 7	1 6	3	6	1 7 5, 6 0 0
3 等 級	1 5	1 5	3	6	1 5 3, 7 0 0
	1 6	1 6	6	9	1 5 6, 5 0 0
	1 7	1 6			
	1 8	1 7	3	6	1 6 1, 8 0 0
	1 9	1 8	6	9	1 6 3, 8 0 0
	2 0	1 8			
4 等 級	1 6	1 6	3	6	1 3 2, 6 0 0
	1 7	1 7	6	9	1 3 4, 0 0 0
	1 8	1 7			
	1 9	1 8	3	6	1 3 7, 1 0 0
5 等 級	1 5	1 5	3	6	1 0 8, 8 0 0
	1 6	1 6	6	9	1 1 0, 0 0 0
6 等 級	1 3	1 3	3	6	8 6, 1 0 0
	1 4	1 4	6	9	8 7, 3 0 0
7 等 級	1 3	1 3	3	6	6 5, 7 0 0
	1 4	1 4	6	9	6 6, 6 0 0

ニ 公安職俸給表 (一) の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
1 等 級	1 5	1 5	3	6	円 2 0 5, 5 0 0
	1 6	1 6	6	9	2 0 8, 4 0 0
2 等 級	1 4	1 4	3	6	1 7 9, 5 0 0
	1 5	1 5	6	9	1 8 2, 5 0 0
	1 6	1 5			
	1 7	1 6	3	6	1 8 7, 8 0 0
特 3 等 級	1 4	1 4	3	6	1 6 8, 4 0 0
	1 5	1 5	6	9	1 7 0, 7 0 0
	1 6	1 5			
	1 7	1 6	3	6	1 7 5, 6 0 0
3 等 級	1 5	1 5	3	6	1 5 3, 7 0 0
	1 6	1 6	6	9	1 5 6, 5 0 0
	1 7	1 6			
	1 8	1 7	3	6	1 6 1, 8 0 0
	1 9	1 8	6	9	1 6 3, 8 0 0
	2 0	1 8			
4 等 級	1 8	1 8	3	6	1 3 5, 2 0 0
	1 9	1 9	6	9	1 3 7, 7 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	1 4 1, 3 0 0
	2 2	2 1	6	9	1 4 2, 9 0 0
	2 3	2 1			
5 等 級	2 2	2 2	3	6	1 2 8, 7 0 0
	2 3	2 3	6	9	1 3 0, 5 0 0
	2 4	2 3			
	2 5	2 4	3	6	1 3 4, 4 0 0
	2 6	2 5	6	9	1 3 5, 9 0 0
6 等 級	2 5	2 5	3	6	1 2 5, 0 0 0
	2 6	2 6	6	9	1 2 6, 7 0 0
	2 7	2 6			
	2 8	2 7	3	6	1 3 0, 4 0 0
7 等 級	2 8	2 8	3	6	1 2 1, 4 0 0
	2 9	2 9	6	9	1 2 3, 1 0 0
	3 0	2 9			

ホ 公安職俸給表 (二) の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
1 等 級	1 5	1 5	3	6	円 2 0 5, 5 0 0
	1 6	1 6	6	9	2 0 8, 4 0 0
2 等 級	1 4	1 4	3	6	1 7 9, 5 0 0

	15	15	6	9	182,500
	16	15			
	17	16	3	6	187,800
特3等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15			
	17	16	3	6	175,600
3等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	163,800
	20	18			
4等級	16	16	3	6	132,600
	17	17	6	9	134,000
	18	17			
	19	18	3	6	137,100
5等級	16	16	3	6	112,900
	17	17	6	9	114,200
	18	17			
	19	18	3	6	116,900
6等級	15	15	3	6	94,600
	16	16	6	9	96,300
	17	16			
	18	17	3	6	98,900
7等級	20	20	3	6	82,900
	21	21	6	9	84,000

へ 海事職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
特1等級					円
	13	13	3	6	220,200
	14	14	6	9	223,200
	15	14			
	16	15			
1等級	16	16	3	6	202,300
	17	17	6	9	205,100
	18	17			
2等級	15	15	3	6	158,800
	16	16	6	9	160,800
	17	16			
	18	17	3	6	165,200
3等級	15	15	3	6	136,000
	16	16	6	9	138,200
	17	16			
	18	17	3	6	142,300
4等級	14	14	3	6	105,200
	15	15	6	9	107,100
	16	15			
	17	16	3	6	110,500
5等級	16	16	3	6	85,000
	17	17	6	9	86,400
	18	17			
	19	18	3	6	88,800
	20	19	6	9	90,000

ト 海事職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
1等級					円
	18	18	3	6	128,600
	19	19	6	9	130,600
	20	19			
	21	20	3	6	133,400
	22	21	6	9	135,000
2等級	17	17	3	6	110,300
	18	18	6	9	112,100
	19	18			

	20	19	3	6	114,600
	21	20	6	9	115,800
	22	20			
	23	21	3	6	118,200
	24	22	6	9	119,300
3等級	18	18	3	6	96,000
	19	19	6	9	97,300
	20	19			
	21	20	3	6	100,100
	22	21	6	9	101,200
	23	21			
	24	22	3	6	103,700
	25	23	6	9	104,800
4等級	19	19	3	6	80,500
	20	20	6	9	81,900
	21	20			
	22	21	3	6	84,900
	23	22	6	9	85,900

チ 教育職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
2等級					円
	20	20	3	6	169,700
	21	21	6	9	172,200
	22	21			
	23	22	3	6	176,900
	24	23	6	9	179,200
	25	23			
	26	24	3	6	183,900
	27	25	6	9	186,000
3等級	21	21	3	6	152,800
	22	22	6	9	155,300
	23	22			
	24	23	3	6	159,800
	25	24	6	9	161,900
	26	24			
4等級	21	21	3	6	120,700
	22	22	6	9	122,600
	23	22			
	24	23	3	6	126,000
	25	24	6	9	127,800
	26	24			
	27	25	3	6	131,400
5等級	21	21	3	6	104,100
	22	22	6	9	106,000
	23	22			
	24	23	3	6	109,400
	25	24	6	9	110,800
	26	24			
	27	25	3	6	114,100

リ 教育職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
1等級					円
	19	19	3	6	176,600
	20	20	6	9	180,100
	21	20			
	22	21	3	6	186,300
	23	22	6	9	189,500
	24	22			
	25	23	3	6	195,900
2等級	28	28	3	6	147,200
	29	29	6	9	149,800
	30	29			
	31	30	3	6	154,000
	32	31	6	9	156,200
	33	31			

	3 4	3 2	3	6	1 6 1, 0 0 0
	3 5	3 3	6	9	1 6 2, 7 0 0
	3 6	3 3			
	3 7	3 4	3	6	1 6 6, 7 0 0
	3 8	3 5	6	9	1 6 8, 4 0 0
3 等級	2 5	2 5	3	6	1 0 5, 2 0 0
	2 6	2 6	6	9	1 0 7, 1 0 0
	2 7	2 6			
	2 8	2 7	3	6	1 1 0, 1 0 0
	2 9	2 8	6	9	1 1 1, 7 0 0
	3 0	2 8			
	3 1	2 9	3	6	1 1 5, 1 0 0
	3 2	3 0	6	9	1 1 6, 5 0 0
	3 3	3 0			
	3 4	3 1	3	6	1 1 9, 6 0 0
	3 5	3 2	6	9	1 2 0, 9 0 0
	3 6	3 2			

ヌ 教育職俸給表（三）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
1 等級			月	月	円
	1 8	1 8	3	6	1 4 6, 2 0 0
	1 9	1 9	6	9	1 4 8, 8 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	1 5 3, 3 0 0
	2 2	2 1	6	9	1 5 5, 5 0 0
	2 3	2 1			
	2 4	2 2	3	6	1 6 0, 4 0 0
	2 5	2 3	6	9	1 6 2, 1 0 0
	2 6	2 3			
	2 7	2 4	3	6	1 6 6, 1 0 0
	2 8	2 5	6	9	1 6 7, 8 0 0
2 等級	2 8	2 8	3	6	1 3 0, 6 0 0
	2 9	2 9	6	9	1 3 2, 5 0 0
	3 0	2 9			
	3 1	3 0	3	6	1 3 5, 7 0 0
	3 2	3 1	6	9	1 3 7, 3 0 0
	3 3	3 1			
	3 4	3 2	3	6	1 4 0, 7 0 0
	3 5	3 3	6	9	1 4 2, 2 0 0
	3 6	3 3			
	3 7	3 4	3	6	1 4 5, 6 0 0
	3 8	3 5	6	9	1 4 7, 0 0 0
3 等級	2 0	2 0	3	6	8 7, 6 0 0
	2 1	2 1	6	9	8 8, 9 0 0
	2 2	2 1			
	2 3	2 2	3	6	9 1, 8 0 0
	2 4	2 3	6	9	9 2, 9 0 0
	2 5	2 3			
	2 6	2 4	3	6	9 5, 5 0 0

ル 教育職俸給表（四）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
3 等級			月	月	円
	2 3	2 3	3	6	1 6 9, 7 0 0
	2 4	2 4	6	9	1 7 1, 7 0 0
	2 5	2 4			
	2 6	2 5	3	6	1 7 5, 8 0 0
	2 7	2 6	6	9	1 7 7, 8 0 0
	2 8	2 6			
4 等級	2 6	2 6	3	6	1 5 3, 2 0 0
	2 7	2 7	6	9	1 5 5, 8 0 0
	2 8	2 7			
	2 9	2 8	3	6	1 6 0, 2 0 0
	3 0	2 9	6	9	1 6 2, 5 0 0
	3 1	2 9			
	3 2	3 0	3	6	1 6 7, 4 0 0

	3 3	3 1	6	9	1 6 9, 2 0 0
5 等級	2 2	2 2	3	6	1 1 1, 0 0 0
	2 3	2 3	6	9	1 1 3, 0 0 0
	2 4	2 3			
	2 5	2 4	3	6	1 1 6, 1 0 0
	2 6	2 5	6	9	1 1 7, 6 0 0
	2 7	2 5			

フ 研究職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
2 等級					円
	2 1	2 1	3	6	1 5 1, 6 0 0
	2 2	2 2	6	9	1 5 3, 7 0 0
	2 3	2 2			
	2 4	2 3	3	6	1 5 7, 8 0 0
	2 5	2 4	6	9	1 5 9, 9 0 0
	2 6	2 4			
3 等級	2 7	2 5	3	6	1 6 3, 8 0 0
	2 2	2 2	3	6	1 2 4, 2 0 0
	2 3	2 3	6	9	1 2 6, 2 0 0
	2 4	2 3			
	2 5	2 4	3	6	1 3 0, 4 0 0
4 等級	2 6	2 5	6	9	1 3 2, 2 0 0
	2 1	2 1	3	6	1 0 2, 9 0 0
	2 2	2 2	6	9	1 0 4, 7 0 0
	2 3	2 2			
5 等級	2 4	2 3	3	6	1 0 7, 9 0 0
	2 5	2 4	6	9	1 0 9, 2 0 0
	1 4	1 4	3	6	6 2, 5 0 0
	1 5	1 5	6	9	6 3, 7 0 0
	1 6	1 5			

フ 医療職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
2 等級					円
	1 8	1 8	3	6	2 0 6, 2 0 0
	1 9	1 9	6	9	2 0 9, 2 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	2 1 4, 5 0 0
3 等級	2 2	2 1	6	9	2 1 7, 0 0 0
	1 8	1 8	3	6	1 7 9, 8 0 0
	1 9	1 9	6	9	1 8 2, 5 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	1 8 7, 1 0 0
	2 2	2 1	6	9	1 8 9, 2 0 0
4 等級	2 3	2 1			
	1 8	1 8	3	6	1 4 4, 5 0 0
	1 9	1 9	6	9	1 4 6, 8 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	1 5 0, 9 0 0
	2 2	2 1	6	9	1 5 2, 6 0 0

カ 医療職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
1 等級					円
	1 1	1 1	3	6	1 7 7, 4 0 0
	1 2	1 2	6	9	1 8 1, 0 0 0
	1 3	1 2			
	1 4	1 3	3	6	1 8 6, 4 0 0
	1 5	1 4	6	9	1 8 9, 0 0 0
2 等級	1 6	1 4			
	1 3	1 3	3	6	1 4 1, 6 0 0
	1 4	1 4	6	9	1 4 4, 4 0 0
	1 5	1 4			
	1 6	1 5	3	6	1 4 9, 0 0 0
	1 7	1 6	6	9	1 5 1, 1 0 0
	1 8	1 6			
	1 9	1 7	3	6	1 5 5, 8 0 0

3 等級	1 7	1 7	3	6	1 2 1, 7 0 0
	1 8	1 8	6	9	1 2 3, 6 0 0
	1 9	1 8			
	2 0	1 9	3	6	1 2 7, 5 0 0
	2 1	2 0	6	9	1 2 8, 9 0 0
	2 2	2 0			
4 等級	1 9	1 9	3	6	1 0 3, 1 0 0
	2 0	2 0	6	9	1 0 4, 4 0 0
	2 1	2 0			
5 等級	1 8	1 8	3	6	8 4, 3 0 0
	1 9	1 9	6	9	8 5, 3 0 0
6 等級	1 1	1 1	3	6	5 8, 6 0 0
	1 2	1 2	6	9	5 9, 5 0 0

ヨ 医療職俸給表（三）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
			月	月	
特 1 等級	1 5	1 5	3	6	円
	1 6	1 6	6	9	1 5 8, 0 0 0
	1 7	1 6			1 6 0, 3 0 0
	1 8	1 7	3	6	1 6 4, 5 0 0
1 等級	1 8	1 8	3	6	1 3 4, 6 0 0
	1 9	1 9	6	9	1 3 6, 4 0 0
	2 0	1 9			
	2 1	2 0	3	6	1 4 0, 2 0 0
	2 2	2 1	6	9	1 4 1, 8 0 0
	2 3	2 1			
	2 4	2 2	3	6	1 4 5, 1 0 0
	2 5	2 3	6	9	1 4 6, 4 0 0
2 等級	1 6	1 6	3	6	1 1 2, 1 0 0
	1 7	1 7	6	9	1 1 3, 9 0 0
	1 8	1 7			
	1 9	1 8	3	6	1 1 7, 4 0 0
	2 0	1 9	6	9	1 1 8, 7 0 0
	2 1	1 9			
	2 2	2 0	3	6	1 2 2, 3 0 0
	2 3	2 1	6	9	1 2 3, 6 0 0
3 等級	1 7	1 7	3	6	8 8, 7 0 0
	1 8	1 8	6	9	9 0, 2 0 0
	1 9	1 8			
	2 0	1 9	3	6	9 3, 3 0 0
	2 1	2 0	6	9	9 4, 6 0 0
	2 2	2 0			
	2 3	2 1	3	6	9 7, 4 0 0
	2 4	2 2	6	9	9 8, 4 0 0
	2 5	2 2			
4 等級	1 7	1 7	3	6	7 8, 5 0 0
	1 8	1 8	6	9	7 9, 8 0 0
	1 9	1 8			
	2 0	1 9	3	6	8 2, 2 0 0
	2 1	2 0	6	9	8 3, 2 0 0
	2 2	2 0			

附 則（昭和四十九年三月二七日法律第七号）

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）別表第五の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 昭和四十九年一月一日（以下「切替日」という。）の前日において教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員で人事院規則で定めるものの切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、教育職俸給表の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 切替日において教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異に

する異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 6 切替期間において教育職俸給表の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)
- 8 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハを除く。附則第十項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 9 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 10 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第三項、第四項又は第六項に規定する職員の例による。

附 則 (昭和四十九年四月二七日法律第三二号)

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第七八の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 2 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において医療職俸給表(三)の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 3 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 4 切替日において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 6 切替期間において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(医療職俸給表(三)の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)
- 8 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員(切替日の前日において別表第七八の職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 9 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 10 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで又は第六項に規定する職員の例による。

附 則 (昭和四十九年六月一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四十九年六月四日法律第七四号)

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等)

- 2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- 4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級（自衛官にあつては、階級）」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。
- (給与の内払)
- 5 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖縄国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。
- (命令への委任)
- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則（防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に関する事項にあつては、政令）で定める。

附 則（昭和四十九年一二月二三日法律第一〇五号）

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十一条の二の規定を除く。）は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項並びに第十九条の三第二項の規定は、同年九月一日から適用する。
- (最高号俸等の切替え等)
- 3 昭和四十九年四月一日（以下「切替日」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- (切替期間における異動者の号俸等)
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- (切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (旧号俸等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
- (扶養手当に関する経過措置)
- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。
- 一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族（満十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつた者
- 二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く。）であつてその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）
- 三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
- 四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
- 8 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「千五百円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）」とあるのは、「千五百円」とする。
- 9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の

規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の法第十一条の二第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

1 0 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。（人事院規則への委任）

1 1 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五〇年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百五十五号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

2 昭和五十年一月一日（以下「切替日」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日におけるこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日において改正前の法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における改正後の法の規定による号俸（以下この項及び次項において「新号俸」という。）は、切替日において改正前の法の規定によりその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二から附則別表第五までの新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

5 切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員で人事院規則で定めるものの切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに教育職俸給表の適用を受けることとなつた職員及び教育職俸給表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7 切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

9 切替期間において教育職俸給表の適用を受けていた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

1 0 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項から附則第十五項まで及び附則第十七項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等）

1 1 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定により改正後の法別表第五（ハを除く。附則第十三項において同じ。）の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額（次項において「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

1 2 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日後における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた切替日前の期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

1 3 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで、第六項、第七項又は第九項に規定する職員の例による。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	切替日において改正前の法の規定により職員が属していた職務の等級	切替日における改正後の法の規定による職務の等級	
		甲	乙
教育職俸給表（二）	1 等級	特 1 等級	1 等級
教育職俸給表（三）	2 等級	1 等級	2 等級

附則別表第二 教育職俸給表（二）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から11まで	1
12	2
13	3
14	4
15	5
16	6
17	7
18	8
19	9
20	10
21	11
22	12
23	13
24	14

附則別表第三 教育職俸給表（二）の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から16まで	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附則別表第四 教育職俸給表（三）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から15まで	1
16	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	11
27	12
28	12

附則別表第五 教育職俸給表（三）の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から14まで	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7

2 0	8
2 1	9
2 2	1 0
2 3	1 1
2 4	1 2
2 5	1 3
2 6	1 4
2 7	1 5
2 8	1 6
2 9	1 7
3 0	1 8
3 1	1 9
3 2	1 9
3 3	2 0
3 4	2 1
3 5	2 2
3 6	2 2
3 7	2 3
3 8	2 4

附 則（昭和五〇年一月七日法律第七一号）

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
（特定の職務の等級の切替え）
- 2 昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級であった職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の特二等級又は二等級とする。
（特定の号俸の切替え等）
- 3 前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の特二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下この項及び次項において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を新号俸を受ける期間に通算する。
（最高号俸等の切替え等）
- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
（住居手当に関する経過措置）
- 9 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。
（給与の内払）
- 10 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 医療職俸給表（二）の特二等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1 から 5 まで	1

6	2
7	3
8	4
9	5
1 0	6
1 1	7
1 2	8
1 3	9
1 4	1 0
1 5	1 1
1 6	1 2
1 7	1 3
1 8	1 4

附 則（昭和五十一年一月五日法律第七七号）

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
（勤勉手当の額の特例）
- 昭和五十一年六月に改正前の法第十九条の四の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の法第十九条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
（給与の内払）
- 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（勤勉手当については、改正後の法第十九条の四又は前項）の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五十二年二月二日法律第八八号） 抄

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。）は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
（住居手当に関する経過措置）
- 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改

正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五三年一〇月二一日法律第九〇号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に係る改正規定（以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の内払等）

3 昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（初任給調整手当に関する経過措置）

7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事院規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号に該当していた官職（改正後の法第十条の三第一項第三号に該当する官職を除く。）に新たに採用された職員及び人事院規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

（給与の内払）

9 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五四年一二月一二日法律第五七号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律（第八条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定（第二十二條第一項及び別表第八の規定を除く。）は昭和五十四年四月一日から、同法第二十二條第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の内払等）

3 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条

第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 8 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五五年一月二九日法律第九四号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の五の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）は昭和五十六年一月一日から、附則に四項を加える改正規定及び附則第九項の規定（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第四条第二号の改正規定を除く。）は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 2 この法律（第十一条の五の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）及び附則に四項を加える改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第二十二條第一項及び別表第八の規定を除く。）及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第四条第二号の規定は昭和五十五年四月一日から、改正後の法第二十二條第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替等）

- 3 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和五六年一月二四日法律第九六号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の三第二項第一号、第十一条の四及び第十一条の五の改正規定、第十三条の四第三項の改正規定、第二十二條第一項の改正規定並びに別表第一から別表第八までの改正規定（別表第八に係る部分に限る。）は、昭和五十七年四月一日から施行する。

- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

- 3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が俸給月額の百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤続手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、改正後の法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他人事院が定める場合にあつては、これらの規定を適用して決定された号俸又は俸給月額につきこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額）とする。

- 4 調整期間において、管理職員である期間のある職員のその管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、改正後の法の規定及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の管理職員である期間のある職員（この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当（以下「経過の住居手当」という。）を支給することとされていた管理職員である職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（以下この項において「旧法有利職員」という。）を除く。）に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けていた経過の住居手当につき人事院規則で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が改正後の法第十一条の七の規定による場合は支給されないこととなる期間又は当該職員の住居手当の額が同条の規定による場合は改正前の法第十一条の七の規定による額に達しないこととなる期間における当該職員の住居手当については、この限りでない。
(最高号俸等の切替え等)
- 5 昭和五十六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 6 切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けるととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 8 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
(住居手当に関する経過措置)
- 9 切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間（管理職員である期間を除く。）のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により経過の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても、同様とする。
(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 10 昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当（改正後の法別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員に対して支給するものに限る。次項において同じ。）及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項の規定の適用については、改正後の法第十九条の三第二項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と、第十九条の四第二項中「において受けるべき俸給の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と、「において受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額及び基準日現在において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」とする。
- 11 昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する改正後の法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けることとなる扶養手当の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」とする。
(管理職員の給与の特例等)
- 12 調整期間において、管理職員である期間のうちに第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。
一 当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額
二 当該職員が改正後の法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の十六の割合によるものであるとして改正後の法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額
- 13 調整期間において、管理職員である期間のうちに、当該職員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして改正後の法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその受ける初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。
- 14 前二項の規定に基づく手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

- 15 附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定により休職にされた職員又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項の規定により派遣された職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他その支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 16 国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、附則第十二項から前項までの規定は、同条第四項に規定する給与準則とみなす。
- 17 附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当を支給された職員に対する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定の適用については、これらの手当は、同法第四条第一項の給与に含まれるものとする。
（国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置）
- 18 昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第二項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれらの規定を適用する。
（給与の内払）
- 19 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 20 附則第五項から第十七項まで及び前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 附 則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）**
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十八年一月二九日法律第六九号）**
（施行期日等）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 3 昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 附 則（昭和五十八年一月二日法律第八〇号）抄**
（施行期日）
- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。
- 附 則（昭和五十八年一月三日法律第八二号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十九年一月二日法律第七九号）抄**
（施行期日等）
- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）
- 2 昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 3 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 6 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一月二二日法律第九七号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
(職務の級への切替え)
- 3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているもの(次項に規定する職員を除く。)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 4 切替日の前日において行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
(号俸の切替え等)
- 5 前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。
- 6 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ。)を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。
(最高号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の職務の級及び号俸等)
- 8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表(指定職俸給表を除く。)の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動(指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の異動を除く。)のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 11 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(休暇に関する経過措置等)

- 1 2 職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（次項及び附則第十四項において「新法」という。）第十四条の三第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされていた日数を加えた日数とする。
- 1 3 昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の法令の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた新法第十四条の三に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病気休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づく手続を要しないものとする。
- 1 4 新法附則第十五項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続いている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病気休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前における当該療養のための病気休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。
（人事院規則への委任）
- 1 5 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員の職務の級への切替表（附則第三項関係）

俸給表	旧等級	職務の級
行政職俸給表（一）	8 等級	1 級
	7 等級	2 級
	6 等級	3 級
	5 等級	4 級
		5 級
	4 等級	6 級
		7 級
	3 等級	8 級
	2 等級	9 級
		1 0 級
	1 1 級	
行政職俸給表（二）	5 等級	1 級
	4 等級	
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
		4 級
	1 等級	5 級
	特 1 等級	6 級
税務職俸給表 公安職俸給表（一） 公安職俸給表（二）	7 等級	1 級
	6 等級	2 級
	5 等級	3 級
		4 級
		5 級
	3 等級	6 級
		7 級
	特 3 等級	8 級
	2 等級	9 級
	1 等級	1 0 級
特 1 等級	1 1 級	
海事職俸給表（一）	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
		5 級
	1 等級	6 級
	特 1 等級	7 級
海事職俸給表（二）	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
		4 級
	1 等級	5 級
特 1 等級	6 級	
教育職俸給表（一）	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
	1 等級	5 級
教育職俸給表（二）	3 等級	1 級
教育職俸給表（三）	2 等級	2 級
	1 等級	3 級

教育職俸給表（四）	特1等級	4級
	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
	2等級	4級
	1等級	5級
研究職俸給表	5等級	1級
	4等級	
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
医療職俸給表（一）	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
医療職俸給表（二）	6等級	1級
	5等級	
	4等級	2級
	3等級	3級
		4級
	2等級	5級
	特2等級	6級
	1等級	7級
医療職俸給表（三）	特1等級	8級
	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
	特1等級	6級

附則別表第二 専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級への切替表（附則第四項関係）

旧等級	職務の級
8等級	1級
7等級	
6等級	
5等級	2級
4等級	3級
3等級	4級
2等級	5級
	6級
1等級	7級

附則別表第三 行政職俸給表（二）、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表（二）の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表（附則第五項関係）

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
1		1	1						1	1	1	
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2	
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3	
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4	
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5	
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6	
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7	
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8	
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9	
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10	
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11	
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12	
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13	
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14	
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15	
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12		

17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18		18	18	17	15	17	15	17			
19		19	19	18	16	18	16	18			
20			20	19	16	19	17	19			
21			21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	2
4	4	4	1	2	3
5	5	5	2	3	4
6	6	6	3	4	5
7	7	7	4	5	6
8	8	8	5	6	7
9	9	9	6	7	8
10	10	10	7	8	9
11	11	11	8	9	10
12	12	12	9	10	11
13	13	13	10	11	12
14	14	14	11	12	13
15	15	15	12	13	14
16	16	16	13	14	15
17	17	17	14	15	16
18	18	18	15	16	17
19	19	19	16	17	18
20	20	20	17	18	19
21	21	21	18	19	20
22	22	22	19	20	21
23	23	23	20	21	22
24	24	24	20	22	23
25	25	25	21	23	
26		26	22		
27		27	22		
28		28	23		

ハ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1				1	1	1
2	1	1	1	2	1	2
3	2	2	2	3	1	3
4	3	3	3	4	1	4
5	4	4	4	5	2	5
6	5	5	5	6	3	6
7	6	6	6	7	4	7
8	7	7	7	8	5	8
9	8	8	8	9	6	9
10	9	9	9	10	7	10
11	10	10	10	11	8	11
12	11	11	11	12	9	12
13	12	12	12	13	10	13
14	13	13	13	14	11	14
15	14	14	14	15	12	15
16	15	15	15	16	12	
17	16	16	16			
18	17	17	17			
19	18	18	18			

20	19	19	19			
21	19	20				
22	20	21				
23	21	22				
24	22					
25	23					
26	24					

ニ 税務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1							1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	3	3	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	4	4	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	5	5	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	6	6	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	7	7	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	8	8	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	9	9	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	10	10	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	11	11	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	12	12	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	13	13	15
16			16	15	13	15	13	15	14	14	
17			17	16	14	16	14	16	15	15	
18				17	14	17	15	17	16		
19				18	15	18	16	18	17		
20				19	15	19	17	19			
21				20	16	20	18				
22						21	19				

ホ 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1							1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2	4
5	4	5	5	4	1	4	2	4	3	3	5
6	5	6	6	5	1	5	3	5	4	4	6
7	6	7	7	6	2	6	4	6	5	5	7
8	7	8	8	7	3	7	5	7	6	6	8
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7	7	9
10	9	10	10	9	5	9	7	9	8	8	10
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9	9	11
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10	10	12
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11	11	13
14	13	14	14	13	9	13	11	13	12	12	14
15	14	15	15	14	10	14	12	14	13	13	15
16	15	16	16	15	11	15	13	15	14	14	
17	16	17	17	16	12	16	14	16	15	15	
18	17	18	18	17	13	17	15	17	16		
19	18	19	19	18	14	18	16	18	17		
20	19	20	20	19	15	19	17	19			
21	20	21	21	20	16	20	18				
22	21	22	22	21	17	21	19				
23	22	23	23	22	18	22	20				
24	23	24	24	23	19						
25	24	25	25	24	20						
26	25	26	26	25	20						
27	26	27	27	26	21						
28	27	28	28	27	22						

29	28	29	29	28	23						
30	29	30	30								
31	30	31	31								
32	31	32	32								
33	32	33	33								
34	33										

ヘ 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1							1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	3	3	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	4	4	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	5	5	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	6	6	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	7	7	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	8	8	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	9	9	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	10	10	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	11	11	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	12	12	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	13	13	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	14	14	
17	16	17	17	16	14	16	14	16	15	15	
18	17	18	18	17	15	17	15	17	16		
19	18	19	19	18	15	18	16	18	17		
20	19		20	19	16	19	17	19			
21	20		21	20	16	20	18				
22	21		22	21	17	21	19				
23			23								

ト 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		1	1	1	1	1	1
2	1	2	2	2	1	1	1
3	2	3	3	3	1	2	1
4	3	4	4	4	1	3	2
5	4	5	5	5	2	4	3
6	5	6	6	6	3	5	4
7	6	7	7	7	4	6	5
8	7	8	8	8	5	7	6
9	8	9	9	9	6	8	7
10	9	10	10	10	7	9	8
11	10	11	11	11	8	10	9
12	11	12	12	12	9	11	10
13	12	13	13	13	10	12	11
14	13	14	14	14	11	13	12
15	14	15	15	15	12	14	13
16	15	16	16	16	13	15	14
17	16	17	17	17	14	16	15
18	17	18	18	18	15	17	
19	18		19	19	15	18	
20	19		20	20	16		
21				21	16		
22				22	17		

チ 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	1
3	3	3	3	1	1	2

4	4	4	4	1	1	3
5	5	5	5	1	2	4
6	6	6	6	2	3	5
7	7	7	7	3	4	6
8	8	8	8	4	5	7
9	9	9	9	5	6	8
10	10	10	10	6	7	9
11	11	11	11	7	8	10
12	12	12	12	8	9	11
13	13	13	13	9	10	12
14	14	14	14	10	11	13
15	15	15	15	11	12	14
16	16	16	16	12	13	15
17	17	17	17	13	14	16
18	18	18	18	14	15	17
19	19	19	19	15	16	18
20	20	20	20	16	17	19
21	21	21	21	17	18	20
22	22	22	22	18	19	21
23	23	23	23	19	20	22
24		24	24	20	21	23
25		25	25	20	22	
26			26	21		
27			27	22		

リ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6
9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11
14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		26	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

ヌ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	1	1	2
3	2	2	2	3

4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

ル 教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	2	1	2
3	2	3	2	3
4	3	4	3	4
5	4	5	4	5
6	5	6	5	6
7	6	7	6	7
8	7	8	7	8
9	8	9	8	9
10	9	10	9	10
11	10	11	10	11
12	11	12	11	12
13	12	13	12	13
14	13	14	13	14
15	14	15	14	15
16	15	16	15	
17	16	17	16	
18	17	18	17	
19	18	19	18	
20	19	20	19	
21	20	21	20	
22	21	22	21	
23	22	23	22	
24	23	24	23	
25	24	25	24	
26	25	26	25	

27	26	27	26	
28	27	28	27	
29	28	29	28	
30	29	30		
31	30	31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		

フ 教育職俸給表（四）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	2	3
4	4	4	4	3	4
5	5	5	5	4	5
6	6	6	6	5	6
7	7	7	7	6	7
8	8	8	8	7	8
9	9	9	9	8	9
10	10	10	10	9	10
11	11	11	11	10	11
12	12	12	12	11	12
13	13	13	13	12	13
14	14	14	14	13	14
15	15	15	15	14	15
16	16	16	16	15	16
17	17	17	17	16	
18	18	18	18	17	
19	19	19	19	18	
20	20	20	20	19	
21	21	21	21	20	
22	22	22	22	21	
23	23	23	23	22	
24	24	24	24	23	
25	25	25	25	24	
26	26	26	26	25	
27	27	27	27	26	
28	28	28	28	27	
29		29			
30		30			
31		31			
32		32			
33		33			

フ 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	2			
3	3			
4	4	1	1	1
5	5	2	1	2
6	6	3	1	3
7	7	4	1	4
8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8

1 2	1 2	9	5	9
1 3	1 3	1 0	6	1 0
1 4	1 4	1 1	7	1 1
1 5	1 5	1 2	8	1 2
1 6	1 6	1 3	9	1 3
1 7	1 7	1 4	1 0	1 4
1 8	1 8	1 5	1 1	1 5
1 9	1 9	1 6	1 2	1 6
2 0	2 0	1 7	1 3	1 7
2 1	2 1	1 8	1 3	1 8
2 2	2 2	1 9	1 4	1 9
2 3	2 3	2 0	1 5	2 0
2 4	2 4	2 1	1 5	2 1
2 5	2 5	2 2	1 6	2 2
2 6	2 6	2 3	1 7	2 3
2 7	2 7	2 4	1 7	
2 8	2 8			

カ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1		1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
1 0	9	9	1 0	1 0
1 1	1 0	1 0	1 1	1 1
1 2	1 1	1 1	1 2	1 2
1 3	1 2	1 2	1 3	1 3
1 4	1 3	1 3	1 4	1 4
1 5	1 4	1 4	1 5	1 5
1 6	1 5	1 5	1 6	1 6
1 7	1 6	1 6	1 7	1 7
1 8	1 7	1 7	1 8	1 8
1 9	1 8	1 8	1 9	1 9
2 0	1 9	1 9	2 0	2 0
2 1	2 0	2 0	2 1	
2 2	2 1	2 1	2 2	
2 3		2 2	2 3	
2 4		2 3		

コ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	2	2	2	2
3	3	3	1	3	3	3	3
4	4	4	1	4	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9	9
1 0	1 0	1 0	7	1 0	1 0	1 0	1 0
1 1	1 1	1 1	8	1 1	1 1	1 1	1 1
1 2	1 2	1 2	9	1 2	1 2	1 2	1 2
1 3	1 3	1 3	1 0	1 3	1 3	1 3	1 3
1 4	1 4	1 4	1 1	1 4	1 4	1 4	1 4
1 5	1 5	1 5	1 2	1 5	1 5	1 5	1 5
1 6	1 6	1 6	1 3	1 6	1 6	1 6	1 6

17	17	17	14	17	17		
18	18	18	15	18			
19	19	19	16	19			
20	20	20	17	20			
21	21	21	18				
22	22	22	18				
23	23	23	19				
24	24	24	19				

タ 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	24		
29	29	29				
30		30				

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第四 行政職俸給表（二）、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表（二）の1級となる職員の号俸の切替表（附則第五項関係）

イ 行政職俸給表（二）の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
5等級	4等級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16

17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

ロ 専門行政職俸給表の1級となる職員

旧号俸			新号俸
8等級	7等級	6等級	
2から6まで			1
7			2
8	1		3
9	2		4
10	3		5
11	4	1	6
12	5	2	7
13			
14			
15	6	3	8
16			
17			
	7	4	9
	8	5	10
	9	6	11
	10	7	12
	11		
	12	8	13
	13	9	14
	14		
	15		
	16	10	15
	17		
	18	11	16
	19		
		12	17
		13	18
		14	19
		15	20
		16	21
		17	22
		18	23
		19	24
		20	25

ハ 研究職俸給表の1級となる職員

旧号俸		新号俸
5等級	4等級	
2		1
3		2
4		3
5	1	4
6	2	5
7	3	6

8	4	7
9	5	8
10	6	9
11	7	10
12	8	11
13		
14		
15		
16	9	12
17		
18		
19		
20	10	13
21	11	14
22	12	15
23	13	16
24	14	17
25	15	18
26	16	19
27	17	20
28	18	21
29	19	22
30	20	23
31	21	24
32	22	25
33	23	26
34	24	27
35	25	28
36	26	29

ニ 医療職俸給表（二）の1級となる職員

旧号俸		新号俸
6等級	5等級	
2		1
3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		
12	8	10
13		
14		
15		
16	9	11
17		
18		
19		
20	10	12
21	11	13
22	12	14
23	13	15
24	14	16
25	15	17
26	16	18
27	17	19
28	18	20
29	19	21
30	20	22

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附 則（昭和六〇年一月二七日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月二七日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月二四日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本国有鉄道に使用されていた者であつて引き続き施行日に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する調整手当の支給については、日本国有鉄道を同法第十一条の六第二項に規定する人事院規則で定める法人とみなして、同項の規定を適用する。

2 昭和六十一年一月一日から施行日の前日までの間において日本国有鉄道に使用されていたことのある者であつて昭和六十二年中に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十四条の三の規定の適用を受ける職員となつたものに係る同年における同条の規定の適用については、その職員は、日本国有鉄道に使用されていた間は、同条第二項第三号の給与特例法適用職員等であつたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一月二二日法律第一〇一号）

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
(最高号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 3 昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和六二年一月五日法律第一〇九号） 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とする改正規定、附則第十四項の改正規定、同項を附則第十五項とする改正規定、附則第十三項の改正規定、同項を附則第十四項とする改正規定、附則第十二項の改正規定、同項を附則第十三項とする改正規定、附則第十一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九項から第十一項まで及び第十三項から第十五項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第七項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第八項までにおいて「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 3 昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第八項までにおいて「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(住居手当に関する経過措置)
- 7 切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に

達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

8 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（勤務を要しない時間に関する経過措置等）

9 附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日において、この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）附則第十二項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により各庁の長が定めた期間の末日以外の日となるもの（旧法附則第十一項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として人事院規則で定める職員に限る。）及び旧法附則第十一項又は第十二項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧法附則第十三項の規定により当該政令で定める日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員については、当該政令で定める日から人事院規則で定める日までの間は、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第十一項までにおいて「新法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定にかかわらず、各庁の長は、新法附則第十一項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事院規則で定める時間数の勤務時間を、人事院規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

10 前項の規定による指定が行われる間、当該指定が行われる職員に対する新法第五条第一項及び第十九条の規定の適用については、新法第五条第一項中「第十四条に規定する勤務時間」とあるのは「第十四条に規定する勤務時間のうち一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九号）附則第九項の規定による勤務を要しない時間を除いた時間」と、新法第十九条中「一週間の勤務時間」とあるのは「第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間を減じた時間」とする。

11 附則第九項の規定による指定については、その指定は新法附則第十一項から第十三項までの規定による指定とみなして、新法附則第十四項の規定を適用する。この場合において、同項中「基本期間又は前項の規定により定めた期間」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九号）附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から同法附則第九項に規定する人事院規則で定める日までの期間」とする。

（人事院規則への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和六三年一二月一三日法律第九二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（人事院規則への委任）

2 この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（昭和六三年一二月二四日法律第一〇〇号）

（施行期日等）

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（一般職の職員の給与等に関する法律（以下「給与法」という。）第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。）及び次項から附則第八項までの規定 公布の日

二 第一条中給与法第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日

三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一条の規定による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3 昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4 切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は人事院規則で定める。

附 則（平成元年一二月一三日法律第七三号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 3 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 7 改正後の法の規定を適用する場合には、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二年一月二六日法律第七九号）

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。
（特定の号俸の切替え等）
- 3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（最高号俸等の切替え等）
- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号俸等の基礎）
- 7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 8 改正後の法の規定を適用する場合には、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（退職者の給与に関する経過措置）
- 9 改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条第一号に掲げる事由に該当して退職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の退職期間に係る給与についても適用する。
（人事院規則への委任）
- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の級
行政職俸給表（一）	1級 2級
行政職俸給表（二）	1級
専門行政職俸給表	1級
税務職俸給表	1級 2級
公安職俸給表（一）	1級 2級 3級
公安職俸給表（二）	1級 2級
海事職俸給表（一）	1級 2級
海事職俸給表（二）	1級 2級
教育職俸給表（一）	1級 2級

教育職俸給表（二）	1 級	2 級
教育職俸給表（三）	1 級	2 級
教育職俸給表（四）	1 級	
研究職俸給表	1 級	2 級
医療職俸給表（一）	1 級	
医療職俸給表（二）	1 級	2 級
医療職俸給表（三）	1 級	2 級

附 則（平成三年一二月二四日法律第一〇二号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。
（特定の職務の級の切替え）
- 3 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が医療職俸給表（三）の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。
（特定の号俸の切替え等）
- 4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表（三）の七級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表（三）の六級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。
（最高号俸等の切替え等）
- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 10 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 医療職俸給表（三）の 7 級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
1 0	7
1 1	8
1 2	9
1 3	1 0
1 4	1 1
1 5	1 2
1 6	1 2
1 7	1 3
1 8	1 4
1 9	1 5
2 0	1 5
2 1	1 6

附 則（平成三年一二月二四日法律第一〇九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月二日法律第二八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成四年一二月一六日法律第九二号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成五年一月一日から、第十一条の三第二項第一号及び第十一条の六の改正規定並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十一項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者についてはその者が職員となった日において、第二号に該当する者については切替日において、第三号に該当する者についてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の法第十一条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の法第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十二号。以下「改正法」という。)附則第七項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、又は改正法附則第七項の規定による届出が改正法の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正法附則第七項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の法第十一条の二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十二号)の施行の日から三十日」とする。

一 施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合

(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十一条の三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(住居手当に関する経過措置)

11 切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行

日から平成五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（切替日から平成四年四月三十日までの間の非常勤職員の給与）

- 1 2 改正後の法第二十二條第一項の規定の切替日から平成四年四月三十日までの間における適用については、同項中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

（給与の内払）

- 1 3 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

- 1 4 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八二号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十六条、第十七条及び第十八条の二の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成六年六月一五日法律第三三号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年一一月七日法律第八九号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六ロの備考（二）及びハの備考（二）に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成七年三月三一日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月二五日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の七（同条を第十一条の八とする部分を除く。）、第十二条並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 3 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
- 4 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)
- 7 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(調整手当に関する経過措置)
- 8 改正後の法第十一条の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。
(給与の内払)
- 9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成八年一二月一一日法律第一一二号)

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の二第一項及び第二項の改正規定 平成九年一月一日
 - 二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）、給与法第十一条の八を第十一条の九とし、第十一条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条、第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七第一項並びに第二十三条第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定 平成九年四月一日
- 2 第一条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。
(特定の号俸の切替え等)
- 3 平成八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。）が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。
- 4 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。
- 5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあっては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
(最高号俸等の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日(附則第十一項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事院が定める。

8 前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の給与法の規定により異動日において受けていた俸給月額(改正前の給与法別表第六ロの備考(二)又はハの備考(二)の規定の適用を受けていた職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において「旧俸給月額」という。)に達しない職員の当該号俸を受ける間の俸給月額(改正後の給与法別表第六ロの備考(二)又はハの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額)は、改正後の給与法別表第二、別表第五イ、別表第六、別表第七及び別表第八イの俸給表の額にかかわらず、旧俸給月額とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

11 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の給与法第八条等の規定の適用の経過措置)

12 改正後の給与法第八条第三項及び第四項、第十九条の六第二項並びに別表第六ロの備考(二)及びハの備考(二)の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の給与法第八条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は俸給月額とされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める額(以下「暫定俸給月額」という。))と、同条第四項及び改正後の給与法第十九条の六第二項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」と、改正後の給与法別表第六ロの備考(二)及びハの備考(二)中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する改正後の給与法第八条第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

(給与の内払)

14 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	2級			3級			4級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	1			1	9	258,000	1	3	298,300
2	2	3	227,900	1			2	6	308,200
3	3	6	236,500	2	3	276,600	3	9	318,200
4	4	6	245,900	3	6	286,000	3		
5	5	9	254,800	4	6	295,500	4		
6	5			5	6	305,200	5		
7	6	3	272,000	6	9	315,000	6		
8	7	6	280,500	6			7		
9	8	6	288,900	7			8		
10	9	6	297,400	8			9		
11	10	9	305,800	9			10		
12	10			10			11		
13	11			11			12		
14	12			12			13		
15	13			13			14		
16	14			14			15		
17	15			15			16		
18	16			16			17		
19	17			17			18		

20	18			18			19		
21	19			19					
22	20			20					
23	21			21					

ロ 海事職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級											
	3級			4級			5級			6級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1	3	293,900	1			1		
2	2			2	6	305,300	2			2		
3	3			3	9	316,600	3			3		
4	4			3			4			4	3	406,500
5	5	3	289,300	4			5			5	6	419,600
6	6	6	299,600	5	3	349,500	6			6	9	432,400
7	7	9	309,200	6	6	360,000	7	3	395,900	6		
8	7			7	6	370,000	8	6	406,400	7		
9	8			8	6	379,700	9	9	416,600	8		
10	9			9	6	389,000	9			9		
11	10			10	6	397,600	10			10		
12	11			11	9	406,800	11			11		
13	12			11			12			12		
14	13			12			13			13		
15	14			13			14			14		
16	15			14			15			15		
17	16			15			16			16		
18	17			16			17			17		
19	18			17			18			18		
20	19			18			19			19		
21	20			19			20					
22	21			20			21					
23	22			21			22					
24	23			22								
25	24			23								
26	25			24								
27	26											

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級											
	2級			3級			4級			5級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	—			1	3	250,200	1			1	6	359,000
2	2			2	6	259,600	2	3	297,200	2	9	371,300
3	3			3	9	269,100	3	6	308,400	2		
4	4			3			4	9	319,700	3		
5	5			4	3	288,700	4			4		
6	6			5	6	298,800	5	3	342,500	5		
7	7	3	248,800	6	9	309,300	6	6	353,900	6		
8	8	6	258,200	6			7	9	365,200	7		
9	9	9	267,400	7	3	330,000	7			8		
10	9			8	6	340,000	8			9		
11	10	3	286,000	9	9	350,000	9			10		
12	11	6	295,200	9			10			11		
13	12	9	304,300	10			11			12		
14	12			11			12			13		
15	13			12			13			14		
16	14			13			14			15		
17	15			14			15			16		
18	16			15			16			17		
19	17			16			17			18		
20	18			17			18			19		
21	19			18			19			20		
22	20			19			20			21		
23	21			20			21			22		
24	22			21			22					

25	23			22			23				
26	24			23			24				
27	25			24			25				
28	26			25							
29	27			26							
30	28										
31	29										
32	30										
33	31										
34	32										
35	33										

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級					
	2級			3級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	—			1	3	308,000
2	2			2	6	318,100
3	3			3	9	328,300
4	4			3		
5	5			4		
6	6			5		
7	7	3	228,800	6		
8	8	6	237,200	7		
9	9	9	245,800	8		
10	9			9		
11	10	3	263,200	10		
12	11	6	273,100	11		
13	12	9	283,000	12		
14	12			13		
15	13	3	302,800	14		
16	14	6	312,700	15		
17	15	9	322,800	16		
18	15			17		
19	16			18		
20	17			19		
21	18			20		
22	19			21		
23	20			22		
24	21					
25	22					
26	23					
27	24					
28	25					
29	26					
30	27					
31	28					
32	29					
33	30					
34	31					
35	32					

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級					
	2級			3級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	—			1	3	266,800
2	2			2	6	277,100
3	3			3	9	287,400
4	4			3		
5	5			4	3	308,000
6	6			5	6	318,100
7	7			6	9	328,300
8	8			6		
9	9			7		

33	30								
34	31								

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	2級			3級			4級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	—			1			1		
2	2			2	3	265,300	2	3	307,200
3	3			3	6	275,300	3	6	317,600
4	4			4	9	285,300	4	9	328,100
5	5			4			4		
6	6			5	3	305,300	5		
7	7	3	229,400	6	6	315,500	6		
8	8	6	238,100	7	9	325,800	7		
9	9	9	246,800	7			8		
10	9			8			9		
11	10	3	263,300	9			10		
12	11	6	270,900	10			11		
13	12	9	278,400	11			12		
14	12			12			13		
15	13			13			14		
16	14			14			15		
17	15			15			16		
18	16			16			17		
19	17			17			18		
20	18			18			19		
21	19			19			20		
22	20			20			21		
23	21			21			22		
24	22			22					
25	23			23					
26	24			24					
27	25								
28	26								
29	27								
30	28								

チ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	1級			2級			3級		
	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	—			1			1		
2	2			2	3	308,300	1	9	334,900
3	3			3	6	320,400	2	3	360,000
4	4	3	257,000	4	9	332,700	3	6	372,600
5	5	6	268,500	4			4	9	385,200
6	6	9	280,500	5	3	357,500	4		
7	6			6	6	369,900	5		
8	7	3	304,600	7	9	382,400	6		
9	8	6	316,600	7			7		
10	9	9	328,300	8			8		
11	9			9			9		
12	10	3	348,000	10			10		
13	11	6	357,600	11			11		
14	12	9	367,100	12			12		
15	12			13			13		
16	13			14			14		
17	14			15			15		
18	15			16			16		
19	16			17			17		
20	17			18			18		
21				19			19		
22				20			20		
23				21			21		

24			22		22		
25			23		23		

附 則（平成九年六月四日法律第六六号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年一月一〇日法律第一一二号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（「同じ。」の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日
- 二 第一条中給与法第十三条の三第一項及び第二項並びに第二十二條第一項の改正規定並びに給与法別表第一から別表第九までの改正規定（別表第九に係る部分に限る。） 平成十年四月一日
- 2 第一条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第五項において同じ。）による改正後の給与法（次項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定及び附則第十五項の規定は平成九年四月一日から、第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十一項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は同年六月四日から適用する。
- 3 第一条の規定（附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の給与法（附則第十項において「新給与法」という。）第十九条の八第二項（「当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従って定める額を減じて得た額」に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、同条第一項に規定する基準日が平成十年六月一日以後である期末特別手当について適用する。
（最高号俸等の切替え等）
- 4 平成九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 5 切替日からこの法律の施行の日（附則第八項及び第九項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 7 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）
- 8 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（ハワイ観測所勤務手当を支給される職員の超過勤務手当等の額の特例）
- 9 改正後の給与法第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける職員が切替日から施行日の前日までの間においてこれらの規定の適用の対象となる期間につき改正前の給与法の規定により支給された超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額が、改正後の給与法の規定により支給されることとなるそれぞれの手当の額を超えるときは、当該期間の当該職員の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額は、改正後の給与法の規定にかかわらず、それぞれの手当につき、その差額を改正後の給与法の規定により支給されることとなる超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額に加算した額とする。
（期末特別手当に関する特例措置）
- 10 平成十年三月に支給する期末特別手当に関する新給与法第十九条の八第二項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。
（給与の内払）
- 11 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の給与法第十四条第一項又は第三項の規定によりハワイ観測所勤務手当を支給されることとなる職員に支給された調整手当、通勤手当又は単身赴任手当（それぞれハワイ観測所勤務手当が支給されることとなる期間に係るものに限る。）は、同条第一項又は第三項の規定によるハワイ観測所勤務手当の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 12 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 附 則（平成一〇年一月一六日法律第一二〇号）**
- （施行期日等）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成十一年一月一日から、第一条中給与法第八条第六項、第八項及び第九項並びに第十九条の九第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定は同年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十一項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
（特定の職務の級の切替え）
- 3 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が公安職俸給表（一）の二級であった職員の前日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の特二級又は二級とする。
（特定の号俸の切替え等）
- 4 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表（一）の特二級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表（一）の二級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。
（最高号俸等の切替え等）
- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 7 切替日からこの法律の施行の日（附則第十項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）
- 10 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 11 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 公安職俸給表（一）の特二級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2及び3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11
13	12
14	13
15	14
16	15
17	16
18	17
19	18
20	19
21	20
22	21
23	22
24	23
25	24
26	25

2 7	2 6
2 8	2 7
2 9	2 8
3 0	2 9
3 1	3 0
3 2	3 0
3 3	3 1
3 4	3 1
3 5	3 2

附 則（平成一一年七月七日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（旧法再任用職員に関する経過措置）

第三条

2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の二の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八条第十一項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成一一年一月二五日法律第一四一号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。）並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日
 - 二 第二条の規定及び第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分を除く。） 平成十二年四月一日
- 2 第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の給与法（附則第九項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十三項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
（最高号俸を超える俸給月額の変更等）
- 3 平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの法律の施行の日（以下この項及び附則第六項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（附則第十二項を除き、以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十号。附則第九項及び第十二項において「平成十年改正法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）
- 6 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え）
- 7 平成十二年一月一日（以下「特定切替日」という。）の前日において行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の特定切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。
（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替え等）
- 8 前項の規定により新級を決定される職員（附則第十項に規定する職員を除く。）の特定切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

9 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第一条の規定による改正後の給与法第八条第六項又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項までの規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の最高号俸等の切替え等）

10 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号俸等の調整）

11 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

12 附則第三項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

13 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合には、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
行政職俸給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	
	8級	5級
	9級	6級
行政職俸給表（二）	1級	1級
	2級	
	3級	2級

附則別表第二 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ 特定切替日の前日において行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1				1	5	1	1	3	1	1
2		1	6	2	6	2	2	4	2	2
3		1	7	3	7	3	3	5	3	3
4		2	8	4	8	4	4	6	4	4
5		3	9	5	9	5	5	7	5	5
6		4	10	6	10	6	6	8	6	6
7		5	11	7	11	7	7	9	7	7
8		6	12	8	12	8	8	10	8	8
9		7	13	9	13	9	9	11	9	9
10		8	14	10	14	10	10	12	10	10
11		9	15	11	15	11	11	13	11	11
12		9	16	11	16	12	12	14	12	12
13		9	17	12	17	13	13	15	13	13
14		10	18	13	18	14	14	16	14	14
15		10	19	13	19	15	15	17	15	15
16			20	14	20	16	16	18	16	16
17			21	14	21	17	17	19	17	17
18			22	15	22	18	18	20	18	
19				15	23	19	18	21	19	
20				15	24	20	19	22	20	
21				16	25	21	20	23		
22				16	26	22	21			
23				16	27	23	22			
24				16	28	24				

2 5			1 7	2 9	2 5				
2 6			1 7	3 0					
2 7			1 7	3 1					
2 8			1 8						
2 9			1 8						
3 0			1 8						
3 1			1 8						

ロ 特定切替日の前日において行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1 級	2 級	3 級
1			5	1
2		1	6	2
3		1	7	3
4		1	8	4
5		1	9	5
6		1	1 0	5
7		2	1 1	6
8		3	1 2	7
9		4	1 3	8
1 0		5	1 4	8
1 1		6	1 5	9
1 2		7	1 6	1 0
1 3		8	1 7	1 1
1 4		9	1 8	1 1
1 5		1 0	1 9	1 2
1 6		1 1	2 0	1 3
1 7		1 2	2 1	1 3
1 8		1 3	2 2	1 4
1 9		1 3	2 3	1 4
2 0		1 4	2 4	1 5
2 1		1 5	2 5	1 5
2 2		1 5	2 6	1 5
2 3		1 6	2 7	1 6
2 4		1 6	2 8	1 6
2 5		1 7	2 9	1 6
2 6		1 7	3 0	1 7
2 7		1 7	3 1	1 7
2 8		1 8	3 2	1 7
2 9		1 8	3 3	1 8
3 0		1 9	3 4	1 8
3 1		1 9	3 5	
3 2			3 6	

附 則（平成一一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年一月二日法律第一二二号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「改正後の法」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二六号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年一月二日法律第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三十一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一一月二二日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という。)第十九条の四第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法(第二号において「改正後の任期付研究員法」という。)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という。)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等について改正後の給与法第十九条の四第一項後段、第十九条の八第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額)並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

6 平成十四年四月一日から基準日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者(以下この項において「防衛庁職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する第二条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同法第十九条の四第二項第一号及び第十九条の八第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同法第十九条の四第二項第二号及び第十九条の八第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同法第十九条の四第二項第三号及び第十九条の八第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同法第十九条の四第二項第四号及び第十九条の八第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成一五年一〇月一六日法律第一四一號）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十三条の三の規定による手当を含む。）、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（調整手当に関する経過措置）

7 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の給与法第十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から一年を経過する」とあり、及び同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第二項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十一号）附則第七項の規定により読み替えて適用される前二項」とする。

（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成一六年一〇月二八日法律第一三六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた職員で施行日において同条の規定による改正後の一般職の職員の

給与に関する法律（以下この項及び附則第四項において「改正後の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等）

- 3 前項の規定により新級を決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の施行日における号俸（次項において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（次項において「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項若しくは第八項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号。附則第七項において「平成十年改正法」という。）附則第十二項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。
（教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）
- 5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正法附則第十一項若しくは第十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（人事院規則への委任）
- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
教育職俸給表（一）	2級	1級
	3級	2級
	4級	3級
	5級	4級
教育職俸給表（四）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十条 施行日の前日において旧公社の職員であった者であつて引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となったものに対する新法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であった者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一一月七日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第四条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間

の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十号。附則第十条において「平成十年改正法」という。）附則第十項から第十三項まで、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

第五条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

2 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（特定の職務の級の切替え）

第六条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第七条 切替日の前日において給与別表第一から別表第九までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号俸とする。

3 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第八条 切替日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。

一 給与別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付研究員法、第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者）にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・一

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

- 三 前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）百分の九十九・三四
- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項及び第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成二十二年三月三十一日までの間における給与法の適用に関する特例）

第十三条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第六項	四号俸 三号俸	三号俸 二号俸
第八条第七項	四号俸 三号俸 二号俸	三号俸 二号俸 一号俸
第十一条の三第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の五	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十一条の三第一項の人事院規則	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の人事院規則
	「地域手当支給官署	「調整手当支給官署
	同条第二項各号に定める割合をいう。）	第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）
	地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。以下	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
	同条第一項	第十一条の三第一項
第一項	地域手当支給官署	第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署
第三項	地域手当支給官署	調整手当支給官署
	地域手当の支給割合（同条第二項各号	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
	同条第一項	第十一条の三第一項

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に在勤する
	その在勤する地域、官署若しくは空港の区域	その在勤する地域若しくは官署
	在勤していた地域、官署又は空港の区域	在勤していた地域又は官署
	在勤していた地域、官署若しくは空港の区域	在勤していた地域若しくは官署
	地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう）	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう）
第二項	前条第一項	平成十七年改正法第二条の規定による改正前の前条第一項
	移転職員等	同項に規定する移転職員等

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正前の給与法第二十二条第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万五千三百円を超え三万七千八百円以下であるものに対する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

(人事院規則への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の級の切替表（附則第六条関係）

俸給表	旧級	新級
行政職俸給表（一）	1級	1級
税務職俸給表	2級	
公安職俸給表（二）	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
行政職俸給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
専門行政職俸給表	7級	7級
		8級
公安職俸給表（一）	2級	2級
	特2級	
	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
	11級	10級
		11級
教育職俸給表（一）	4級	4級
医療職俸給表（一）		5級
研究職俸給表	5級	5級
		6級

附則別表第二 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第七条関係）

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	2	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	2	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	2	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	2	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	2	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	3	0	1	0	6	1	4	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1	1	7	1	5	3	1	1
	9月以上12月未満	8	3	2	1	2	8	1	6	4	1	1
	12月以上	9	3	3	1	3	9	1	7	5	1	1
4	3月未満	9	3	3	1	3	9	1	7	5	1	1
	3月以上6月未満	10	3	4	1	4	10	1	8	6	2	1

	6 月以上 9 月未滿	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1 4	3 8	1 8	1 4	2 2	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1 5	3 9	1 9	1 5	2 3	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 6	4 0	2 0	1 6	2 4	1 2	8	4	1	1
	1 2 月以上	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
6	3 月未滿	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1 8	4 2	2 2	1 8	2 6	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	1 9	4 3	2 3	1 9	2 7	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 0	4 4	2 4	2 0	2 8	1 6	1 2	8	4	1
	1 2 月以上	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3	9	5	1
7	3 月未滿	2 1	4 5	2 5	2 1	2 9	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	4 6	2 6	2 2	3 0	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未滿	2 3	4 7	2 7	2 3	3 1	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 1 2 月未滿	2 4	4 8	2 8	2 4	3 2	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2 月以上	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7	1 3	9	5
8	3 月未滿	2 5	4 9	2 9	2 5	3 3	2 1	1 7	1 3	9	5
	3 月以上 6 月未滿	2 6	5 0	3 0	2 6	3 4	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6 月以上 9 月未滿	2 7	5 1	3 1	2 7	3 5	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未滿	2 8	5 2	3 2	2 8	3 6	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	1 2 月以上	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1	1 7	1 3	9
9	3 月未滿	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未滿	2 9	5 4	3 4	3 0	3 8	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未滿	3 0	5 5	3 5	3 1	3 9	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未滿	3 0	5 6	3 6	3 2	4 0	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2 月以上	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
1 0	3 月未滿	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未滿	3 1	5 8	3 8	3 4	4 2	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未滿	3 2	5 9	3 9	3 5	4 3	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未滿	3 2	6 0	4 0	3 6	4 4	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 1	3 月未滿	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未滿	3 3	6 2	4 2	3 8	4 6	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未滿	3 3	6 3	4 3	3 9	4 7	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未滿	3 4	6 4	4 4	4 0	4 8	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2 月以上	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 2	3 月未滿	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未滿	3 4	6 6	4 6	4 2	5 0	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未滿	3 5	6 7	4 7	4 3	5 1	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	3 5	6 8	4 8	4 4	5 2	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2 月以上	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 3	3 月未滿	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未滿	3 6	7 0	5 0	4 6	5 4	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未滿	3 6	7 1	5 1	4 7	5 5	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	7 2	5 2	4 8	5 6	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2 月以上	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
1 4	3 月未滿	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 7	7 4	5 4	4 9	5 8	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 7	7 5	5 5	5 0	5 9	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未滿	3 7	7 6	5 6	5 0	6 0	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2 月以上	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 5	3 月未滿	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 8	7 8	5 8	5 1	6 2	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 8	7 9	5 9	5 2	6 3	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未滿	3 8	8 0	6 0	5 2	6 4	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2 月以上	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
1 6	3 月未滿	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	
	3 月以上 6 月未滿	3 9	8 2	6 2	5 4	6 6	5 4	5 0	4 6	4 2	
	6 月以上 9 月未滿	3 9	8 3	6 3	5 5	6 7	5 5	5 1	4 7	4 3	
	9 月以上 1 2 月未滿	3 9	8 4	6 4	5 6	6 8	5 6	5 2	4 8	4 4	
	1 2 月以上	4 0	8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	

1 7	3月未滿		8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	
	3月以上6月未滿		8 6	6 6	5 7	7 0	5 8	5 4	5 0	4 6	
	6月以上9月未滿		8 7	6 7	5 8	7 1	5 9	5 5	5 1	4 7	
	9月以上1 2月未滿		8 8	6 8	5 8	7 2	6 0	5 6	5 2	4 8	
	1 2月以上		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
1 8	3月未滿		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
	3月以上6月未滿		9 0	7 0	5 9	7 4	6 2	5 8	5 4	5 0	
	6月以上9月未滿		9 1	7 1	6 0	7 5	6 3	5 9	5 5	5 1	
	9月以上1 2月未滿		9 2	7 2	6 0	7 6	6 4	6 0	5 6	5 2	
	1 2月以上		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7	5 3	
1 9	3月未滿		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7		
	3月以上6月未滿		9 3	7 4	6 1	7 8	6 6	6 2	5 8		
	6月以上9月未滿		9 3	7 5	6 1	7 9	6 7	6 3	5 9		
	9月以上1 2月未滿		9 3	7 6	6 2	8 0	6 8	6 4	6 0		
	1 2月以上		9 3	7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
2 0	3月未滿			7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
	3月以上6月未滿			7 8	6 2	8 2	7 0	6 6	6 2		
	6月以上9月未滿			7 9	6 3	8 3	7 1	6 7	6 3		
	9月以上1 2月未滿			8 0	6 3	8 4	7 2	6 8	6 4		
	1 2月以上			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
2 1	3月未滿			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
	3月以上6月未滿			8 2	6 4	8 6	7 4	7 0	6 6		
	6月以上9月未滿			8 3	6 4	8 7	7 5	7 1	6 7		
	9月以上1 2月未滿			8 4	6 4	8 8	7 6	7 2	6 8		
	1 2月以上			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3	6 9		
2 2	3月未滿			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3			
	3月以上6月未滿			8 6	6 5	9 0	7 8	7 4			
	6月以上9月未滿			8 7	6 6	9 1	7 9	7 5			
	9月以上1 2月未滿			8 8	6 6	9 2	8 0	7 6			
	1 2月以上			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7			
2 3	3月未滿			8 9	6 7	9 3	8 1				
	3月以上6月未滿			9 0	6 7	9 4	8 2				
	6月以上9月未滿			9 1	6 8	9 5	8 3				
	9月以上1 2月未滿			9 2	6 8	9 6	8 4				
	1 2月以上			9 3	6 9	9 7	8 5				
2 4	3月未滿			9 3	6 9	9 7	8 5				
	3月以上6月未滿			9 4	7 0	9 8	8 6				
	6月以上9月未滿			9 5	7 1	9 9	8 7				
	9月以上1 2月未滿			9 6	7 2	1 0 0	8 8				
	1 2月以上			9 7	7 3	1 0 1	8 9				
2 5	3月未滿			9 7	7 3	1 0 1					
	3月以上6月未滿			9 8	7 3	1 0 2					
	6月以上9月未滿			9 9	7 4	1 0 3					
	9月以上1 2月未滿			1 0 0	7 4	1 0 4					
	1 2月以上			1 0 1	7 5	1 0 5					
2 6	3月未滿			1 0 1	7 5	1 0 5					
	3月以上6月未滿			1 0 2	7 5	1 0 6					
	6月以上9月未滿			1 0 3	7 6	1 0 7					
	9月以上1 2月未滿			1 0 4	7 6	1 0 8					
	1 2月以上			1 0 5	7 7	1 0 9					
2 7	3月未滿			1 0 5	7 7						
	3月以上6月未滿			1 0 6	7 8						
	6月以上9月未滿			1 0 7	7 9						
	9月以上1 2月未滿			1 0 8	8 0						
	1 2月以上			1 0 9	8 1						
2 8	3月未滿			1 0 9	8 1						
	3月以上6月未滿			1 1 0	8 2						
	6月以上9月未滿			1 1 1	8 3						
	9月以上1 2月未滿			1 1 2	8 4						
	1 2月以上			1 1 3	8 5						
2 9	3月未滿			1 1 3							
	3月以上6月未滿			1 1 4							
	6月以上9月未滿			1 1 5							

3 0	9月以上12月未満			1 1 6						
	12月以上			1 1 7						
	3月未満			1 1 7						
	3月以上6月未満			1 1 8						
	6月以上9月未満			1 1 9						
	9月以上12月未満			1 2 0						
3 1	12月以上			1 2 1						
	3月未満			1 2 1						
	3月以上6月未満			1 2 2						
	6月以上9月未満			1 2 3						
	9月以上12月未満			1 2 4						
3 2	12月以上			1 2 5						
	3月未満			1 2 5						
	3月以上6月未満			1 2 5						
	6月以上9月未満			1 2 5						
	9月以上12月未満			1 2 5						

ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満				1	1	5	1	1
	3月以上6月未満				1	1	6	1	1
	6月以上9月未満				1	1	7	1	1
	9月以上12月未満				1	1	8	1	1
	12月以上				1	1	9	1	1
2	3月未満			1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満			2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満			3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満			4	4	1	12	1	1
	12月以上			5	5	1	13	1	1
3	3月未満			5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満			6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満			7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満			8	8	4	16	1	1
	12月以上			9	9	5	17	1	1
4	3月未満			9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満			10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満			11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満			12	12	8	20	1	1
	12月以上			13	13	9	21	1	1
5	3月未満			13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満			14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満			15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満			16	16	12	24	4	1
	12月以上			17	17	13	25	5	1
6	3月未満			17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満			18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満			19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満			20	20	16	28	8	4
	12月以上			21	21	17	29	9	5
7	3月未満			21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満			22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満			23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満			24	24	20	32	12	8
	12月以上			25	25	21	33	13	9
8	3月未満			25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満			26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満			27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満			28	28	24	36	16	12
	12月以上			29	29	25	37	17	13
9	3月未満			29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満			30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満			31	31	27	39	19	15

	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
10	12月以上	33	33	29	41	21	17
	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65

	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1	1

	3月以上6月未滿		1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿		1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿		1	1	1	1	1
	12月以上		1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1	1
3	3月未滿	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1	1
4	3月未滿	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	10	6	1	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	7	1	1
	9月以上12月未滿	16	16	12	8	1	1
	12月以上	17	17	13	9	1	1
6	3月未滿	17	17	13	9	1	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	10	2	1
	6月以上9月未滿	19	19	15	11	3	1
	9月以上12月未滿	20	20	16	12	4	1
	12月以上	21	21	17	13	5	1
7	3月未滿	21	21	17	13	5	1
	3月以上6月未滿	22	22	18	14	6	2
	6月以上9月未滿	23	23	19	15	7	3
	9月以上12月未滿	24	24	20	16	8	4
	12月以上	25	25	21	17	9	5
8	3月未滿	25	25	21	17	9	5
	3月以上6月未滿	26	26	22	18	10	6
	6月以上9月未滿	27	27	23	19	11	7
	9月以上12月未滿	28	28	24	20	12	8
	12月以上	29	29	25	21	13	9
9	3月未滿	29	29	25	21	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	26	22	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	27	23	15	11
	9月以上12月未滿	32	32	28	24	16	12
	12月以上	33	33	29	25	17	13
10	3月未滿	33	33	29	25	17	13
	3月以上6月未滿	34	34	30	26	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	31	27	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	32	28	20	16
	12月以上	37	37	33	29	21	17
11	3月未滿	37	37	33	29	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	34	30	22	18
	6月以上9月未滿	39	39	35	31	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	36	32	24	20
	12月以上	41	41	37	33	25	21
12	3月未滿	41	41	37	33	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	38	34	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	35	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	40	36	28	24
	12月以上	45	45	41	37	29	25
13	3月未滿	45	45	41	37	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	42	38	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	39	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	40	32	28

1 4	1 2 月以上	4 9	4 9	4 5	4 1	3 3	2 9
	3 月未満	4 9	4 9	4 5	4 1	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	4 6	4 2	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	4 7	4 3	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	5 2	5 2	4 8	4 4	3 6	3 2
1 5	1 2 月以上	5 3	5 3	4 9	4 5	3 7	3 3
	3 月未満	5 3	5 3	4 9	4 5	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 0	4 6	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 1	4 7	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 6	5 6	5 2	4 8	4 0	3 6
1 6	1 2 月以上	5 7	5 7	5 3	4 9	4 1	3 7
	3 月未満	5 7	5 7	5 3	4 9	4 1	
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 4	5 0	4 2	
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 5	5 1	4 3	
	9 月以上 1 2 月未満	6 0	6 0	5 6	5 2	4 4	
1 7	1 2 月以上	6 1	6 1	5 7	5 3	4 5	
	3 月未満	6 1	6 1	5 7	5 3	4 5	
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	5 8	5 4	4 6	
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	5 9	5 5	4 7	
	9 月以上 1 2 月未満	6 4	6 4	6 0	5 6	4 8	
1 8	1 2 月以上	6 5	6 5	6 1	5 7	4 9	
	3 月未満	6 5	6 5	6 1	5 7	4 9	
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 2	5 8	5 0	
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 3	5 9	5 1	
	9 月以上 1 2 月未満	6 8	6 8	6 4	6 0	5 2	
1 9	1 2 月以上	6 9	6 9	6 5	6 1	5 3	
	3 月未満	6 9	6 9	6 5	6 1		
	3 月以上 6 月未満	7 0	7 0	6 6	6 2		
	6 月以上 9 月未満	7 1	7 1	6 7	6 3		
	9 月以上 1 2 月未満	7 2	7 2	6 8	6 4		
2 0	1 2 月以上	7 3	7 3	6 9	6 5		
	3 月未満	7 3	7 3	6 9	6 5		
	3 月以上 6 月未満	7 4	7 4	7 0	6 6		
	6 月以上 9 月未満	7 5	7 5	7 1	6 7		
	9 月以上 1 2 月未満	7 6	7 6	7 2	6 8		
2 1	1 2 月以上	7 7	7 7	7 3	6 9		
	3 月未満	7 7	7 7	7 3			
	3 月以上 6 月未満	7 8	7 8	7 4			
	6 月以上 9 月未満	7 9	7 9	7 5			
	9 月以上 1 2 月未満	8 0	8 0	7 6			
2 2	1 2 月以上	8 1	8 1	7 7			
	3 月未満	8 1	8 1	7 7			
	3 月以上 6 月未満	8 2	8 1	7 8			
	6 月以上 9 月未満	8 3	8 1	7 9			
	9 月以上 1 2 月未満	8 4	8 1	8 0			
2 3	1 2 月以上	8 5	8 1	8 1			
	3 月未満	8 5					
	3 月以上 6 月未満	8 6					
	6 月以上 9 月未満	8 7					
	9 月以上 1 2 月未満	8 8					
2 4	1 2 月以上	8 9					
	3 月未満	8 9					
	3 月以上 6 月未満	9 0					
	6 月以上 9 月未満	9 1					
	9 月以上 1 2 月未満	9 2					
2 5	1 2 月以上	9 3					
	3 月未満	9 3					
	3 月以上 6 月未満	9 3					
	6 月以上 9 月未満	9 3					
	9 月以上 1 2 月未満	9 3					

ニ 税務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

経過期間											
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	2	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	2	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	2	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	2	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	2	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	2	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	2	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	2	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	2	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	3	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	3	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	3	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	3	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	3	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	3	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	3	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	3	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	3	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	3	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	3	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	3	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	4	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	4	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	4	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	4	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	4	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	4	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	4	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	4	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	25	4	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	25	4	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	26	4	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	26	4	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	26	4	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	5	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	5	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	27	5	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	27	5	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	27	5	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	28	5	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	28	5	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	5	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	29	5	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	29	5	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	29	5	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	29	5	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	29	6	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	29	6	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	29	6	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	30	6	46	41	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	30	6	47	42	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	30	6	48	42	52	40	36	32	28	24
	12月以上	30	6	49	43	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	30	6	49	43	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	30	6	50	43	54	42	38	34	30	26

	6月以上9月未満	31	67	51	44	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	31	68	52	44	56	44	40	36	32	28
	12月以上	31	69	53	45	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	31	69	53	45	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	31	70	54	46	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	31	71	55	47	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	32	72	56	48	60	48	44	40	36	32
	12月以上	32	73	57	49	61	49	45	41	37	33
15	3月未満		73	57	49	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満		73	58	49	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満		73	59	50	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		73	60	50	64	52	48	44	40	36
	12月以上		73	61	51	65	53	49	45	41	37
16	3月未満			61	51	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満			62	51	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満			63	52	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満			64	52	68	56	52	48	44	
	12月以上			65	53	69	57	53	49	45	
17	3月未満			65	53	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満			65	53	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満			65	53	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満			65	54	72	60	56	52	48	
	12月以上			65	54	73	61	57	53	49	
18	3月未満				54	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満				54	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満				55	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満				55	76	64	60	56	52	
	12月以上				55	77	65	61	57	53	
19	3月未満				55	77	65	61	57		
	3月以上6月未満				56	78	66	62	58		
	6月以上9月未満				56	79	67	63	59		
	9月以上12月未満				56	80	68	64	60		
	12月以上				57	81	69	65	61		
20	3月未満				57	81	69	65	61		
	3月以上6月未満				57	82	70	66	62		
	6月以上9月未満				58	83	71	67	63		
	9月以上12月未満				58	84	72	68	64		
	12月以上				59	85	73	69	65		
21	3月未満				59	85	73	69	65		
	3月以上6月未満				59	85	74	70	66		
	6月以上9月未満				60	85	75	71	67		
	9月以上12月未満				60	85	76	72	68		
	12月以上				61	85	77	73	69		
22	3月未満				61		77	73			
	3月以上6月未満				61		78	74			
	6月以上9月未満				61		79	75			
	9月以上12月未満				62		80	76			
	12月以上				62		81	77			
23	3月未満				62		81				
	3月以上6月未満				62		82				
	6月以上9月未満				63		83				
	9月以上12月未満				63		84				
	12月以上				63		85				
24	3月未満						85				
	3月以上6月未満						86				
	6月以上9月未満						87				
	9月以上12月未満						88				
	12月以上						89				

ホ 公安職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級										
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満					1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満					1	14	1	1	1	1	

	6 月以上 9 月未滿					1	1 5	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿					1	1 6	1	1	1	1	1
	1 2 月以上					1	1 7	1	1	1	1	1
2	3 月未滿	1	1	5	1	1	1 7	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	6	2	2	1 8	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	7	3	3	1 9	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4	4	8	4	4	2 0	1	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	9	5	5	2 1	1	1	1	1	1
3	3 月未滿	5	5	9	5	5	2 1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	1 0	6	6	2 2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	1 1	7	7	2 3	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	8	1 2	8	8	2 4	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	1 3	9	9	2 5	5	1	1	1	1
4	3 月未滿	9	9	1 3	9	9	2 5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1 0	1 0	1 4	1 0	1 0	2 6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1 1	1 1	1 5	1 1	1 1	2 7	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2	1 2	1 6	1 2	1 2	2 8	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	1 7	1 3	1 3	2 9	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	1 3	1 3	1 7	1 3	1 3	2 9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1 4	1 4	1 8	1 4	1 4	3 0	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1 5	1 5	1 9	1 5	1 5	3 1	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 6	1 6	2 0	1 6	1 6	3 2	1 2	8	4	1	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	2 1	1 7	1 7	3 3	1 3	9	5	1	1
6	3 月未滿	1 7	1 7	2 1	1 7	1 7	3 3	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1 8	1 8	2 2	1 8	1 8	3 4	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	1 9	1 9	2 3	1 9	1 9	3 5	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 0	2 0	2 4	2 0	2 0	3 6	1 6	1 2	8	4	1
	1 2 月以上	2 1	2 1	2 5	2 1	2 1	3 7	1 7	1 3	9	5	1
7	3 月未滿	2 1	2 1	2 5	2 1	2 1	3 7	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	2 2	2 6	2 2	2 2	3 8	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未滿	2 3	2 3	2 7	2 3	2 3	3 9	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 1 2 月未滿	2 4	2 4	2 8	2 4	2 4	4 0	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 9	2 5	2 5	4 1	2 1	1 7	1 3	9	5
8	3 月未滿	2 5	2 5	2 9	2 5	2 5	4 1	2 1	1 7	1 3	9	5
	3 月以上 6 月未滿	2 6	2 6	3 0	2 6	2 6	4 2	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6 月以上 9 月未滿	2 7	2 7	3 1	2 7	2 7	4 3	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未滿	2 8	2 8	3 2	2 8	2 8	4 4	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	1 2 月以上	2 9	2 9	3 3	2 9	2 9	4 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
9	3 月未滿	2 9	2 9	3 3	2 9	2 9	4 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未滿	3 0	3 0	3 4	3 0	3 0	4 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未滿	3 1	3 1	3 5	3 1	3 1	4 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未滿	3 2	3 2	3 6	3 2	3 2	4 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2 月以上	3 3	3 3	3 7	3 3	3 3	4 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
1 0	3 月未滿	3 3	3 3	3 7	3 3	3 3	4 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 8	3 4	3 4	5 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 9	3 5	3 5	5 1	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	3 6	4 0	3 6	3 6	5 2	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 7	3 7	4 1	3 7	3 7	5 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 1	3 月未滿	3 7	3 7	4 1	3 7	3 7	5 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	4 2	3 8	3 8	5 4	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	4 3	3 9	3 9	5 5	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未滿	4 0	4 0	4 4	4 0	4 0	5 6	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2 月以上	4 1	4 1	4 5	4 1	4 1	5 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 2	3 月未滿	4 1	4 1	4 5	4 1	4 1	5 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 6	4 2	4 2	5 8	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 7	4 3	4 3	5 9	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	4 4	4 4	4 8	4 4	4 4	6 0	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 9	4 5	4 5	6 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 3	3 月未滿	4 5	4 5	4 9	4 5	4 5	6 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	5 0	4 6	4 6	6 2	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	5 1	4 7	4 7	6 3	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	4 8	5 2	4 8	4 8	6 4	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 9	4 9	5 3	4 9	4 9	6 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9

1 4	3月未滿	4 9	4 9	5 3	4 9	4 9	6 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3月以上6月未滿	5 0	5 0	5 4	5 0	5 0	6 6	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6月以上9月未滿	5 1	5 1	5 5	5 1	5 1	6 7	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9月以上1 2月未滿	5 2	5 2	5 6	5 2	5 2	6 8	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2月以上	5 3	5 3	5 7	5 3	5 3	6 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 5	3月未滿	5 3	5 3	5 7	5 3	5 3	6 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3月以上6月未滿	5 4	5 4	5 8	5 4	5 4	7 0	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6月以上9月未滿	5 5	5 5	5 9	5 5	5 5	7 1	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9月以上1 2月未滿	5 6	5 6	6 0	5 6	5 6	7 2	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2月以上	5 7	5 7	6 1	5 7	5 7	7 3	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
1 6	3月未滿	5 7	5 7	6 1	5 7	5 7	7 3	5 3	4 9	4 5	4 1	
	3月以上6月未滿	5 8	5 8	6 2	5 8	5 8	7 4	5 4	5 0	4 6	4 2	
	6月以上9月未滿	5 9	5 9	6 3	5 9	5 9	7 5	5 5	5 1	4 7	4 3	
	9月以上1 2月未滿	6 0	6 0	6 4	6 0	6 0	7 6	5 6	5 2	4 8	4 4	
	1 2月以上	6 1	6 1	6 5	6 1	6 1	7 7	5 7	5 3	4 9	4 5	
1 7	3月未滿	6 1	6 1	6 5	6 1	6 1	7 7	5 7	5 3	4 9	4 5	
	3月以上6月未滿	6 2	6 2	6 6	6 2	6 2	7 8	5 8	5 4	5 0	4 6	
	6月以上9月未滿	6 3	6 3	6 7	6 3	6 3	7 9	5 9	5 5	5 1	4 7	
	9月以上1 2月未滿	6 4	6 4	6 8	6 4	6 4	8 0	6 0	5 6	5 2	4 8	
	1 2月以上	6 5	6 5	6 9	6 5	6 5	8 1	6 1	5 7	5 3	4 9	
1 8	3月未滿	6 5	6 5	6 9	6 5	6 5	8 1	6 1	5 7	5 3	4 9	
	3月以上6月未滿	6 6	6 6	7 0	6 6	6 6	8 2	6 2	5 8	5 4	5 0	
	6月以上9月未滿	6 7	6 7	7 1	6 7	6 7	8 3	6 3	5 9	5 5	5 1	
	9月以上1 2月未滿	6 8	6 8	7 2	6 8	6 8	8 4	6 4	6 0	5 6	5 2	
	1 2月以上	6 9	6 9	7 3	6 9	6 9	8 5	6 5	6 1	5 7	5 3	
1 9	3月未滿	6 9	6 9	7 3	6 9	6 9	8 5	6 5	6 1	5 7		
	3月以上6月未滿	7 0	7 0	7 4	7 0	7 0	8 6	6 6	6 2	5 8		
	6月以上9月未滿	7 1	7 1	7 5	7 1	7 1	8 7	6 7	6 3	5 9		
	9月以上1 2月未滿	7 2	7 2	7 6	7 2	7 2	8 8	6 8	6 4	6 0		
	1 2月以上	7 3	7 3	7 7	7 3	7 3	8 9	6 9	6 5	6 1		
2 0	3月未滿	7 3	7 3	7 7	7 3	7 3	8 9	6 9	6 5	6 1		
	3月以上6月未滿	7 4	7 4	7 8	7 4	7 4	9 0	7 0	6 6	6 2		
	6月以上9月未滿	7 5	7 5	7 9	7 5	7 5	9 1	7 1	6 7	6 3		
	9月以上1 2月未滿	7 6	7 6	8 0	7 6	7 6	9 2	7 2	6 8	6 4		
	1 2月以上	7 7	7 7	8 1	7 7	7 7	9 3	7 3	6 9	6 5		
2 1	3月未滿	7 7	7 7	8 1	7 7	7 7	9 3	7 3	6 9	6 5		
	3月以上6月未滿	7 8	7 8	8 2	7 8	7 7	9 4	7 4	7 0	6 6		
	6月以上9月未滿	7 9	7 9	8 3	7 9	7 8	9 5	7 5	7 1	6 7		
	9月以上1 2月未滿	8 0	8 0	8 4	8 0	7 8	9 6	7 6	7 2	6 8		
	1 2月以上	8 1	8 1	8 5	8 1	7 9	9 7	7 7	7 3	6 9		
2 2	3月未滿	8 1	8 1	8 5	8 1	7 9	9 7	7 7	7 3			
	3月以上6月未滿	8 2	8 2	8 6	8 2	7 9	9 8	7 8	7 4			
	6月以上9月未滿	8 3	8 3	8 7	8 3	8 0	9 9	7 9	7 5			
	9月以上1 2月未滿	8 4	8 4	8 8	8 4	8 0	1 0 0	8 0	7 6			
	1 2月以上	8 5	8 5	8 9	8 5	8 1	1 0 1	8 1	7 7			
2 3	3月未滿	8 5	8 5	8 9	8 5	8 1	1 0 1	8 1				
	3月以上6月未滿	8 6	8 6	9 0	8 6	8 2	1 0 2	8 2				
	6月以上9月未滿	8 7	8 7	9 1	8 7	8 3	1 0 3	8 3				
	9月以上1 2月未滿	8 8	8 8	9 2	8 8	8 4	1 0 4	8 4				
	1 2月以上	8 9	8 9	9 3	8 9	8 5	1 0 5	8 5				
2 4	3月未滿	8 9	8 9	9 3	8 9	8 5	1 0 5	8 5				
	3月以上6月未滿	9 0	9 0	9 4	9 0	8 6	1 0 6	8 6				
	6月以上9月未滿	9 1	9 1	9 5	9 1	8 7	1 0 7	8 7				
	9月以上1 2月未滿	9 2	9 2	9 6	9 2	8 8	1 0 8	8 8				
	1 2月以上	9 3	9 3	9 7	9 3	8 9	1 0 9	8 9				
2 5	3月未滿	9 3	9 3	9 7	9 3	8 9	1 0 9					
	3月以上6月未滿	9 4	9 4	9 8	9 4	9 0	1 1 0					
	6月以上9月未滿	9 5	9 5	9 9	9 5	9 1	1 1 1					
	9月以上1 2月未滿	9 6	9 6	1 0 0	9 6	9 2	1 1 2					
	1 2月以上	9 7	9 7	1 0 1	9 7	9 3	1 1 3					
2 6	3月未滿	9 7	9 7	1 0 1	9 7	9 3	1 1 3					
	3月以上6月未滿	9 8	9 8	1 0 2	9 8	9 4	1 1 4					
	6月以上9月未滿	9 9	9 9	1 0 3	9 9	9 5	1 1 5					

	9月以上12月未満	100	100	104	100	96	116						
	12月以上	101	101	105	101	97	117						
27	3月未満	101	101	105	101	97							
	3月以上6月未満	102	101	106	102	98							
	6月以上9月未満	103	102	107	103	99							
	9月以上12月未満	104	102	108	104	100							
	12月以上	105	103	109	105	101							
28	3月未満	105	103	109	105	101							
	3月以上6月未満	106	103	110	106	102							
	6月以上9月未満	107	104	111	107	103							
	9月以上12月未満	108	104	112	108	104							
	12月以上	109	105	113	109	105							
29	3月未満	109	105	113	109	105							
	3月以上6月未満	110	106	114	110	105							
	6月以上9月未満	111	107	115	111	106							
	9月以上12月未満	112	108	116	112	106							
	12月以上	113	109	117	113	107							
30	3月未満	113	109	117	113	107							
	3月以上6月未満	114	110	118	114	107							
	6月以上9月未満	115	111	119	115	108							
	9月以上12月未満	116	112	120	116	108							
	12月以上	117	113	121	117	109							
31	3月未満	117	113	121	117								
	3月以上6月未満	118	113	122	118								
	6月以上9月未満	119	114	123	119								
	9月以上12月未満	120	114	124	120								
	12月以上	121	115	125	121								
32	3月未満	121	115	125	121								
	3月以上6月未満	122	115	126	122								
	6月以上9月未満	123	116	127	123								
	9月以上12月未満	124	116	128	124								
	12月以上	125	117	129	125								
33	3月未満	125	117	129	125								
	3月以上6月未満	125	117	130	126								
	6月以上9月未満	125	118	131	127								
	9月以上12月未満	125	118	132	128								
	12月以上	125	119	133	129								
34	3月未満		119	133	129								
	3月以上6月未満		119	134	130								
	6月以上9月未満		120	135	131								
	9月以上12月未満		120	136	132								
	12月以上		121	137	133								
35	3月未満		121	137	133								
	3月以上6月未満		122	138	134								
	6月以上9月未満		123	139	135								
	9月以上12月未満		124	140	136								
	12月以上		125	141	137								
36	3月未満		125	141									
	3月以上6月未満		126	142									
	6月以上9月未満		127	143									
	9月以上12月未満		128	144									
	12月以上		129	145									
37	3月未満			145									
	3月以上6月未満			145									
	6月以上9月未満			145									
	9月以上12月未満			145									
	12月以上			145									

へ 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1

	9月以上12月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	21	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	22	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	23	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	24	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	26	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	27	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	28	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	30	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	31	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	32	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	34	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	35	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	36	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	38	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	39	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	40	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	42	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	43	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	44	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	25	46	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	26	47	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	26	48	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	27	49	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	27	49	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	27	50	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	28	51	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	52	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	29	53	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	29	53	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	29	54	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	30	55	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	30	56	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	31	57	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	31	57	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	31	58	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	32	59	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	60	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	33	61	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	33	61	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	33	62	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	34	63	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	34	64	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	65	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	65	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	35	66	50	45	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	67	51	46	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	68	52	46	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	69	53	47	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	69	53	47	57	45	41	37	33	29

	3月以上6月未滿	38	70	54	47	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	39	71	55	48	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	40	72	56	48	60	48	44	40	36	32
	12月以上	41	73	57	49	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	41	73	57	49	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	41	74	58	49	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	42	75	59	50	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	42	76	60	50	64	52	48	44	40	36
	12月以上	43	77	61	51	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	43	77	61	51	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	43	78	62	51	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	44	79	63	52	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	44	80	64	52	68	56	52	48	44	
	12月以上	45	81	65	53	69	57	53	49	45	
17	3月未滿	45	81	65	53	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	46	82	66	53	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	47	83	67	54	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	48	84	68	54	72	60	56	52	48	
	12月以上	49	85	69	55	73	61	57	53	49	
18	3月未滿	49	85	69	55	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿	49	86	70	55	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿	49	87	71	56	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿	50	88	72	56	76	64	60	56	52	
	12月以上	50	89	73	57	77	65	61	57	53	
19	3月未滿	50	89	73	57	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿	50	89	74	57	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿	51	89	75	57	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿	51	89	76	58	80	68	64	60		
	12月以上	51	89	77	58	81	69	65	61		
20	3月未滿	51		77	58	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿	52		78	58	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿	52		79	59	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿	52		80	59	84	72	68	64		
	12月以上	53		81	59	85	73	69	65		
21	3月未滿	53		81	59	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿	53		82	60	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿	54		83	60	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿	54		84	60	88	76	72	68		
	12月以上	55		85	61	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	61	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	61	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	61	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	62	92	80	76			
	12月以上			89	62	93	81	77			
23	3月未滿			89	62		81				
	3月以上6月未滿			90	62		82				
	6月以上9月未滿			91	63		83				
	9月以上12月未滿			92	63		84				
	12月以上			93	63		85				
24	3月未滿			93	63		85				
	3月以上6月未滿			94	64		86				
	6月以上9月未滿			95	64		87				
	9月以上12月未滿			96	64		88				
	12月以上			97	65		89				
25	3月未滿			97							
	3月以上6月未滿			98							
	6月以上9月未滿			99							
	9月以上12月未滿			100							
	12月以上			101							
26	3月未滿			101							
	3月以上6月未滿			101							
	6月以上9月未滿			101							
	9月以上12月未滿			101							

		1 2月以上		1 0 1						
ト 海事職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸										
旧号俸	経過期間	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1	3月未満					1	1	1
	3月以上6月未満					1	1	1	1	1
	6月以上9月未満					1	1	1	1	1
	9月以上12月未満					1	1	1	1	1
	12月以上					1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1	1	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1	1	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1	1	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1	1	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4	1	1
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5	1	1
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6	1	1
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7	1	1
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8	1	1
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9	1	1
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9	1	1
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10	1	1
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11	1	1
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12	1	1
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13	1	1
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13	1	1
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14	1	1
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15	1	1
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16	1	1
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17	1	1
12	3月未満	41	41	41	37	29	25	17	1	1
	3月以上6月未満	42	42	42	38	30	26	18	1	1
	6月以上9月未満	43	43	43	39	31	27	19	1	1
	9月以上12月未満	44	44	44	40	32	28	20	1	1

1 3	1 2 月以上	4 5	4 5	4 5	4 1	3 3	2 9	2 1
	3 月未滿	4 5	4 5	4 5	4 1	3 3	2 9	2 1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6	4 2	3 4	3 0	2 2
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7	4 3	3 5	3 1	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	4 8	4 8	4 4	3 6	3 2	2 4
1 4	1 2 月以上	4 9	4 9	4 9	4 5	3 7	3 3	2 5
	3 月未滿	4 9	4 9	4 9	4 5	3 7	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0	4 6	3 8	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1	4 7	3 9	3 5	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	5 2	5 2	5 2	4 8	4 0	3 6	2 8
1 5	1 2 月以上	5 3	5 3	5 3	4 9	4 1	3 7	2 9
	3 月未滿	5 3	5 3	5 3	4 9	4 1	3 7	2 9
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4	5 0	4 2	3 8	2 9
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5	5 1	4 3	3 9	2 9
	9 月以上 1 2 月未滿	5 6	5 6	5 6	5 2	4 4	4 0	2 9
1 6	1 2 月以上	5 7	5 7	5 7	5 3	4 5	4 1	
	3 月未滿	5 7	5 7	5 7	5 3	4 5	4 1	
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8	5 4	4 6	4 2	
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9	5 5	4 7	4 3	
	9 月以上 1 2 月未滿	6 0	6 0	6 0	5 6	4 8	4 4	
1 7	1 2 月以上	6 1	6 1	6 1	5 7	4 9	4 5	
	3 月未滿	6 1	6 1	6 1	5 7	4 9	4 5	
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2	5 8	5 0	4 6	
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3	5 9	5 1	4 7	
	9 月以上 1 2 月未滿	6 4	6 4	6 4	6 0	5 2	4 8	
1 8	1 2 月以上	6 5	6 5	6 5	6 1	5 3	4 9	
	3 月未滿	6 5	6 5	6 5	6 1	5 3	4 9	
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6	6 2	5 4	5 0	
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7	6 3	5 5	5 1	
	9 月以上 1 2 月未滿	6 8	6 8	6 8	6 4	5 6	5 2	
1 9	1 2 月以上	6 9	6 9	6 9	6 5	5 7	5 3	
	3 月未滿	6 9	6 9	6 9	6 5	5 7	5 3	
	3 月以上 6 月未滿	6 9	6 9	7 0	6 6	5 8	5 4	
	6 月以上 9 月未滿	6 9	6 9	7 1	6 7	5 9	5 5	
	9 月以上 1 2 月未滿	6 9	6 9	7 2	6 8	6 0	5 6	
2 0	1 2 月以上	6 9	6 9	7 3	6 9	6 1	5 7	
	3 月未滿			7 3	6 9	6 1	5 7	
	3 月以上 6 月未滿			7 4	7 0	6 2	5 7	
	6 月以上 9 月未滿			7 5	7 1	6 3	5 7	
	9 月以上 1 2 月未滿			7 6	7 2	6 4	5 7	
2 1	1 2 月以上			7 7	7 3	6 5		
	3 月未滿			7 7	7 3	6 5		
	3 月以上 6 月未滿			7 8	7 4	6 6		
	6 月以上 9 月未滿			7 9	7 5	6 7		
	9 月以上 1 2 月未滿			8 0	7 6	6 8		
2 2	1 2 月以上			8 1	7 7	6 9		
	3 月未滿			8 1	7 7	6 9		
	3 月以上 6 月未滿			8 2	7 8	7 0		
	6 月以上 9 月未滿			8 3	7 9	7 1		
	9 月以上 1 2 月未滿			8 4	8 0	7 2		
2 3	1 2 月以上			8 5	8 1	7 3		
	3 月未滿			8 5	8 1	7 3		
	3 月以上 6 月未滿			8 6	8 2	7 3		
	6 月以上 9 月未滿			8 7	8 3	7 3		
	9 月以上 1 2 月未滿			8 8	8 4	7 3		
2 4	1 2 月以上			8 9	8 5	7 3		
	3 月未滿			8 9	8 5			
	3 月以上 6 月未滿			9 0	8 6			
	6 月以上 9 月未滿			9 1	8 7			
	9 月以上 1 2 月未滿			9 2	8 8			
2 5	1 2 月以上			9 3	8 9			
	3 月未滿			9 3	8 9			
	3 月以上 6 月未滿			9 4	8 9			

	6月以上9月未満			9 5	8 9			
	9月以上12月未満			9 6	8 9			
	12月以上			9 7	8 9			
2 6	3月未満			9 7				
	3月以上6月未満			9 8				
	6月以上9月未満			9 9				
	9月以上12月未満			1 0 0				
	12月以上			1 0 1				
2 7	3月未満			1 0 1				
	3月以上6月未満			1 0 1				
	6月以上9月未満			1 0 1				
	9月以上12月未満			1 0 1				
	12月以上			1 0 1				

チ 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 0	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1 1	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	1 2	8	8	4	1	1	1
	12月以上	1 3	9	9	5	1	1	1
5	3月未満	1 3	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	1 4	1 0	1 0	6	2	1	1
	6月以上9月未満	1 5	1 1	1 1	7	3	1	1
	9月以上12月未満	1 6	1 2	1 2	8	4	1	1
	12月以上	1 7	1 3	1 3	9	5	1	1
6	3月未満	1 7	1 3	1 3	9	5	1	1
	3月以上6月未満	1 8	1 4	1 4	1 0	6	2	2
	6月以上9月未満	1 9	1 5	1 5	1 1	7	3	3
	9月以上12月未満	2 0	1 6	1 6	1 2	8	4	4
	12月以上	2 1	1 7	1 7	1 3	9	5	5
7	3月未満	2 1	1 7	1 7	1 3	9	5	5
	3月以上6月未満	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	6	6
	6月以上9月未満	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	7	7
	9月以上12月未満	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	8	8
	12月以上	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	9	9
8	3月未満	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	9	9
	3月以上6月未満	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0	1 0
	6月以上9月未満	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1	1 1
	9月以上12月未満	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	1 2
	12月以上	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	1 3
9	3月未満	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	1 3
	3月以上6月未満	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 4
	6月以上9月未満	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 5
	9月以上12月未満	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 6
	12月以上	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 7
1 0	3月未満	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 7
	3月以上6月未満	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 8

	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2 月以上	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1
1 1	3 月未滿	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5
1 2	3 月未滿	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未滿	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未滿	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9
1 3	3 月未滿	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2 月以上	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3
1 4	3 月未滿	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未滿	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2 月以上	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7
1 5	3 月未滿	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	3 9
	9 月以上 1 2 月未滿	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	4 0
	1 2 月以上	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1
1 6	3 月未滿	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 4	5 4	5 0	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 5	5 5	5 1	4 7	4 3
	9 月以上 1 2 月未滿	6 0	5 6	5 6	5 2	4 8	4 4
	1 2 月以上	6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5
1 7	3 月未滿	6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未滿	6 2	5 8	5 8	5 4	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未滿	6 3	5 9	5 9	5 5	5 1	4 7
	9 月以上 1 2 月未滿	6 4	6 0	6 0	5 6	5 2	4 8
	1 2 月以上	6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9
1 8	3 月未滿	6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 2	6 2	5 8	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 3	6 3	5 9	5 5	5 1
	9 月以上 1 2 月未滿	6 8	6 4	6 4	6 0	5 6	5 2
	1 2 月以上	6 9	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3
1 9	3 月未滿	6 9	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未滿	7 0	6 6	6 6	6 2	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未滿	7 1	6 7	6 7	6 3	5 9	5 5
	9 月以上 1 2 月未滿	7 2	6 8	6 8	6 4	6 0	5 6
	1 2 月以上	7 3	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7
2 0	3 月未滿	7 3	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 0	7 0	6 6	6 2	5 8
	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 1	7 1	6 7	6 3	5 9
	9 月以上 1 2 月未滿	7 6	7 2	7 2	6 8	6 4	6 0
	1 2 月以上	7 7	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1
2 1	3 月未滿	7 7	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿	7 8	7 4	7 4	7 0	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿	7 9	7 5	7 5	7 1	6 7	6 3
	9 月以上 1 2 月未滿	8 0	7 6	7 6	7 2	6 8	6 4
	1 2 月以上	8 1	7 7	7 7	7 3	6 9	6 5
2 2	3 月未滿	8 1	7 7	7 7	7 3	6 9	6 5
	3 月以上 6 月未滿	8 2	7 8	7 8	7 4	7 0	6 6
	6 月以上 9 月未滿	8 3	7 9	7 9	7 5	7 1	6 7
	9 月以上 1 2 月未滿	8 4	8 0	8 0	7 6	7 2	6 8
	1 2 月以上	8 5	8 1	8 1	7 7	7 3	6 9

2 3	3月未満	8 5	8 1	8 1	7 7	7 3	6 9
	3月以上6月未満	8 5	8 2	8 2	7 8	7 4	6 9
	6月以上9月未満	8 5	8 3	8 3	7 9	7 5	6 9
	9月以上12月未満	8 5	8 4	8 4	8 0	7 6	6 9
	12月以上	8 5	8 5	8 5	8 1	7 7	6 9
2 4	3月未満		8 5	8 5	8 1	7 7	
	3月以上6月未満		8 6	8 6	8 2	7 8	
	6月以上9月未満		8 7	8 7	8 3	7 9	
	9月以上12月未満		8 8	8 8	8 4	8 0	
	12月以上		8 9	8 9	8 5	8 1	
2 5	3月未満		8 9	8 9	8 5	8 1	
	3月以上6月未満		9 0	9 0	8 6	8 2	
	6月以上9月未満		9 1	9 1	8 7	8 3	
	9月以上12月未満		9 2	9 2	8 8	8 4	
	12月以上		9 3	9 3	8 9	8 5	
2 6	3月未満		9 3	9 3	8 9	8 5	
	3月以上6月未満		9 4	9 4	9 0	8 6	
	6月以上9月未満		9 5	9 5	9 1	8 7	
	9月以上12月未満		9 6	9 6	9 2	8 8	
	12月以上		9 7	9 7	9 3	8 9	
2 7	3月未満		9 7	9 7	9 3	8 9	
	3月以上6月未満		9 8	9 8	9 4	8 9	
	6月以上9月未満		9 9	9 9	9 5	8 9	
	9月以上12月未満		1 0 0	1 0 0	9 6	8 9	
	12月以上		1 0 1	1 0 1	9 7	8 9	
2 8	3月未満		1 0 1	1 0 1	9 7		
	3月以上6月未満		1 0 2	1 0 2	9 8		
	6月以上9月未満		1 0 3	1 0 3	9 9		
	9月以上12月未満		1 0 4	1 0 4	1 0 0		
	12月以上		1 0 5	1 0 5	1 0 1		
2 9	3月未満		1 0 5	1 0 5	1 0 1		
	3月以上6月未満		1 0 5	1 0 6	1 0 2		
	6月以上9月未満		1 0 5	1 0 7	1 0 3		
	9月以上12月未満		1 0 5	1 0 8	1 0 4		
	12月以上		1 0 5	1 0 9	1 0 5		
3 0	3月未満			1 0 9			
	3月以上6月未満			1 1 0			
	6月以上9月未満			1 1 1			
	9月以上12月未満			1 1 2			
	12月以上			1 1 3			
3 1	3月未満			1 1 3			
	3月以上6月未満			1 1 3			
	6月以上9月未満			1 1 3			
	9月以上12月未満			1 1 3			
	12月以上			1 1 3			

リ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1

4	3月未満	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未満	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未満	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未満	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未満	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未満	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未満	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未満	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未満	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3月未満	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未満	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	51

	9月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未満	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	3月未満	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未満	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未満	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未満	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未満	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	89
	6月以上9月未満	99	99	89
	9月以上12月未満	100	100	89
	12月以上	101	101	89
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	105	
	6月以上9月未満	107	105	
	9月以上12月未満	108	105	
	12月以上	109	105	
29	3月未満	109		

	3月以上6月未満	1 1 0		
	6月以上9月未満	1 1 1		
	9月以上1 2月未満	1 1 2		
	1 2月以上	1 1 3		
3 0	3月未満	1 1 3		
	3月以上6月未満	1 1 4		
	6月以上9月未満	1 1 5		
	9月以上1 2月未満	1 1 6		
	1 2月以上	1 1 7		
3 1	3月未満	1 1 7		
	3月以上6月未満	1 1 8		
	6月以上9月未満	1 1 9		
	9月以上1 2月未満	1 2 0		
	1 2月以上	1 2 1		
3 2	3月未満	1 2 1		
	3月以上6月未満	1 2 2		
	6月以上9月未満	1 2 3		
	9月以上1 2月未満	1 2 4		
	1 2月以上	1 2 5		
3 3	3月未満	1 2 5		
	3月以上6月未満	1 2 6		
	6月以上9月未満	1 2 7		
	9月以上1 2月未満	1 2 8		
	1 2月以上	1 2 9		
3 4	3月未満	1 2 9		
	3月以上6月未満	1 2 9		
	6月以上9月未満	1 2 9		
	9月以上1 2月未満	1 2 9		
	1 2月以上	1 2 9		

ヌ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		
		1 級	2 級	3 級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上1 2月未満		4	1
	1 2月以上		5	1
2	3月未満	1	5	1
	3月以上6月未満	2	6	2
	6月以上9月未満	3	7	3
	9月以上1 2月未満	4	8	4
	1 2月以上	5	9	5
3	3月未満	5	9	5
	3月以上6月未満	6	1 0	6
	6月以上9月未満	7	1 1	7
	9月以上1 2月未満	8	1 2	8
	1 2月以上	9	1 3	9
4	3月未満	9	1 3	9
	3月以上6月未満	1 0	1 4	1 0
	6月以上9月未満	1 1	1 5	1 1
	9月以上1 2月未満	1 2	1 6	1 2
	1 2月以上	1 3	1 7	1 3
5	3月未満	1 3	1 7	1 3
	3月以上6月未満	1 4	1 8	1 4
	6月以上9月未満	1 5	1 9	1 5
	9月以上1 2月未満	1 6	2 0	1 6
	1 2月以上	1 7	2 1	1 7
6	3月未満	1 7	2 1	1 7
	3月以上6月未満	1 8	2 2	1 8
	6月以上9月未満	1 9	2 3	1 9
	9月以上1 2月未満	2 0	2 4	2 0
	1 2月以上	2 1	2 5	2 1
7	3月未満	2 1	2 5	2 1

	3月以上6月未満	2 2	2 6	2 2
	6月以上9月未満	2 3	2 7	2 3
	9月以上1 2月未満	2 4	2 8	2 4
	1 2月以上	2 5	2 9	2 5
8	3月未満	2 5	2 9	2 5
	3月以上6月未満	2 6	3 0	2 6
	6月以上9月未満	2 7	3 1	2 7
	9月以上1 2月未満	2 8	3 2	2 8
	1 2月以上	2 9	3 3	2 9
9	3月未満	2 9	3 3	2 9
	3月以上6月未満	3 0	3 4	3 0
	6月以上9月未満	3 1	3 5	3 1
	9月以上1 2月未満	3 2	3 6	3 2
	1 2月以上	3 3	3 7	3 3
1 0	3月未満	3 3	3 7	3 3
	3月以上6月未満	3 4	3 8	3 4
	6月以上9月未満	3 5	3 9	3 5
	9月以上1 2月未満	3 6	4 0	3 6
	1 2月以上	3 7	4 1	3 7
1 1	3月未満	3 7	4 1	3 7
	3月以上6月未満	3 8	4 2	3 8
	6月以上9月未満	3 9	4 3	3 9
	9月以上1 2月未満	4 0	4 4	4 0
	1 2月以上	4 1	4 5	4 1
1 2	3月未満	4 1	4 5	4 1
	3月以上6月未満	4 2	4 6	4 2
	6月以上9月未満	4 3	4 7	4 3
	9月以上1 2月未満	4 4	4 8	4 4
	1 2月以上	4 5	4 9	4 5
1 3	3月未満	4 5	4 9	4 5
	3月以上6月未満	4 6	5 0	4 6
	6月以上9月未満	4 7	5 1	4 7
	9月以上1 2月未満	4 8	5 2	4 8
	1 2月以上	4 9	5 3	4 9
1 4	3月未満	4 9	5 3	4 9
	3月以上6月未満	5 0	5 4	5 0
	6月以上9月未満	5 1	5 5	5 1
	9月以上1 2月未満	5 2	5 6	5 2
	1 2月以上	5 3	5 7	5 3
1 5	3月未満	5 3	5 7	5 3
	3月以上6月未満	5 4	5 8	5 4
	6月以上9月未満	5 5	5 9	5 5
	9月以上1 2月未満	5 6	6 0	5 6
	1 2月以上	5 7	6 1	5 7
1 6	3月未満	5 7	6 1	5 7
	3月以上6月未満	5 8	6 2	5 8
	6月以上9月未満	5 9	6 3	5 9
	9月以上1 2月未満	6 0	6 4	6 0
	1 2月以上	6 1	6 5	6 1
1 7	3月未満	6 1	6 5	6 1
	3月以上6月未満	6 2	6 6	6 2
	6月以上9月未満	6 3	6 7	6 3
	9月以上1 2月未満	6 4	6 8	6 4
	1 2月以上	6 5	6 9	6 5
1 8	3月未満	6 5	6 9	6 5
	3月以上6月未満	6 6	7 0	6 6
	6月以上9月未満	6 7	7 1	6 7
	9月以上1 2月未満	6 8	7 2	6 8
	1 2月以上	6 9	7 3	6 9
1 9	3月未満	6 9	7 3	6 9
	3月以上6月未満	7 0	7 4	7 0
	6月以上9月未満	7 1	7 5	7 1
	9月以上1 2月未満	7 2	7 6	7 2

2 0	1 2 月以上	7 3	7 7	7 3
	3 月未滿	7 3	7 7	7 3
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 8	7 4
	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 9	7 5
	9 月以上 1 2 月未滿	7 6	8 0	7 6
2 1	1 2 月以上	7 7	8 1	7 7
	3 月未滿	7 7	8 1	7 7
	3 月以上 6 月未滿	7 8	8 2	7 8
	6 月以上 9 月未滿	7 9	8 3	7 9
	9 月以上 1 2 月未滿	8 0	8 4	8 0
2 2	1 2 月以上	8 1	8 5	8 1
	3 月未滿	8 1	8 5	8 1
	3 月以上 6 月未滿	8 2	8 6	8 2
	6 月以上 9 月未滿	8 3	8 7	8 3
	9 月以上 1 2 月未滿	8 4	8 8	8 4
2 3	1 2 月以上	8 5	8 9	8 5
	3 月未滿	8 5	8 9	8 5
	3 月以上 6 月未滿	8 6	9 0	8 6
	6 月以上 9 月未滿	8 7	9 1	8 7
	9 月以上 1 2 月未滿	8 8	9 2	8 8
2 4	1 2 月以上	8 9	9 3	8 9
	3 月未滿	8 9	9 3	8 9
	3 月以上 6 月未滿	9 0	9 4	9 0
	6 月以上 9 月未滿	9 1	9 5	9 1
	9 月以上 1 2 月未滿	9 2	9 6	9 2
2 5	1 2 月以上	9 3	9 7	9 3
	3 月未滿	9 3	9 7	9 3
	3 月以上 6 月未滿	9 4	9 8	9 4
	6 月以上 9 月未滿	9 5	9 9	9 5
	9 月以上 1 2 月未滿	9 6	1 0 0	9 6
2 6	1 2 月以上	9 7	1 0 1	9 7
	3 月未滿	9 7	1 0 1	9 7
	3 月以上 6 月未滿	9 8	1 0 2	9 8
	6 月以上 9 月未滿	9 9	1 0 3	9 9
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 0	1 0 4	1 0 0
2 7	1 2 月以上	1 0 1	1 0 5	1 0 1
	3 月未滿	1 0 1	1 0 5	1 0 1
	3 月以上 6 月未滿	1 0 2	1 0 6	1 0 1
	6 月以上 9 月未滿	1 0 3	1 0 7	1 0 1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 4	1 0 8	1 0 1
2 8	1 2 月以上	1 0 5	1 0 9	
	3 月未滿	1 0 5	1 0 9	
	3 月以上 6 月未滿	1 0 6	1 1 0	
	6 月以上 9 月未滿	1 0 7	1 1 1	
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 8	1 1 2	
2 9	1 2 月以上	1 0 9	1 1 3	
	3 月未滿	1 0 9	1 1 3	
	3 月以上 6 月未滿	1 1 0	1 1 4	
	6 月以上 9 月未滿	1 1 1	1 1 5	
	9 月以上 1 2 月未滿	1 1 2	1 1 6	
3 0	1 2 月以上	1 1 3	1 1 7	
	3 月未滿	1 1 3	1 1 7	
	3 月以上 6 月未滿	1 1 4	1 1 8	
	6 月以上 9 月未滿	1 1 5	1 1 9	
	9 月以上 1 2 月未滿	1 1 6	1 2 0	
3 1	1 2 月以上	1 1 7	1 2 1	
	3 月未滿	1 1 7	1 2 1	
	3 月以上 6 月未滿	1 1 8	1 2 2	
	6 月以上 9 月未滿	1 1 9	1 2 3	
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2 0	1 2 4	
3 2	1 2 月以上	1 2 1	1 2 5	
	3 月未滿	1 2 1	1 2 5	
	3 月以上 6 月未滿	1 2 2	1 2 5	

	6月以上9月未満	1 2 3	1 2 5	
	9月以上1 2月未満	1 2 4	1 2 5	
	1 2月以上	1 2 5	1 2 5	
3 3	3月未満	1 2 5		
	3月以上6月未満	1 2 6		
	6月以上9月未満	1 2 7		
	9月以上1 2月未満	1 2 8		
	1 2月以上	1 2 9		
3 4	3月未満	1 2 9		
	3月以上6月未満	1 3 0		
	6月以上9月未満	1 3 1		
	9月以上1 2月未満	1 3 2		
	1 2月以上	1 3 3		
3 5	3月未満	1 3 3		
	3月以上6月未満	1 3 4		
	6月以上9月未満	1 3 5		
	9月以上1 2月未満	1 3 6		
	1 2月以上	1 3 7		
3 6	3月未満	1 3 7		
	3月以上6月未満	1 3 8		
	6月以上9月未満	1 3 9		
	9月以上1 2月未満	1 4 0		
	1 2月以上	1 4 1		
3 7	3月未満	1 4 1		
	3月以上6月未満	1 4 1		
	6月以上9月未満	1 4 1		
	9月以上1 2月未満	1 4 1		
	1 2月以上	1 4 1		

ル 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上1 2月未満				1	1
	1 2月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上1 2月未満		4	4	1	1
	1 2月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	1
	6月以上9月未満		7	7	3	1
	9月以上1 2月未満		8	8	4	1
	1 2月以上		9	9	5	1
4	3月未満		9	9	5	1
	3月以上6月未満		1 0	1 0	6	1
	6月以上9月未満		1 1	1 1	7	1
	9月以上1 2月未満		1 2	1 2	8	1
	1 2月以上		1 3	1 3	9	1
5	3月未満		1 3	1 3	9	1
	3月以上6月未満		1 4	1 4	1 0	2
	6月以上9月未満		1 5	1 5	1 1	3
	9月以上1 2月未満		1 6	1 6	1 2	4
	1 2月以上		1 7	1 7	1 3	5
6	3月未満		1 7	1 7	1 3	5
	3月以上6月未満		1 8	1 8	1 4	6
	6月以上9月未満		1 9	1 9	1 5	7
	9月以上1 2月未満		2 0	2 0	1 6	8
	1 2月以上		2 1	2 1	1 7	9
7	3月未満		2 1	2 1	1 7	9
	3月以上6月未満		2 2	2 2	1 8	1 0

	6 月以上 9 月未滿	2 3	2 3	1 9	1 1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 4	2 4	2 0	1 2
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 1	1 3
8	3 月未滿	2 5	2 5	2 1	1 3
	3 月以上 6 月未滿	2 6	2 6	2 2	1 4
	6 月以上 9 月未滿	2 7	2 7	2 3	1 5
	9 月以上 1 2 月未滿	2 8	2 8	2 4	1 6
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 5	1 7
9	3 月未滿	2 9	2 9	2 5	1 7
	3 月以上 6 月未滿	3 0	3 0	2 6	1 8
	6 月以上 9 月未滿	3 1	3 1	2 7	1 9
	9 月以上 1 2 月未滿	3 2	3 2	2 8	2 0
	1 2 月以上	3 3	3 3	2 9	2 1
1 0	3 月未滿	3 3	3 3	2 9	2 1
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 0	2 2
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 1	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	3 6	3 2	2 4
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 3	2 5
1 1	3 月未滿	3 7	3 7	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 5	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	4 0	4 0	3 6	2 8
	1 2 月以上	4 1	4 1	3 7	2 9
1 2	3 月未滿	4 1	4 1	3 7	2 9
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	3 8	3 0
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	3 9	3 1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 4	4 4	4 0	3 2
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 1	3 3
1 3	3 月未滿	4 5	4 5	4 1	3 3
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 2	3 4
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 3	3 5
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	4 8	4 4	3 6
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 5	3 7
1 4	3 月未滿	4 9	4 9	4 5	3 7
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	4 6	3 8
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	4 7	3 9
	9 月以上 1 2 月未滿	5 2	5 2	4 8	4 0
	1 2 月以上	5 3	5 3	4 9	4 1
1 5	3 月未滿	5 3	5 3	4 9	4 1
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 0	4 2
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 1	4 3
	9 月以上 1 2 月未滿	5 6	5 6	5 2	4 4
	1 2 月以上	5 7	5 7	5 3	4 5
1 6	3 月未滿	5 7	5 7	5 3	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 4	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 5	4 7
	9 月以上 1 2 月未滿	6 0	6 0	5 6	4 8
	1 2 月以上	6 1	6 1	5 7	4 9
1 7	3 月未滿	6 1	6 1	5 7	4 9
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	5 8	5 0
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	5 9	5 1
	9 月以上 1 2 月未滿	6 4	6 4	6 0	5 2
	1 2 月以上	6 5	6 5	6 1	5 3
1 8	3 月未滿	6 5	6 5	6 1	5 3
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 2	5 4
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 3	5 5
	9 月以上 1 2 月未滿	6 8	6 8	6 4	5 6
	1 2 月以上	6 9	6 9	6 5	5 7
1 9	3 月未滿	6 9	6 9	6 5	5 7
	3 月以上 6 月未滿	7 0	7 0	6 6	5 8
	6 月以上 9 月未滿	7 1	7 1	6 7	5 9
	9 月以上 1 2 月未滿	7 2	7 2	6 8	6 0
	1 2 月以上	7 3	7 3	6 9	6 1

2 0	3月未滿	7 3	7 3	6 9	6 1
	3月以上6月未滿	7 4	7 4	7 0	6 2
	6月以上9月未滿	7 5	7 5	7 1	6 3
	9月以上1 2月未滿	7 6	7 6	7 2	6 4
	1 2月以上	7 7	7 7	7 3	6 5
2 1	3月未滿	7 7	7 7	7 3	6 5
	3月以上6月未滿	7 8	7 8	7 4	6 6
	6月以上9月未滿	7 9	7 9	7 5	6 7
	9月以上1 2月未滿	8 0	8 0	7 6	6 8
	1 2月以上	8 1	8 1	7 7	6 9
2 2	3月未滿	8 1	8 1	7 7	6 9
	3月以上6月未滿	8 2	8 2	7 8	7 0
	6月以上9月未滿	8 3	8 3	7 9	7 1
	9月以上1 2月未滿	8 4	8 4	8 0	7 2
	1 2月以上	8 5	8 5	8 1	7 3
2 3	3月未滿	8 5	8 5	8 1	7 3
	3月以上6月未滿	8 6	8 6	8 2	7 3
	6月以上9月未滿	8 7	8 7	8 3	7 3
	9月以上1 2月未滿	8 8	8 8	8 4	7 3
	1 2月以上	8 9	8 9	8 5	7 3
2 4	3月未滿	8 9	8 9	8 5	
	3月以上6月未滿	9 0	9 0	8 6	
	6月以上9月未滿	9 1	9 1	8 7	
	9月以上1 2月未滿	9 2	9 2	8 8	
	1 2月以上	9 3	9 3	8 9	
2 5	3月未滿	9 3	9 3	8 9	
	3月以上6月未滿	9 4	9 4	8 9	
	6月以上9月未滿	9 5	9 5	8 9	
	9月以上1 2月未滿	9 6	9 6	8 9	
	1 2月以上	9 7	9 7	8 9	
2 6	3月未滿	9 7	9 7		
	3月以上6月未滿	9 8	9 8		
	6月以上9月未滿	9 9	9 9		
	9月以上1 2月未滿	1 0 0	1 0 0		
	1 2月以上	1 0 1	1 0 1		
2 7	3月未滿	1 0 1	1 0 1		
	3月以上6月未滿	1 0 2	1 0 2		
	6月以上9月未滿	1 0 3	1 0 3		
	9月以上1 2月未滿	1 0 4	1 0 4		
	1 2月以上	1 0 5	1 0 5		
2 8	3月未滿	1 0 5	1 0 5		
	3月以上6月未滿	1 0 6	1 0 6		
	6月以上9月未滿	1 0 7	1 0 7		
	9月以上1 2月未滿	1 0 8	1 0 8		
	1 2月以上	1 0 9	1 0 9		
2 9	3月未滿	1 0 9	1 0 9		
	3月以上6月未滿	1 1 0	1 1 0		
	6月以上9月未滿	1 1 1	1 1 1		
	9月以上1 2月未滿	1 1 2	1 1 2		
	1 2月以上	1 1 3	1 1 3		
3 0	3月未滿	1 1 3			
	3月以上6月未滿	1 1 4			
	6月以上9月未滿	1 1 5			
	9月以上1 2月未滿	1 1 6			
	1 2月以上	1 1 7			
3 1	3月未滿	1 1 7			
	3月以上6月未滿	1 1 8			
	6月以上9月未滿	1 1 9			
	9月以上1 2月未滿	1 2 0			
	1 2月以上	1 2 1			
3 2	3月未滿	1 2 1			
	3月以上6月未滿	1 2 1			
	6月以上9月未滿	1 2 1			

	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			
フ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸					
旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		2	1	1
	6月以上9月未満		3	1	1
	9月以上12月未満		4	1	1
	12月以上		5	1	1
3	3月未満		5	1	1
	3月以上6月未満		6	2	1
	6月以上9月未満		7	3	1
	9月以上12月未満		8	4	1
	12月以上		9	5	1
4	3月未満		9	5	1
	3月以上6月未満		10	6	1
	6月以上9月未満		11	7	1
	9月以上12月未満		12	8	1
	12月以上		13	9	1
5	3月未満		13	9	1
	3月以上6月未満		14	10	2
	6月以上9月未満		15	11	3
	9月以上12月未満		16	12	4
	12月以上		17	13	5
6	3月未満		17	13	5
	3月以上6月未満		18	14	6
	6月以上9月未満		19	15	7
	9月以上12月未満		20	16	8
	12月以上		21	17	9
7	3月未満		21	17	9
	3月以上6月未満		22	18	10
	6月以上9月未満		23	19	11
	9月以上12月未満		24	20	12
	12月以上		25	21	13
8	3月未満		25	21	13
	3月以上6月未満		26	22	14
	6月以上9月未満		27	23	15
	9月以上12月未満		28	24	16
	12月以上		29	25	17
9	3月未満		29	25	17
	3月以上6月未満		30	26	18
	6月以上9月未満		31	27	19
	9月以上12月未満		32	28	20
	12月以上		33	29	21
10	3月未満		33	29	21
	3月以上6月未満		34	30	22
	6月以上9月未満		35	31	23
	9月以上12月未満		36	32	24
	12月以上		37	33	25
11	3月未満		37	33	25
	3月以上6月未満		38	34	26
	6月以上9月未満		39	35	27
	9月以上12月未満		40	36	28
	12月以上		41	37	29
12	3月未満		41	37	29
	3月以上6月未満		42	38	30
	6月以上9月未満		43	39	31

	9月以上12月未満	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	3月未満	45	41	33
	3月以上6月未満	46	42	34
	6月以上9月未満	47	43	35
	9月以上12月未満	48	44	36
	12月以上	49	45	37
14	3月未満	49	45	37
	3月以上6月未満	50	46	38
	6月以上9月未満	51	47	39
	9月以上12月未満	52	48	40
	12月以上	53	49	41
15	3月未満	53	49	41
	3月以上6月未満	54	50	42
	6月以上9月未満	55	51	43
	9月以上12月未満	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	3月未満	57	53	45
	3月以上6月未満	58	54	46
	6月以上9月未満	59	55	47
	9月以上12月未満	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	3月未満	61	57	49
	3月以上6月未満	62	58	50
	6月以上9月未満	63	59	51
	9月以上12月未満	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	3月未満	65	61	53
	3月以上6月未満	65	62	54
	6月以上9月未満	65	63	55
	9月以上12月未満	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	3月未満		65	57
	3月以上6月未満		66	58
	6月以上9月未満		67	59
	9月以上12月未満		68	60
	12月以上		69	61
20	3月未満		69	61
	3月以上6月未満		70	62
	6月以上9月未満		71	63
	9月以上12月未満		72	64
	12月以上		73	65
21	3月未満		73	65
	3月以上6月未満		74	66
	6月以上9月未満		75	67
	9月以上12月未満		76	68
	12月以上		77	69
22	3月未満		77	69
	3月以上6月未満		78	70
	6月以上9月未満		79	71
	9月以上12月未満		80	72
	12月以上		81	73
23	3月未満		81	73
	3月以上6月未満		82	74
	6月以上9月未満		83	75
	9月以上12月未満		84	76
	12月以上		85	77
24	3月未満		85	77
	3月以上6月未満		86	78
	6月以上9月未満		87	79
	9月以上12月未満		88	80
	12月以上		89	81

ワ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満				1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上		17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満		17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上		21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満		21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上		25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満		25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上		29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満		29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満		32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上		33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満		33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満		34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満		35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上		37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満		37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満		38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満		39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上		41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満		41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上		45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満		45	45	45	41	37	33	29	25

	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				

2 6	1 2 月以上		9 7	9 7	9 3				
	3 月未満		9 7	9 7	9 3				
	3 月以上 6 月未満		9 8	9 8	9 4				
	6 月以上 9 月未満		9 9	9 9	9 5				
	9 月以上 1 2 月未満		1 0 0	1 0 0	9 6				
2 7	1 2 月以上		1 0 1	1 0 1	9 7				
	3 月未満		1 0 1	1 0 1	9 7				
	3 月以上 6 月未満		1 0 2	1 0 2	9 8				
	6 月以上 9 月未満		1 0 3	1 0 3	9 9				
	9 月以上 1 2 月未満		1 0 4	1 0 4	1 0 0				
2 8	1 2 月以上		1 0 5	1 0 5	1 0 1				
	3 月未満		1 0 5	1 0 5					
	3 月以上 6 月未満		1 0 5	1 0 6					
	6 月以上 9 月未満		1 0 5	1 0 7					
	9 月以上 1 2 月未満		1 0 5	1 0 8					
2 9	1 2 月以上		1 0 5	1 0 9					
	3 月未満			1 0 9					
	3 月以上 6 月未満			1 1 0					
	6 月以上 9 月未満			1 1 1					
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 2					
3 0	1 2 月以上			1 1 3					
	3 月未満			1 1 3					
	3 月以上 6 月未満			1 1 3					
	6 月以上 9 月未満			1 1 3					
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 3					

カ 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1	1	1	1	1
	1 2 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	1 2	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1	1
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 6	1 2	8	4	1	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	2 0	1 6	1 2	8	4	1
	1 2 月以上	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5	1
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2 月以上	2 4	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	8	4

8	1 2 月以上	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月未滿	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未滿	2 6	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未滿	2 7	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 8	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
9	1 2 月以上	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月未滿	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未滿	3 0	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未滿	3 1	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未滿	3 2	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
1 0	1 2 月以上	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月未滿	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
1 1	1 2 月以上	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月未滿	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未滿	4 0	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
1 2	1 2 月以上	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月未滿	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未滿	4 4	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
1 3	1 2 月以上	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月未滿	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
1 4	1 2 月以上	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月未滿	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未滿	5 2	5 2	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
1 5	1 2 月以上	5 3	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
	3 月未滿	5 3	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4	5 0	4 6	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5	5 1	4 7	4 3	3 9
	9 月以上 1 2 月未滿	5 6	5 6	5 6	5 2	4 8	4 4	4 0
1 6	1 2 月以上	5 7	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
	3 月未滿	5 7	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8	5 4	5 0	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9	5 5	5 1	4 7	4 3
	9 月以上 1 2 月未滿	6 0	6 0	6 0	5 6	5 2	4 8	4 4
1 7	1 2 月以上	6 1	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5
	3 月未滿	6 1	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2	5 8	5 4	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3	5 9	5 5	5 1	4 7
	9 月以上 1 2 月未滿	6 4	6 4	6 4	6 0	5 6	5 2	4 8
1 8	1 2 月以上	6 5	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3	4 9
	3 月未滿	6 5	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6	6 2	5 8	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7	6 3	5 9	5 5	5 1
	9 月以上 1 2 月未滿	6 8	6 8	6 8	6 4	6 0	5 6	5 2
1 9	1 2 月以上	6 9	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7	5 3
	3 月未滿	6 9	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未滿	7 0	7 0	7 0	6 6	6 2	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未滿	7 1	7 1	7 1	6 7	6 3	5 9	5 5
	9 月以上 1 2 月未滿	7 2	7 2	7 2	6 8	6 4	6 0	5 6
2 0	1 2 月以上	7 3	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1	5 7
	3 月未滿	7 3	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1	
	3 月以上 6 月未滿	7 4	7 4	7 4	7 0	6 6	6 2	

	6 月以上 9 月未滿	7 5	7 5	7 5	7 1	6 7	6 3	
	9 月以上 1 2 月未滿	7 6	7 6	7 6	7 2	6 8	6 4	
	1 2 月以上	7 7	7 7	7 7	7 3	6 9	6 5	
2 1	3 月未滿	7 7	7 7	7 7	7 3	6 9	6 5	
	3 月以上 6 月未滿	7 8	7 8	7 8	7 4	7 0	6 6	
	6 月以上 9 月未滿	7 9	7 9	7 9	7 5	7 1	6 7	
	9 月以上 1 2 月未滿	8 0	8 0	8 0	7 6	7 2	6 8	
	1 2 月以上	8 1	8 1	8 1	7 7	7 3	6 9	
2 2	3 月未滿	8 1	8 1	8 1	7 7	7 3	6 9	
	3 月以上 6 月未滿	8 2	8 2	8 2	7 8	7 4	6 9	
	6 月以上 9 月未滿	8 3	8 3	8 3	7 9	7 5	6 9	
	9 月以上 1 2 月未滿	8 4	8 4	8 4	8 0	7 6	6 9	
	1 2 月以上	8 5	8 5	8 5	8 1	7 7	6 9	
2 3	3 月未滿	8 5	8 5	8 5	8 1	7 7		
	3 月以上 6 月未滿	8 6	8 6	8 6	8 2	7 8		
	6 月以上 9 月未滿	8 7	8 7	8 7	8 3	7 9		
	9 月以上 1 2 月未滿	8 8	8 8	8 8	8 4	8 0		
	1 2 月以上	8 9	8 9	8 9	8 5	8 1		
2 4	3 月未滿	8 9	8 9	8 9	8 5	8 1		
	3 月以上 6 月未滿	9 0	9 0	9 0	8 6	8 2		
	6 月以上 9 月未滿	9 1	9 1	9 1	8 7	8 3		
	9 月以上 1 2 月未滿	9 2	9 2	9 2	8 8	8 4		
	1 2 月以上	9 3	9 3	9 3	8 9	8 5		
2 5	3 月未滿	9 3	9 3	9 3	8 9			
	3 月以上 6 月未滿	9 4	9 4	9 4	9 0			
	6 月以上 9 月未滿	9 5	9 5	9 5	9 1			
	9 月以上 1 2 月未滿	9 6	9 6	9 6	9 2			
	1 2 月以上	9 7	9 7	9 7	9 3			
2 6	3 月未滿	9 7	9 7	9 7	9 3			
	3 月以上 6 月未滿	9 8	9 8	9 8	9 4			
	6 月以上 9 月未滿	9 9	9 9	9 9	9 5			
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 6			
	1 2 月以上	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 7			
2 7	3 月未滿	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 7			
	3 月以上 6 月未滿	1 0 2	1 0 2	1 0 2	9 8			
	6 月以上 9 月未滿	1 0 3	1 0 3	1 0 3	9 9			
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 0			
	1 2 月以上	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 1			
2 8	3 月未滿	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 1			
	3 月以上 6 月未滿	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 2			
	6 月以上 9 月未滿	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 3			
	9 月以上 1 2 月未滿	1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 4			
	1 2 月以上	1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 5			
2 9	3 月未滿	1 0 9	1 0 9	1 0 9				
	3 月以上 6 月未滿	1 1 0	1 1 0	1 1 0				
	6 月以上 9 月未滿	1 1 1	1 1 1	1 1 1				
	9 月以上 1 2 月未滿	1 1 2	1 1 2	1 1 2				
	1 2 月以上	1 1 3	1 1 3	1 1 3				
3 0	3 月未滿	1 1 3	1 1 3	1 1 3				
	3 月以上 6 月未滿	1 1 4	1 1 4	1 1 4				
	6 月以上 9 月未滿	1 1 5	1 1 5	1 1 5				
	9 月以上 1 2 月未滿	1 1 6	1 1 6	1 1 6				
	1 2 月以上	1 1 7	1 1 7	1 1 7				
3 1	3 月未滿	1 1 7	1 1 7	1 1 7				
	3 月以上 6 月未滿	1 1 8	1 1 8	1 1 8				
	6 月以上 9 月未滿	1 1 9	1 1 9	1 1 9				
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2 0	1 2 0	1 2 0				
	1 2 月以上	1 2 1	1 2 1	1 2 1				
3 2	3 月未滿	1 2 1	1 2 1					
	3 月以上 6 月未滿	1 2 2	1 2 2					
	6 月以上 9 月未滿	1 2 3	1 2 3					
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2 4	1 2 4					
	1 2 月以上	1 2 5	1 2 5					

3 3	3月未満	1 2 5	1 2 5					
	3月以上6月未満	1 2 6	1 2 6					
	6月以上9月未満	1 2 7	1 2 7					
	9月以上1 2月未満	1 2 8	1 2 8					
	1 2月以上	1 2 9	1 2 9					
3 4	3月未満	1 2 9	1 2 9					
	3月以上6月未満	1 3 0	1 3 0					
	6月以上9月未満	1 3 1	1 3 1					
	9月以上1 2月未満	1 3 2	1 3 2					
	1 2月以上	1 3 3	1 3 3					
3 5	3月未満	1 3 3	1 3 3					
	3月以上6月未満	1 3 4	1 3 4					
	6月以上9月未満	1 3 5	1 3 5					
	9月以上1 2月未満	1 3 6	1 3 6					
	1 2月以上	1 3 7	1 3 7					
3 6	3月未満	1 3 7	1 3 7					
	3月以上6月未満	1 3 8	1 3 8					
	6月以上9月未満	1 3 9	1 3 9					
	9月以上1 2月未満	1 4 0	1 4 0					
	1 2月以上	1 4 1	1 4 1					
3 7	3月未満	1 4 1	1 4 1					
	3月以上6月未満	1 4 2	1 4 2					
	6月以上9月未満	1 4 3	1 4 3					
	9月以上1 2月未満	1 4 4	1 4 4					
	1 2月以上	1 4 5	1 4 5					
3 8	3月未満	1 4 5	1 4 5					
	3月以上6月未満	1 4 6	1 4 6					
	6月以上9月未満	1 4 7	1 4 7					
	9月以上1 2月未満	1 4 8	1 4 8					
	1 2月以上	1 4 9	1 4 9					
3 9	3月未満	1 4 9						
	3月以上6月未満	1 5 0						
	6月以上9月未満	1 5 1						
	9月以上1 2月未満	1 5 2						
	1 2月以上	1 5 3						
4 0	3月未満	1 5 3						
	3月以上6月未満	1 5 4						
	6月以上9月未満	1 5 5						
	9月以上1 2月未満	1 5 6						
	1 2月以上	1 5 7						
4 1	3月未満	1 5 7						
	3月以上6月未満	1 5 8						
	6月以上9月未満	1 5 9						
	9月以上1 2月未満	1 6 0						
	1 2月以上	1 6 1						

ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	4	1	1	1	1	1
	1 2月以上	5	1	1	1	1	1
2	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	8	4	1	1	1	1
	1 2月以上	9	5	1	1	1	1
3	3月未満	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 0	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1 1	7	3	1	1	1
	9月以上1 2月未満	1 2	8	4	1	1	1
	1 2月以上	1 3	9	5	1	1	1

4	3月未滿	1 3	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	1 4	1 0	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	1 5	1 1	7	3	1	1
	9月以上1 2月未滿	1 6	1 2	8	4	1	1
	1 2月以上	1 7	1 3	9	5	1	1
5	3月未滿	1 7	1 3	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	1 8	1 4	1 0	6	2	1
	6月以上9月未滿	1 9	1 5	1 1	7	3	1
	9月以上1 2月未滿	2 0	1 6	1 2	8	4	1
	1 2月以上	2 1	1 7	1 3	9	5	1
6	3月未滿	2 1	1 7	1 3	9	5	1
	3月以上6月未滿	2 2	1 8	1 4	1 0	6	2
	6月以上9月未滿	2 3	1 9	1 5	1 1	7	3
	9月以上1 2月未滿	2 4	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2月以上	2 5	2 1	1 7	1 3	9	5
7	3月未滿	2 5	2 1	1 7	1 3	9	5
	3月以上6月未滿	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6月以上9月未滿	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9月以上1 2月未滿	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	1 2月以上	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3	9
8	3月未滿	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3月以上6月未滿	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6月以上9月未滿	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9月以上1 2月未滿	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2月以上	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
9	3月未滿	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3月以上6月未滿	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6月以上9月未滿	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9月以上1 2月未滿	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2月以上	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 0	3月未滿	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3月以上6月未滿	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6月以上9月未滿	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9月以上1 2月未滿	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2月以上	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 1	3月未滿	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3月以上6月未滿	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6月以上9月未滿	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9月以上1 2月未滿	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2月以上	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 2	3月未滿	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3月以上6月未滿	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6月以上9月未滿	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9月以上1 2月未滿	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2月以上	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
1 3	3月未滿	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3月以上6月未滿	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6月以上9月未滿	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9月以上1 2月未滿	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2月以上	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 4	3月未滿	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3月以上6月未滿	5 4	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6月以上9月未滿	5 5	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9月以上1 2月未滿	5 6	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2月以上	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
1 5	3月未滿	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
	3月以上6月未滿	5 8	5 4	5 0	4 6	4 2	3 8
	6月以上9月未滿	5 9	5 5	5 1	4 7	4 3	3 9
	9月以上1 2月未滿	6 0	5 6	5 2	4 8	4 4	4 0
	1 2月以上	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
1 6	3月未滿	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
	3月以上6月未滿	6 2	5 8	5 4	5 0	4 6	4 2
	6月以上9月未滿	6 3	5 9	5 5	5 1	4 7	4 3

	9月以上12月未満	64	60	56	52	48	44
	12月以上	65	61	57	53	49	45
17	3月未満	65	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	66	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	67	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	68	64	60	56	52	48
	12月以上	69	65	61	57	53	49
18	3月未満	69	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	70	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	71	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	72	68	64	60	56	52
	12月以上	73	69	65	61	57	53
19	3月未満	73	69	65	61	57	
	3月以上6月未満	74	70	66	62	58	
	6月以上9月未満	75	71	67	63	59	
	9月以上12月未満	76	72	68	64	60	
	12月以上	77	73	69	65	61	
20	3月未満	77	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	78	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	79	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	80	76	72	68	64	
	12月以上	81	77	73	69	65	
21	3月未満	81	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	82	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	83	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	84	80	76	72	68	
	12月以上	85	81	77	73	69	
22	3月未満	85	81	77	73		
	3月以上6月未満	86	82	78	74		
	6月以上9月未満	87	83	79	75		
	9月以上12月未満	88	84	80	76		
	12月以上	89	85	81	77		
23	3月未満	89	85	81	77		
	3月以上6月未満	90	86	82	78		
	6月以上9月未満	91	87	83	79		
	9月以上12月未満	92	88	84	80		
	12月以上	93	89	85	81		
24	3月未満	93	89	85	81		
	3月以上6月未満	94	90	86	82		
	6月以上9月未満	95	91	87	83		
	9月以上12月未満	96	92	88	84		
	12月以上	97	93	89	85		
25	3月未満	97	93	89			
	3月以上6月未満	98	94	90			
	6月以上9月未満	99	95	91			
	9月以上12月未満	100	96	92			
	12月以上	101	97	93			
26	3月未満	101	97	93			
	3月以上6月未満	102	98	93			
	6月以上9月未満	103	99	93			
	9月以上12月未満	104	100	93			
	12月以上	105	101	93			
27	3月未満	105	101				
	3月以上6月未満	106	102				
	6月以上9月未満	107	103				
	9月以上12月未満	108	104				
	12月以上	109	105				
28	3月未満	109	105				
	3月以上6月未満	110	106				
	6月以上9月未満	111	107				
	9月以上12月未満	112	108				
	12月以上	113	109				
29	3月未満	113	109				

	3月以上6月未満	114	110				
	6月以上9月未満	115	111				
	9月以上12月未満	116	112				
	12月以上	117	113				
30	3月未満	117	113				
	3月以上6月未満	118	114				
	6月以上9月未満	119	115				
	9月以上12月未満	120	116				
	12月以上	121	117				
31	3月未満	121	117				
	3月以上6月未満	122	118				
	6月以上9月未満	123	119				
	9月以上12月未満	124	120				
	12月以上	125	121				
32	3月未満	125	121				
	3月以上6月未満	126	121				
	6月以上9月未満	127	121				
	9月以上12月未満	128	121				
	12月以上	129	121				
33	3月未満	129					
	3月以上6月未満	130					
	6月以上9月未満	131					
	9月以上12月未満	132					
	12月以上	133					
34	3月未満	133					
	3月以上6月未満	134					
	6月以上9月未満	135					
	9月以上12月未満	136					
	12月以上	137					
35	3月未満	137					
	3月以上6月未満	138					
	6月以上9月未満	139					
	9月以上12月未満	140					
	12月以上	141					
36	3月未満	141					
	3月以上6月未満	142					
	6月以上9月未満	143					
	9月以上12月未満	144					
	12月以上	145					
37	3月未満	145					
	3月以上6月未満	146					
	6月以上9月未満	147					
	9月以上12月未満	148					
	12月以上	149					
38	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
39	3月未満	153					
	3月以上6月未満	153					
	6月以上9月未満	153					
	9月以上12月未満	153					
	12月以上	153					

附則別表第三 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第七條関係）

イ 旧級が行政職俸給表（一）、税務職俸給表又は公安職俸給表（二）の11級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	
		9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1

2	1 2月以上	1	1
	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
3	1 2月以上	1	1
	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
4	1 2月以上	1	1
	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
5	1 2月以上	1	1
	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
6	1 2月以上	1	1
	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
7	1 2月以上	5	1
	3月未滿	4	1
	3月以上6月未滿	3	1
	6月以上9月未滿	2	1
	9月以上1 2月未滿	1	1
8	1 2月以上	9	1
	3月未滿	8	1
	3月以上6月未滿	7	1
	6月以上9月未滿	6	1
	9月以上1 2月未滿	5	1
9	1 2月以上	1 3	1
	3月未滿	1 2	1
	3月以上6月未滿	1 1	1
	6月以上9月未滿	1 0	1
	9月以上1 2月未滿	9	1
1 0	1 2月以上	1 7	1
	3月未滿	1 6	1
	3月以上6月未滿	1 5	1
	6月以上9月未滿	1 4	1
	9月以上1 2月未滿	1 3	1
1 1	1 2月以上	2 1	1
	3月未滿	2 0	1
	3月以上6月未滿	1 9	1
	6月以上9月未滿	1 8	1
	9月以上1 2月未滿	1 7	1
1 2	1 2月以上	2 5	5
	3月未滿	2 4	4
	3月以上6月未滿	2 3	3
	6月以上9月未滿	2 2	2
	9月以上1 2月未滿	2 1	1
1 3	1 2月以上	2 9	9
	3月未滿	2 8	8
	3月以上6月未滿	2 7	7
	6月以上9月未滿	2 6	6
	9月以上1 2月未滿	2 5	5
1 4	3月未滿	2 9	9
	3月以上6月未滿	3 0	1 0

	6月以上9月未満	3 1	1 1
	9月以上12月未満	3 2	1 2
	12月以上	3 3	1 3
1 5	3月未満	3 3	1 3
	3月以上6月未満	3 4	1 3
	6月以上9月未満	3 5	1 3
	9月以上12月未満	3 6	1 4
	12月以上	3 7	1 4

ロ 旧級が専門行政職俸給表の7級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	7級	8級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		1 0	1
	6月以上9月未満		1 1	1
	9月以上12月未満		1 2	1
	12月以上		1 3	1
1 0	3月未満		1 3	1
	3月以上6月未満		1 4	1
	6月以上9月未満		1 5	1
	9月以上12月未満		1 6	1
	12月以上		1 7	1
1 1	3月未満		1 7	1
	3月以上6月未満		1 8	1

	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ハ 旧級が公安職俸給表(一)の11級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	
		10級	11級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1

	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ニ 旧級が教育職俸給表（一）の4級である職員の新号俸

旧号俸	新級	4級	5級
1	経過期間		
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
2	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
3	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
4	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
5	12月以上	1	1
	3月未満	1	1

	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4	1
	1 2 月以上	5	1
7	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	1
	1 2 月以上	9	1
8	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	1 0	1
	6 月以上 9 月未滿	1 1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 2	1
	1 2 月以上	1 3	1
9	3 月未滿	1 3	1
	3 月以上 6 月未滿	1 4	1
	6 月以上 9 月未滿	1 5	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1 6	1
	1 2 月以上	1 7	1
1 0	3 月未滿	1 7	1
	3 月以上 6 月未滿	1 8	1
	6 月以上 9 月未滿	1 9	1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 0	1
	1 2 月以上	2 1	1
1 1	3 月未滿	2 1	1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	1
	6 月以上 9 月未滿	2 3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 4	1
	1 2 月以上	2 5	1
1 2	3 月未滿	2 5	1
	3 月以上 6 月未滿	2 6	1
	6 月以上 9 月未滿	2 7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	2 8	1
	1 2 月以上	2 9	1
1 3	3 月未滿	2 9	1
	3 月以上 6 月未滿	3 0	1
	6 月以上 9 月未滿	3 1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	3 2	1
	1 2 月以上	3 3	1
1 4	3 月未滿	3 3	1
	3 月以上 6 月未滿	3 4	1
	6 月以上 9 月未滿	3 5	1
	9 月以上 1 2 月未滿	3 6	1
	1 2 月以上	3 7	1
1 5	3 月未滿	3 7	1
	3 月以上 6 月未滿	3 8	1
	6 月以上 9 月未滿	3 9	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 0	1
	1 2 月以上	4 1	1
1 6	3 月未滿	4 1	1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	1
	6 月以上 9 月未滿	4 3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 4	1
	1 2 月以上	4 5	1
1 7	3 月未滿	4 5	1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	1
	6 月以上 9 月未滿	4 7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4 8	1
	1 2 月以上	4 9	1

1 8	3月未満	4 9	1
	3月以上6月未満	5 0	1
	6月以上9月未満	5 1	1
	9月以上1 2月未満	5 2	1
	1 2月以上	5 3	1
1 9	3月未満	5 3	1
	3月以上6月未満	5 4	1
	6月以上9月未満	5 5	1
	9月以上1 2月未満	5 6	1
	1 2月以上	5 7	1
2 0	3月未満	5 7	1
	3月以上6月未満	5 8	2
	6月以上9月未満	5 9	3
	9月以上1 2月未満	6 0	4
	1 2月以上	6 1	5
2 1	3月未満	6 1	5
	3月以上6月未満	6 2	6
	6月以上9月未満	6 3	7
	9月以上1 2月未満	6 4	8
	1 2月以上	6 5	9
2 2	3月未満	6 5	9
	3月以上6月未満	6 6	9
	6月以上9月未満	6 7	1 0
	9月以上1 2月未満	6 8	1 0
	1 2月以上	6 9	1 1
2 3	3月未満	6 9	1 1
	3月以上6月未満	7 0	1 1
	6月以上9月未満	7 1	1 2
	9月以上1 2月未満	7 2	1 2
	1 2月以上	7 3	1 3

ホ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	
		5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1

7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1

2 0	9月以上12月未満	5 2	1
	12月以上	5 3	1
	3月未満	5 3	1
	3月以上6月未満	5 4	2
	6月以上9月未満	5 5	3
	9月以上12月未満	5 6	4
2 1	12月以上	5 7	5
	3月未満	5 7	5
	3月以上6月未満	5 8	6
	6月以上9月未満	5 9	7
	9月以上12月未満	6 0	8
	12月以上	6 1	9
2 2	3月未満	6 1	9
	3月以上6月未満	6 2	9
	6月以上9月未満	6 3	1 0
	9月以上12月未満	6 4	1 0
	12月以上	6 5	1 1
2 3	3月未満	6 5	1 1
	3月以上6月未満	6 6	1 1
	6月以上9月未満	6 7	1 2
	9月以上12月未満	6 8	1 2
	12月以上	6 9	1 3

～ 旧級が医療職俸給表（一）の4級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	
		4級	5級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1

	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	2
	6月以上9月未満	47	3
	9月以上12月未満	48	4
	12月以上	49	5
19	3月未満	49	5
	3月以上6月未満	50	6
	6月以上9月未満	51	7
	9月以上12月未満	52	8
	12月以上	53	9
20	3月未満	53	9
	3月以上6月未満	54	9
	6月以上9月未満	55	10
	9月以上12月未満	56	10
	12月以上	57	11

附則別表第四 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（附則第七条関係）

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
1 0	7
1 1	8

附 則（平成一七年一一月七日法律第一二三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百六条から第百八条まで及び第百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一十一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四十四条並びに第一百五十一条及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十一条、第一百八条、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條及び第一百五十一条の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一一月一七日法律第一〇一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第三条 平成二十年三月三十一日までの間においては、新法第十一条の八第一項第一号中「百分の六」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第四条 新法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成一九年五月一六日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年五月二五日法律第五八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日
二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条(附則第八条の準用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(処分等の効力)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の人事院規則等への委任)

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

附 則 (平成一九年一月三〇日法律第一一八号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の七第二項第一号の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定及び第四条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

第二条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、人事院の定めるところによる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合には、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成二〇年一月二六日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項(同条第一項の準用に係る部分に限る。)並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

(給与法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書の政令で定める日後一年間において行われる第一条の規定による改正後の給与法第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律(第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成二一年五月二九日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る人事院の勧告等)

第二条 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この法律の施行後速やかに、人事院において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この表において「新給与法」という。）附則第八項の規定による読替え前の新給与法第十九条の四第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与法附則第八項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この表において「新任期付研究員法」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付研究員法第七条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	新任期付研究員法附則第二項の規定による読替え後の新任期付研究員法第七条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この表において「新任期付職員法」という。）附則第二条の規定による読替え前の新任期付職員法第八条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	新任期付職員法附則第二条の規定による読替え後の新任期付職員法第八条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
新給与法附則第八項の規定による読替え前の新給与法第十九条の七第二項	新給与法附則第八項の規定による読替え後の新給与法第十九条の七第二項

附 則（平成二十一年一月三〇日法律第八六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の見直し)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額 第六条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表（一）	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一号俸から六十八号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から四十号俸まで
	二級	一号俸から八号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで

公安職俸給表（一）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から十六号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表（二）	一級	一号俸から六十四号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表（一）	一級	一号俸から三十二号俸まで
	二級	一号俸から十二号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から四十四号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から十二号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から十六号俸まで
	四級	一号俸から四号俸まで
医療職俸給表（三）	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から四十号俸まで
	三級	一号俸から十六号俸まで
	四級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十八号俸まで
	三級	一号俸から四号俸まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2 平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二二年一月三〇日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の見直し）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額 第五条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改

正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表（一）	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から二十号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から八十号俸まで
	二級	一号俸から四十八号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から二十号俸まで
	五級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（一）	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	一号俸から六十九号俸まで
	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
海事職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から六十号俸まで
	五級	一号俸から四十八号俸まで
	六級	一号俸から三十二号俸まで

教育職俸給表（一）	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から五十二号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から十二号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
	五級	一号俸から四号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
医療職俸給表（三）	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から八号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から六十八号俸まで
	三級	一号俸から四十四号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から四号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から十六号俸まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

2 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第四条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）

第五条 平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十二年一月一日において給与法第八条第五項の規定により昇給した職員（同日における専門スタッフ職二級以上職員その他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成二十三年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

（人事院規則への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二四年二月二九日法律第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日

（俸給月額の変更）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項（同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二条の第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減らされて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表（一）	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一号俸から百二十一号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から六十号俸まで
	三級	一号俸から四十四号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（一）	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から九十六号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から六十八号俸まで
	五級	一号俸から四十四号俸まで
	六級	一号俸から三十六号俸まで
	七級	一号俸から二十八号俸まで
	八級	一号俸から十六号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで

	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	一号俸から六十九号俸まで
	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十二号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
海事職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から九十七号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から七十二号俸まで
	五級	一号俸から六十号俸まで
	六級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表（一）	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
医療職俸給表（三）	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から九十二号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から二十八号俸まで
	二級	一号俸及び二号俸

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

（平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整）

第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年

四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。
- 4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 6 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事院規則等への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものについては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものについては政令で定める。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二条の規定 公布の日

（政令等への委任）

第十二条 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 施行日の前日において旧給与特例法適用職員であった者であって引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となったもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であった者として同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一八日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日

（準備行為）

第二条

2 内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六条の二第一項の規定による定めをしようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によってしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員であった者であって引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となったもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であった者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年一一月一九日法律第一〇五号） 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号俵を超える俸給月額)の切替え)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の給与法の指定職俸給表八号俵の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俵の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第七条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俵の俸給月額

(切替日前の異動者の号俵の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俵については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第八条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条の五第二項、第十九条の四第五項(給与法第十九条の七第四項において準用する場合及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号。次項及び次条において「育児休業法」という。))第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに附則第八項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定の適用については、給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号。以下「平成二十六年改正法」という。)附則第七条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号、第四号、第六号及び第七号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「、第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」と、同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第九条 平成二十七年三月三十一日までの間における給与法第八条第七項(育児休業法第十六条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「四号俵」とあるのは「三号俵」と、「三号俵」とあるのは「二号俵」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第十条 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の三第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の五	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十二条の二第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額

(広域異動手当に関する特例)

第十一条 切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の四」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第十二条 第二条の規定の施行の際現に給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同条第二項各号に定める割合をいう。以下	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号。以下「平成二十六年改正法」という。)第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
-----	---------------------	---

	同条第一項	第十一条の三第一項
第 三 項	同条第二項各号	平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
	同条第一項	第十一条の三第一項

2 第二条の規定の施行の際に給与法第十一条の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三若しくは給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合又は同法第二条の規定による改正前の第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第十三条 切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の三」とする。

（非常勤職員の給与に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正前の給与法第二十二条第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるものに対する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該職員が同日前に離職をした場合にあっては、当該離職をした日）までの間は、同項中「三万四千二百円」とあるのは、「三万四千九百円」とする。

（人事院規則への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二八年一月二六日法律第一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二八年一一月二四日法律第八〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「第一条改正後給与法」という。）の規定、第五条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第七条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十八条の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

（給与の内払）

第二条 第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第七条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ第一条改正後給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

(令和二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 第三条** 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与法（以下この条において「第二条改正後給与法」という。）第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「／二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与法第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 3 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与法第十一条第一項ただし書並びに第十一条の二第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行（一）八級職員等」とあるのは「行（一）八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、

父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行（一）八級職員等が行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等が行（一）八級以上職員等」と、同項第六号中「行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等」と、「が行（一）八級職員等」とあるのは「が行（一）八級以上職員等」とする。

（人事院規則への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二九年一二月一五日法律第七七号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成三十年四月一日における号俸の調整）

第三条 平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員（同日において、改正後の給与法別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。）、改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定により昇給した職員（同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、同法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成三〇年一二月三〇日法律第八二号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に旧国家公務員法第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号(同法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。)、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一一月二二日法律第五一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定、第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第五条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与法第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事院規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。)から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和二年六月二四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年一一月三〇日法律第六五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (令和四年四月一三日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二条 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(第一号ロにおいて「新給与法」という。)第十九条の四第二項(同条第三項、第二条(第一号に係る部分に限る。))の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項又は第二条(第二号に係る部分に限る。))の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び附則第四条において「給与法」という。)第十九条の四第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五条第一項、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の五第二項若しくは第八十九条の五第二項、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第十九条第二項又は令和七年に開催される国際博

覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十七条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ ロからニまでに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五
 - ロ 新給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（次号ロにおいて「特定管理職員」という。） 百七・五分の十五
 - ハ 給与法別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（次号ハにおいて「指定職職員」という。） 六十七・五分の十
 - ニ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第五条第一項に規定する第一号任期付研究員若しくは第二号任期付研究員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項に規定する特定任期付職員 百六十七・五分の十

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

- イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 七十二・五分の十
- ロ 特定管理職員 六十二・五分の十
- ハ 指定職職員 三十五分の五

2 令和三年十二月に防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和三十七年法律第二百六十六号）その他の人事院規則で定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和三十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める」とする。

（人事院規則への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年一月一八日法律第八一号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び次条において「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第四条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（令和五年一月二四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」という。）第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日

二 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条及び第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定（給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（任期付研究員法第七条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職 の 区 分	員 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	円 1 6 2, 1 0 0	円 2 0 8, 0 0 0	円 2 4 0, 9 0 0	円 2 7 1, 6 0 0	円 2 9 5, 4 0 0	円 3 2 3, 1 0 0	円 3 6 5, 5 0 0	円 4 1 0, 3 0 0	円 4 5 9, 9 0 0	円 5 2 3, 1 0 0
	2	円 1 6 3, 2 0 0	円 2 0 9, 7 0 0	円 2 4 2, 4 0 0	円 2 7 3, 2 0 0	円 2 9 7, 5 0 0	円 3 2 5, 3 0 0	円 3 6 8, 1 0 0	円 4 1 2, 7 0 0	円 4 6 3, 0 0 0	円 5 2 6, 0 0 0
	3	円 1 6 4, 4 0 0	円 2 1 1, 4 0 0	円 2 4 3, 8 0 0	円 2 7 4, 7 0 0	円 2 9 9, 5 0 0	円 3 2 7, 5 0 0	円 3 7 0, 5 0 0	円 4 1 5, 2 0 0	円 4 6 6, 0 0 0	円 5 2 9, 1 0 0
	4	円 1 6 5, 5 0 0	円 2 1 2, 9 0 0	円 2 4 5, 2 0 0	円 2 7 6, 3 0 0	円 3 0 1, 4 0 0	円 3 2 9, 5 0 0	円 3 7 2, 9 0 0	円 4 1 7, 6 0 0	円 4 6 9, 0 0 0	円 5 3 2, 2 0 0
	5	円 1 6 6, 6 0 0	円 2 1 4, 4 0 0	円 2 4 6, 4 0 0	円 2 7 7, 8 0 0	円 3 0 3, 2 0 0	円 3 3 1, 5 0 0	円 3 7 4, 8 0 0	円 4 1 9, 5 0 0	円 4 7 2, 0 0 0	円 5 3 5, 3 0 0
	6	円 1 6 7, 7 0 0	円 2 1 6, 2 0 0	円 2 4 8, 0 0 0	円 2 7 9, 5 0 0	円 3 0 5, 0 0 0	円 3 3 3, 5 0 0	円 3 7 7, 3 0 0	円 4 2 1, 6 0 0	円 4 7 5, 0 0 0	円 5 3 7, 6 0 0
	7	円 1 6 8, 8 0 0	円 2 1 7, 9 0 0	円 2 4 9, 5 0 0	円 2 8 1, 3 0 0	円 3 0 6, 6 0 0	円 3 3 5, 4 0 0	円 3 7 9, 6 0 0	円 4 2 3, 7 0 0	円 4 7 8, 0 0 0	円 5 4 1, 0 0 0
	8	円 1 6 9, 9 0 0	円 2 1 9, 6 0 0	円 2 5 0, 9 0 0	円 2 8 3, 1 0 0	円 3 0 8, 2 0 0	円 3 3 7, 3 0 0	円 3 8 2, 1 0 0	円 4 2 5, 9 0 0	円 4 8 1, 1 0 0	円 5 4 2, 5 0 0
	9	円 1 7 0, 9 0 0	円 2 2 1, 1 0 0	円 2 5 2, 0 0 0	円 2 8 4, 8 0 0	円 3 0 9, 8 0 0	円 3 3 9, 2 0 0	円 3 8 4, 5 0 0	円 4 2 7, 8 0 0	円 4 8 3, 8 0 0	円 5 4 4, 9 0 0
	10	円 1 7 2, 3 0 0	円 2 2 2, 6 0 0	円 2 5 3, 4 0 0	円 2 8 6, 7 0 0	円 3 1 2, 0 0 0	円 3 4 1, 2 0 0	円 3 8 7, 1 0 0	円 4 2 9, 9 0 0	円 4 8 6, 9 0 0	円 5 4 6, 7 0 0
	11	円 1 7 3, 6 0 0	円 2 2 4, 1 0 0	円 2 5 4, 9 0 0	円 2 8 8, 5 0 0	円 3 1 4, 2 0 0	円 3 4 3, 2 0 0	円 3 8 9, 7 0 0	円 4 3 2, 0 0 0	円 4 8 9, 9 0 0	円 5 4 8, 5 0 0
	12	円 1 7 4, 9 0 0	円 2 2 5, 6 0 0	円 2 5 6, 2 0 0	円 2 9 0, 3 0 0	円 3 1 6, 2 0 0	円 3 4 5, 2 0 0	円 3 9 2, 3 0 0	円 4 3 3, 9 0 0	円 4 9 3, 0 0 0	円 5 5 0, 4 0 0
	13	円 1 7 6, 1 0 0	円 2 2 6, 8 0 0	円 2 5 7, 5 0 0	円 2 9 2, 1 0 0	円 3 1 8, 2 0 0	円 3 4 7, 0 0 0	円 3 9 4, 6 0 0	円 4 3 5, 6 0 0	円 4 9 5, 7 0 0	円 5 5 2, 1 0 0
	14	円 1 7 7, 6 0 0	円 2 2 8, 2 0 0	円 2 5 8, 7 0 0	円 2 9 3, 7 0 0	円 3 2 0, 2 0 0	円 3 4 9, 0 0 0	円 3 9 6, 9 0 0	円 4 3 7, 4 0 0	円 4 9 8, 0 0 0	円 5 5 3, 5 0 0
	15	円 1 7 9, 1 0 0	円 2 2 9, 6 0 0	円 2 5 9, 9 0 0	円 2 9 5, 1 0 0	円 3 2 2, 1 0 0	円 3 5 0, 9 0 0	円 3 9 9, 1 0 0	円 4 3 9, 3 0 0	円 5 0 0, 3 0 0	円 5 5 4, 4

16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,500	55,900	800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	55,700	800
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,800	55,200	800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	55,100	800
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	56,000	800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,000	56,900	800
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	56,500	800
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	56,000	800
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	56,500	800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	56,600	800
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	56,700	800
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	56,900	800
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,200	459,700	519,100	56,700	800
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	56,700	800
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	56,400	800
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	56,200	800
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	56,900	800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	56,600	800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,400	56,400	800
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,100	465,100	525,200	56,100	800
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,200	465,700	525,700	56,700	800
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,300	466,200	526,400	56,400	800
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	56,800	800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	56,400	800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	56,000	800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	56,500	800

42	2 1 8, 9 0	2 6 1, 4 0	2 9 9, 8 0	3 4 4, 8 0	3 6 7, 9 0	3 9 5, 1 0	4 3 7, 3 0	4 6 9, 0 0 0
43	2 1 9, 9 0	2 6 2, 5 0	3 0 1, 3 0	3 4 6, 6 0	3 6 8, 9 0	3 9 6, 2 0	4 3 8, 0 0	4 6 9, 4 0 0
44	2 2 0, 9 0	2 6 3, 6 0	3 0 2, 8 0	3 4 8, 4 0	3 7 0, 0 0	3 9 7, 3 0	4 3 8, 7 0	4 6 9, 7 0 0
45	2 2 1, 8 0	2 6 4, 7 0	3 0 4, 4 0	3 4 9, 9 0	3 7 0, 8 0	3 9 8, 0 0	4 3 9, 5 0	4 7 0, 0 0 0
46	2 2 2, 7 0	2 6 5, 8 0	3 0 6, 0 0	3 5 1, 3 0	3 7 1, 7 0	3 9 8, 7 0	4 4 0, 3 0	
47	2 2 3, 6 0	2 6 6, 9 0	3 0 7, 6 0	3 5 2, 7 0	3 7 2, 6 0	3 9 9, 4 0	4 4 0, 7 0	
48	2 2 4, 5 0	2 6 7, 9 0	3 0 9, 1 0	3 5 4, 2 0	3 7 3, 4 0	4 0 0, 1 0	4 4 1, 4 0	
49	2 2 5, 4 0	2 6 8, 9 0	3 1 0, 0 0	3 5 5, 7 0	3 7 4, 2 0	4 0 0, 7 0	4 4 1, 9 0	
50	2 2 6, 3 0	2 6 9, 9 0	3 1 1, 5 0	3 5 6, 5 0	3 7 5, 0 0	4 0 1, 3 0	4 4 2, 3 0	
51	2 2 7, 2 0	2 7 0, 9 0	3 1 3, 0 0	3 5 7, 5 0	3 7 5, 8 0	4 0 1, 8 0	4 4 2, 7 0	
52	2 2 8, 1 0	2 7 1, 8 0	3 1 4, 6 0	3 5 8, 5 0	3 7 6, 5 0	4 0 2, 2 0	4 4 3, 1 0	
53	2 2 8, 9 0	2 7 2, 7 0	3 1 6, 2 0	3 5 9, 4 0	3 7 7, 2 0	4 0 2, 6 0	4 4 3, 5 0	
54	2 2 9, 8 0	2 7 3, 6 0	3 1 7, 8 0	3 6 0, 5 0	3 7 7, 9 0	4 0 2, 9 0	4 4 3, 9 0	
55	2 3 0, 7 0	2 7 4, 5 0	3 1 9, 3 0	3 6 1, 4 0	3 7 8, 6 0	4 0 3, 2 0	4 4 4, 3 0	
56	2 3 1, 5 0	2 7 5, 4 0	3 2 0, 8 0	3 6 2, 4 0	3 7 9, 3 0	4 0 3, 5 0	4 4 4, 6 0	
57	2 3 1, 8 0	2 7 6, 3 0	3 2 2, 2 0	3 6 3, 3 0	3 7 9, 8 0	4 0 3, 8 0	4 4 4, 9 0	
58	2 3 2, 6 0	2 7 7, 2 0	3 2 3, 4 0	3 6 4, 0 0	3 8 0, 4 0	4 0 4, 1 0	4 4 5, 3 0	
59	2 3 3, 3 0	2 7 8, 1 0	3 2 4, 5 0	3 6 4, 7 0	3 8 1, 0 0	4 0 4, 4 0	4 4 5, 6 0	
60	2 3 3, 9 0	2 7 9, 0 0	3 2 5, 6 0	3 6 5, 3 0	3 8 1, 7 0	4 0 4, 7 0	4 4 5, 9 0	
61	2 3 4, 5 0	2 8 0, 0 0	3 2 6, 3 0	3 6 5, 7 0	3 8 2, 1 0	4 0 5, 0 0	4 4 6, 2 0	
62	2 3 5, 2 0	2 8 1, 0 0	3 2 7, 2 0	3 6 6, 3 0	3 8 2, 8 0	4 0 5, 3 0		
63	2 3 5, 8 0	2 8 1, 9 0	3 2 8, 0 0	3 6 7, 0 0	3 8 3, 4 0	4 0 5, 6 0		
64	2 3 6, 3 0	2 8 2, 8 0	3 2 8, 8 0	3 6 7, 7 0	3 8 4, 0 0	4 0 5, 9 0		
65	2 3 6, 8 0	2 8 3, 3 0	3 2 9, 6 0	3 6 8, 0 0	3 8 4, 4 0	4 0 6, 2 0		
66	2 3 7, 3 0	2 8 4, 0 0	3 3 0, 0 0	3 6 8, 7 0	3 8 5, 0 0	4 0 6, 5 0		
67	2 3 7, 8 0	2 8 4, 7 0	3 3 0, 6 0	3 6 9, 4 0	3 8 5, 6 0	4 0 6, 8 0		
68	2 3 8, 4 0	2 8 5, 6 0	3 3 1, 3 0	3 7 0, 0 0	3 8 6, 2 0	4 0 7, 1 0		
69	2 3 8, 9 0	2 8 6, 6 0	3 3 2, 1 0	3 7 0, 3 0	3 8 6, 6 0	4 0 7, 3 0		
70	2 3 9, 4 0	2 8 7, 4 0	3 3 2, 8 0	3 7 0, 9 0	3 8 7, 1 0	4 0 7, 6 0		
71	2 3 9, 9 0	2 8 8, 2 0	3 3 3, 5 0	3 7 1, 6 0	3 8 7, 6 0	4 0 7, 9 0		
72	2 4 0, 4 0	2 8 9, 0 0	3 3 4, 1 0	3 7 2, 2 0	3 8 8, 2 0	4 0 8, 1 0		
73	2 4 0, 9 0	2 8 9, 7 0	3 3 4, 6 0	3 7 2, 5 0	3 8 8, 5 0	4 0 8, 3 0		
74	2 4 1, 4 0	2 9 0, 2 0	3 3 5, 2 0	3 7 3, 1 0	3 8 8, 9 0	4 0 8, 6 0		

75	2 4 1, 8 0	2 9 0, 6 0	3 3 5, 7 0	3 7 3, 8 0	3 8 9, 3 0	4 0 8, 9 0
	0	0	0	0	0	0
76	2 4 2, 3 0	2 9 1, 0 0	3 3 6, 3 0	3 7 4, 4 0	3 8 9, 7 0	4 0 9, 1 0
	0	0	0	0	0	0
77	2 4 2, 8 0	2 9 1, 2 0	3 3 6, 6 0	3 7 4, 8 0	3 9 0, 0 0	4 0 9, 3 0
	0	0	0	0	0	0
78	2 4 3, 3 0	2 9 1, 5 0	3 3 7, 1 0	3 7 5, 3 0	3 9 0, 3 0	4 0 9, 6 0
	0	0	0	0	0	0
79	2 4 3, 8 0	2 9 1, 7 0	3 3 7, 5 0	3 7 5, 9 0	3 9 0, 6 0	4 0 9, 9 0
	0	0	0	0	0	0
80	2 4 4, 3 0	2 9 2, 0 0	3 3 7, 9 0	3 7 6, 4 0	3 9 0, 8 0	4 1 0, 1 0
	0	0	0	0	0	0
81	2 4 4, 7 0	2 9 2, 2 0	3 3 8, 3 0	3 7 6, 9 0	3 9 1, 0 0	4 1 0, 3 0
	0	0	0	0	0	0
82	2 4 5, 2 0	2 9 2, 4 0	3 3 8, 8 0	3 7 7, 5 0	3 9 1, 3 0	4 1 0, 6 0
	0	0	0	0	0	0
83	2 4 5, 6 0	2 9 2, 7 0	3 3 9, 3 0	3 7 8, 0 0	3 9 1, 6 0	4 1 0, 9 0
	0	0	0	0	0	0
84	2 4 6, 0 0	2 9 2, 9 0	3 3 9, 8 0	3 7 8, 3 0	3 9 1, 8 0	4 1 1, 1 0
	0	0	0	0	0	0
85	2 4 6, 4 0	2 9 3, 2 0	3 4 0, 1 0	3 7 8, 7 0	3 9 2, 0 0	4 1 1, 3 0
	0	0	0	0	0	0
86	2 4 6, 8 0	2 9 3, 5 0	3 4 0, 5 0	3 7 9, 2 0	3 9 2, 3 0	
	0	0	0	0	0	
87	2 4 7, 2 0	2 9 3, 8 0	3 4 1, 0 0	3 7 9, 6 0	3 9 2, 6 0	
	0	0	0	0	0	
88	2 4 7, 6 0	2 9 4, 1 0	3 4 1, 4 0	3 8 0, 0 0	3 9 2, 8 0	
	0	0	0	0	0	
89	2 4 8, 0 0	2 9 4, 4 0	3 4 1, 7 0	3 8 0, 4 0	3 9 3, 0 0	
	0	0	0	0	0	
90	2 4 8, 5 0	2 9 4, 8 0	3 4 2, 1 0	3 8 0, 9 0	3 9 3, 3 0	
	0	0	0	0	0	
91	2 4 8, 8 0	2 9 5, 1 0	3 4 2, 6 0	3 8 1, 3 0	3 9 3, 6 0	
	0	0	0	0	0	
92	2 4 9, 1 0	2 9 5, 5 0	3 4 3, 0 0	3 8 1, 7 0	3 9 3, 8 0	
	0	0	0	0	0	
93	2 4 9, 4 0	2 9 5, 7 0	3 4 3, 2 0	3 8 2, 0 0	3 9 4, 0 0	
	0	0	0	0	0	
94		2 9 5, 9 0	3 4 3, 6 0			
		0	0			
95		2 9 6, 2 0	3 4 4, 1 0			
		0	0			
96		2 9 6, 6 0	3 4 4, 5 0			
		0	0			
97		2 9 6, 8 0	3 4 4, 7 0			
		0	0			
98		2 9 7, 1 0	3 4 5, 1 0			
		0	0			
99		2 9 7, 5 0	3 4 5, 5 0			
		0	0			
1 0		2 9 7, 9 0	3 4 5, 8 0			
		0	0			
1 0		2 9 8, 1 0	3 4 6, 1 0			
		0	0			
1 0		2 9 8, 4 0	3 4 6, 5 0			
		0	0			
1 0		2 9 8, 8 0	3 4 6, 9 0			
		0	0			
1 0		2 9 9, 1 0	3 4 7, 3 0			
		0	0			
1 0		2 9 9, 3 0	3 4 7, 8 0			
		0	0			
1 0		2 9 9, 6 0	3 4 8, 2 0			
		0	0			
1 0		3 0 0, 0 0	3 4 8, 6 0			
		0	0			
7						

1 0	3 0 0, 3 0	3 4 9, 0 0								
8	0	0								
1 0	3 0 0, 5 0	3 4 9, 5 0								
9	0	0								
1 1	3 0 0, 9 0	3 4 9, 9 0								
0	0	0								
1 1	3 0 1, 3 0	3 5 0, 2 0								
1	0	0								
1 1	3 0 1, 6 0	3 5 0, 5 0								
2	0	0								
1 1	3 0 1, 8 0	3 5 1, 0 0								
3	0	0								
1 1	3 0 2, 0 0									
4	0									
1 1	3 0 2, 3 0									
5	0									
1 1	3 0 2, 7 0									
6	0									
1 1	3 0 2, 9 0									
7	0									
1 1	3 0 3, 1 0									
8	0									
1 1	3 0 3, 4 0									
9	0									
1 2	3 0 3, 7 0									
0	0									
1 2	3 0 4, 1 0									
1	0									
1 2	3 0 4, 3 0									
2	0									
1 2	3 0 4, 6 0									
3	0									
1 2	3 0 4, 9 0									
4	0									
1 2	3 0 5, 2 0									
5	0									
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1 8 8, 7 0 0	2 1 6, 2 0 0	2 5 6, 2 0 0	2 7 5, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0	3 1 6, 2 0 0	3 5 8, 0 0 0	3 9 1, 2 0 0	4 4 2, 4 0 0	5 2 2, 8 0 0

備考

(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100	

14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	

80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円
	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	級							

	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	182,900	245,100	286,600	323,400	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	184,400	247,000	288,800	325,600	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	186,000	248,900	291,000	327,800	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	187,600	250,400	293,200	329,800	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	189,100	252,300	295,200	331,800	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	191,200	254,400	297,500	333,800	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	193,200	256,200	299,900	335,700	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	195,200	258,000	302,200	337,600	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	196,800	259,900	303,800	339,400	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	198,500	261,500	306,300	341,300	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	200,000	263,000	308,300	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	201,500	264,400	310,500	345,100	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	203,200	265,700	312,800	347,100	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	204,600	267,400	314,600	349,100	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	206,000	269,200	316,100	351,100	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	207,400	270,800	317,700	352,900	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	209,200	272,200	319,300	354,700	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	210,900	273,800	321,300	356,600	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	212,600	275,400	323,500	358,500	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	214,000	277,200	325,300	360,500	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	215,500	279,200	327,000	362,200	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	217,300	281,200	328,900	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	219,100	283,100	330,700	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	220,700	285,200	332,500	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	222,200	286,800	334,200	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	223,700	288,900	336,200	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	225,300	290,700	338,100	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	226,700	292,600	340,000	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	228,000	294,700	341,700	377,300	423,600	460,700	520,100	
	30	229,400	296,100	343,600	379,200	424,900	461,400	521,000	
31	230,700	297,700	345,400	381,100	426,200	462,200	521,900		

32	232, 100	299, 300	347, 100	382, 800	427, 400	462, 900	522, 800
33	233, 400	300, 700	348, 300	384, 000	428, 600	463, 600	523, 600
34	234, 900	302, 100	350, 100	385, 600	429, 900	464, 400	524, 500
35	236, 500	303, 500	352, 000	387, 100	431, 200	465, 100	525, 200
36	237, 800	304, 700	353, 900	388, 600	432, 400	465, 700	525, 700
37	239, 000	305, 900	355, 600	390, 100	433, 600	466, 200	526, 400
38	240, 500	307, 300	357, 400	391, 000	434, 400	466, 800	527, 000
39	241, 900	308, 600	359, 200	392, 000	435, 200	467, 400	527, 800
40	243, 200	310, 000	360, 900	392, 900	436, 000	468, 000	528, 400
41	244, 100	311, 400	362, 600	393, 900	436, 600	468, 500	528, 900
42	245, 500	312, 800	364, 000	395, 100	437, 300	469, 000	
43	246, 500	314, 200	365, 400	396, 200	438, 000	469, 400	
44	247, 900	315, 700	366, 800	397, 300	438, 700	469, 700	
45	249, 100	317, 200	367, 800	398, 200	439, 500	470, 000	
46	250, 100	318, 700	368, 900	398, 900	440, 300		
47	251, 000	320, 200	369, 900	399, 600	440, 700		
48	252, 000	321, 500	370, 900	400, 300	441, 400		
49	253, 000	322, 500	371, 600	400, 800	441, 900		
50	253, 800	323, 700	371, 900	401, 300	442, 300		
51	254, 600	324, 900	372, 400	401, 800	442, 700		
52	255, 400	326, 100	372, 900	402, 200	443, 100		
53	256, 200	327, 100	373, 300	402, 600	443, 500		
54	257, 300	328, 100	373, 800	402, 900	443, 900		
55	258, 400	329, 000	374, 400	403, 200	444, 300		
56	259, 500	329, 900	374, 900	403, 500	444, 600		
57	260, 700	330, 600	375, 400	403, 800	444, 900		
58	261, 900	331, 300	376, 000	404, 100	445, 300		
59	263, 000	332, 000	376, 600	404, 400	445, 600		
60	264, 100	332, 800	377, 100	404, 700	445, 900		
61	265, 100	333, 400	377, 500	405, 000	446, 200		
62	266, 100	333, 900	378, 000	405, 300			
63	267, 100	334, 500	378, 600	405, 600			
64	268, 000	335, 000	379, 200	405, 900			
65	268, 900	335, 400	379, 700	406, 200			
66	269, 900	335, 600	380, 300	406, 500			
67	270, 800	336, 000	380, 600	406, 800			
68	271, 700	336, 500	381, 100	407, 100			
69	272, 700	336, 800	381, 700	407, 300			
70	273, 600	337, 300	382, 200	407, 600			
71	274, 500	337, 700	382, 700	407, 900			
72	275, 400	338, 100	383, 200	408, 100			
73	276, 300	338, 600	383, 700	408, 300			
74	277, 200	339, 100	384, 200	408, 600			
75	278, 100	339, 600	384, 700	408, 900			
76	279, 000	340, 000	385, 100	409, 100			
77	280, 000	340, 200	385, 500	409, 300			
78	281, 000	340, 600	385, 800				
79	281, 800	341, 100	386, 100				
80	282, 700	341, 500	386, 300				
81	283, 200	341, 800	386, 500				
82	284, 000		386, 800				
83	284, 800		387, 100				

	84	285,700		387,300					
	85	286,600		387,500					
	86	287,400		387,800					
	87	288,200		388,100					
	88	289,000		388,300					
	89	289,700		388,500					
	90	290,200							
	91	290,600							
	92	291,000							
	93	291,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 211,100	円 241,800	円 284,300	円 316,500	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

備考

(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、201,800円とする。

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 180,300	円 239,200	円 272,500	円 302,500	円 326,500	円 351,800	円 384,600	円 425,000	円 459,900	円 523,100
	2	円 181,800	円 241,000	円 274,000	円 304,300	円 328,600	円 354,000	円 386,800	円 426,800	円 463,000	円 526,000
	3	円 183,500	円 242,800	円 275,400	円 306,000	円 330,600	円 356,200	円 388,700	円 428,700	円 466,000	円 529,100
	4	円 185,100	円 244,400	円 276,800	円 307,800	円 332,600	円 358,100	円 390,600	円 430,600	円 469,000	円 532,000
	5	円 186,800	円 246,200	円 278,200	円 309,300	円 334,600	円 360,000	円 392,300	円 432,000	円 472,000	円 535,000
	6	円 188,600	円 248,000	円 279,800	円 311,100	円 336,100	円 362,000	円 394,300	円 433,600	円 475,000	円 536,600
	7	円 190,400	円 249,700	円 281,400	円 313,000	円 337,600	円 364,000	円 396,100	円 435,200	円 478,000	円 540,100
	8	円 192,300	円 251,400	円 282,700	円 314,900	円 339,100	円 365,800	円 397,900	円 436,700	円 481,100	円 545,000
	9	円 194,100	円 252,700	円 283,700	円 316,500	円 340,600	円 367,500	円 399,600	円 438,100	円 483,800	円 549,000
	10	円 196,000	円 254,200	円 285,100	円 318,500	円 342,800	円 369,500	円 401,500	円 439,800	円 486,900	円 546,600

11	198,000	255,700	286,400	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900	548,800	700
12	200,000	257,100	287,700	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000	550,400	700
13	201,600	258,500	288,700	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700	550,100	700
14	203,200	259,600	289,900	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000	553,500	700
15	205,000	260,600	291,000	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300	554,800	700
16	206,600	261,600	292,100	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600	555,900	700
17	208,300	262,800	293,100	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600	557,200	700
18	212,100	264,100	294,500	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	506,000	558,200	700
19	215,900	265,300	296,000	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	507,500	559,100	700
20	219,600	266,300	297,500	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	508,900	560,000	700
21	222,900	267,500	299,100	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100	560,900	700
22	224,700	268,700	300,500	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	511,500	560,000	700
23	226,300	269,900	302,100	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000	560,000	700
24	227,800	271,000	303,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500	560,000	700
25	229,600	272,000	305,200	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600	560,000	700
26	230,900	273,100	307,000	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	516,700	560,000	700
27	232,100	273,900	308,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900	560,000	700
28	233,400	274,700	310,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100	560,000	700
29	234,700	275,400	311,700	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100	560,000	700
30	235,900	276,000	313,200	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000	521,000	560,000	700
31	237,100	276,600	314,700	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700	521,900	560,000	700

32	238, 100	277, 300	316, 200	359, 200	385, 300	410, 800	437, 400	471, 400	522, 800
33	239, 400	277, 900	317, 600	360, 600	387, 100	412, 400	438, 800	471, 900	523, 600
34	240, 500	278, 400	319, 100	362, 600	389, 200	413, 900	440, 500	472, 700	524, 500
35	241, 500	278, 900	320, 600	364, 500	391, 200	415, 400	442, 200	473, 400	525, 200
36	242, 500	279, 400	322, 100	366, 500	393, 100	416, 800	443, 800	474, 000	525, 700
37	243, 200	279, 900	323, 600	368, 400	394, 800	418, 000	445, 200	474, 300	526, 400
38	244, 000	280, 700	325, 200	370, 500	396, 200	419, 500	445, 900	474, 900	527, 000
39	244, 900	281, 600	326, 700	372, 400	397, 500	421, 000	446, 600	475, 400	527, 800
40	245, 700	282, 600	328, 200	374, 400	398, 800	422, 400	447, 300	475, 900	528, 400
41	246, 500	283, 600	329, 700	376, 300	399, 800	423, 900	447, 700	476, 400	528, 900
42	247, 300	284, 700	331, 000	378, 400	400, 900	425, 200	448, 300	476, 800	
43	248, 000	285, 600	332, 200	380, 400	401, 900	426, 400	449, 000	477, 200	
44	248, 700	286, 700	333, 500	382, 400	402, 900	427, 600	449, 600	477, 600	
45	249, 400	287, 600	334, 400	384, 100	404, 000	428, 600	450, 400	477, 900	
46	249, 900	288, 300	335, 700	385, 800	405, 200	429, 300	451, 100		
47	250, 300	289, 100	337, 000	387, 400	406, 300	430, 100	451, 600		
48	250, 700	289, 700	338, 200	389, 000	407, 400	430, 900	452, 100		
49	251, 000	290, 300	338, 800	390, 200	408, 600	431, 400	452, 600		
50	251, 300	291, 200	340, 000	391, 200	409, 400	431, 800	452, 900		
51	251, 600	292, 000	341, 100	392, 200	410, 200	432, 200	453, 200		
52	251, 800	292, 400	342, 200	393, 200	410, 800	432, 500	453, 600		
53	252, 000	292, 900	343, 300	394, 300	411, 300	432, 800	454, 000		
54	252, 300	293, 400	344, 400	395, 400	412, 000	433, 200	454, 200		
55	252, 600	293, 900	345, 500	396, 500	412, 700	433, 500	454, 500		
56	252, 800	294, 300	346, 600	397, 600	413, 300	433, 800	454, 700		
57	253, 000	294, 800	347, 600	398, 900	414, 000	434, 100	455, 100		
58	253, 300	295, 500	348, 700	399, 700	414, 400	434, 400	455, 300		
59	253, 600	296, 000	349, 700	400, 500	415, 000	434, 700	455, 500		
60	253, 800	296, 600	350, 700	401, 100	415, 600	435, 000	455, 700		
61	254, 000	297, 200	351, 300	401, 600	416, 000	435, 300	456, 100		
62	254, 300	297, 700	352, 100	402, 300	416, 600	435, 600			
63	254, 600	298, 200	352, 900	403, 000	417, 100	435, 900			
64	254, 800	298, 500	353, 700	403, 700	417, 600	436, 200			

65	255,000	298,800	354,100	404,000	418,100	436,500				
66	255,300		354,600	404,700	418,700	436,800				
67	255,600		355,100	405,400	419,100	437,100				
68	255,800		355,600	405,900	419,600	437,400				
69	256,000		356,100	406,300	420,000	437,600				
70	256,300		356,800	406,800	420,300	437,900				
71	256,600		357,500	407,400	420,600	438,200				
72	256,800		358,100	407,900	420,900	438,400				
73	257,000		358,600	408,400	421,200	438,600				
74			359,100	408,800	421,500	438,900				
75			359,700	409,300	421,800	439,200				
76			360,300	409,800	422,100	439,500				
77			360,800	410,300	422,300	439,700				
78			361,300	410,800	422,600	440,000				
79			361,600	411,400	422,900	440,300				
80			362,000	411,900	423,100	440,600				
81			362,200	412,300	423,300	440,800				
82			362,700	412,900	423,600	441,100				
83			363,200	413,400	423,900	441,400				
84			363,700	413,600	424,100	441,700				
85			363,900	413,900	424,300	441,900				
86				414,400	424,600					
87				414,700	424,900					
88				415,000	425,100					
89				415,300	425,300					
90				415,700	425,600					
91				416,100	425,900					
92				416,500	426,100					
93				416,800	426,300					
定年 前任 再 用 時 勤 務 員	基準俸給月額 円 206,700	基準俸給月額 円 232,700	基準俸給月額 円 280,400	基準俸給月額 円 306,200	基準俸給月額 円 320,300	基準俸給月額 円 343,900	基準俸給月額 円 379,200	基準俸給月額 円 410,900	基準俸給月額 円 453,100	基準俸給月額 円 522,800

備考

(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級		11級	
	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 188,100	1	円 204,100	1	円 227,900	1	円 265,300	2	円 302,500	3	円 326,500	4	円 351,800	5	円 384,600	6	円 425,000	7	円 459,900	8	円 523,100
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	463,000	526,000	590,000	654,000	718,000	782,000	846,000	910,000	974,000	1,038,000	1,102,000	1,166,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,800	428,800	466,000	529,000	593,000	657,000	721,000	785,000	849,000	913,000	977,000	1,041,000	1,105,000	1,169,000
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,200	532,000	596,000	660,000	724,000	788,000	852,000	916,000	980,000	1,044,000	1,108,000	1,172,000
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,900	334,600	360,000	392,300	432,300	472,500	535,000	599,000	663,000	727,000	791,000	855,000	919,000	983,000	1,047,000	1,111,000	1,175,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,600	362,000	394,400	434,400	475,500	538,000	602,000	666,000	730,000	794,000	858,000	922,000	986,000	1,050,000	1,114,000	1,178,000
	7	198,600	215,700	238,800	273,600	313,300	337,600	364,000	396,600	436,600	478,500	541,000	605,000	669,000	733,000	797,000	861,000	925,000	989,000	1,053,000	1,117,000	1,181,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,400	339,900	365,800	399,700	439,700	481,500	544,000	608,000	672,000	736,000	800,000	864,000	928,000	992,000	1,056,000	1,120,000	1,184,000
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	401,600	441,600	483,500	547,000	611,000	675,000	739,000	803,000	867,000	931,000	995,000	1,059,000	1,123,000	1,187,000
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	403,600	443,600	486,500	550,000	614,000	678,000	742,000	806,000	870,000	934,000	998,000	1,062,000	1,126,000	1,190,000
	11	205,500	224,000	245,500	278,200	320,600	345,000	371,500	405,600	445,600	489,500	553,000	617,000	681,000	745,000	809,000	873,000	937,000	1,001,000	1,065,000	1,129,000	1,193,000
	12	207,200	225,800	246,600	279,900	322,200	347,600	373,500	407,600	447,600	491,500	555,000	619,000	683,000	747,000	811,000	875,000	939,000	1,003,000	1,067,000	1,131,000	1,195,000
	13	208,900	227,600	248,800	280,400	324,400	349,800	375,500	409,600	449,600	493,500	557,000	621,000	685,000	749,000	813,000	877,000	941,000	1,005,000	1,069,000	1,133,000	1,197,000
	14	210,000	229,400	250,000	281,700	326,600	350,800	377,500	411,600	451,600	495,500	559,000	623,000	687,000	751,000	815,000	879,000	943,000	1,007,000	1,071,000	1,135,000	1,199,000

15	2 1 3 , 0 00	2 3 1 , 1 00	2 5 2 , 2 00	2 8 2 , 7 00	3 2 7 , 5 00	3 5 2 , 7 00	3 7 9 , 3 00	4 1 1 , 200	4 4 7 , 100	5 0 0 , 300	5 5 4 , 8 0 0
16	2 1 5 , 0 00	2 3 2 , 7 00	2 5 4 , 0 00	2 8 3 , 7 00	3 2 9 , 0 00	3 5 4 , 6 00	3 8 1 , 3 00	4 1 3 , 300	4 4 8 , 900	5 0 2 , 600	5 5 5 , 9 0 0
17	2 1 7 , 1 00	2 3 4 , 6 00	2 5 5 , 3 00	2 8 4 , 4 00	3 3 0 , 5 00	3 5 6 , 5 00	3 8 2 , 9 00	4 1 5 , 000	4 5 0 , 400	5 0 4 , 600	5 5 7 , 2 0 0
18	2 1 8 , 9 00	2 3 6 , 0 00	2 5 6 , 8 00	2 8 5 , 8 00	3 3 2 , 7 00	3 5 8 , 5 00	3 8 4 , 9 00	4 1 6 , 600	4 5 2 , 200	5 0 6 , 000	5 5 8 , 2 0 0
19	2 2 0 , 8 00	2 3 7 , 4 00	2 5 8 , 3 00	2 8 7 , 1 00	3 3 4 , 8 00	3 6 0 , 4 00	3 8 6 , 8 00	4 1 8 , 200	4 5 4 , 000	5 0 7 , 500	5 5 9 , 1 0 0
20	2 2 2 , 7 00	2 3 8 , 8 00	2 5 9 , 7 00	2 8 8 , 4 00	3 3 6 , 9 00	3 6 2 , 4 00	3 8 8 , 8 00	4 1 9 , 800	4 5 5 , 700	5 0 8 , 900	5 6 0 , 0 0 0
21	2 2 4 , 6 00	2 4 0 , 4 00	2 6 1 , 1 00	2 8 9 , 4 00	3 3 8 , 6 00	3 6 4 , 1 00	3 9 0 , 5 00	4 2 1 , 300	4 5 7 , 300	5 1 0 , 100	5 6 0 , 9 0 0
22	2 2 6 , 4 00	2 4 1 , 9 00	2 6 1 , 9 00	2 9 0 , 4 00	3 4 0 , 4 00	3 6 6 , 0 00	3 9 2 , 6 00	4 2 2 , 900	4 5 9 , 000	5 1 1 , 500	
23	2 2 8 , 0 00	2 4 3 , 5 00	2 6 2 , 7 00	2 9 1 , 6 00	3 4 2 , 2 00	3 6 7 , 8 00	3 9 4 , 6 00	4 2 4 , 300	4 6 0 , 600	5 1 3 , 000	
24	2 2 9 , 5 00	2 4 5 , 1 00	2 6 3 , 6 00	2 9 2 , 7 00	3 4 4 , 0 00	3 6 9 , 7 00	3 9 6 , 6 00	4 2 5 , 700	4 6 2 , 400	5 1 4 , 500	
25	2 3 1 , 4 00	2 4 6 , 7 00	2 6 4 , 5 00	2 9 3 , 6 00	3 4 5 , 9 00	3 7 1 , 4 00	3 9 8 , 1 00	4 2 6 , 800	4 6 3 , 900	5 1 5 , 600	
26	2 3 2 , 8 00	2 4 8 , 3 00	2 6 5 , 6 00	2 9 5 , 1 00	3 4 7 , 9 00	3 7 3 , 4 00	4 0 0 , 1 00	4 2 8 , 200	4 6 5 , 300	5 1 6 , 700	
27	2 3 4 , 1 00	2 4 9 , 9 00	2 6 6 , 7 00	2 9 6 , 7 00	3 4 9 , 8 00	3 7 5 , 4 00	4 0 2 , 1 00	4 2 9 , 700	4 6 6 , 800	5 1 7 , 900	
28	2 3 5 , 5 00	2 5 1 , 4 00	2 6 7 , 6 00	2 9 8 , 2 00	3 5 1 , 6 00	3 7 7 , 4 00	4 0 4 , 2 00	4 3 1 , 200	4 6 8 , 100	5 1 9 , 100	
29	2 3 7 , 2 00	2 5 2 , 4 00	2 6 8 , 4 00	2 9 9 , 8 00	3 5 3 , 4 00	3 7 9 , 2 00	4 0 5 , 7 00	4 3 2 , 500	4 6 9 , 300	5 2 0 , 100	
30	2 3 8 , 9 00	2 5 3 , 9 00	2 6 9 , 4 00	3 0 1 , 5 00	3 5 5 , 5 00	3 8 1 , 3 00	4 0 7 , 5 00	4 3 4 , 200	4 7 0 , 000	5 2 1 , 000	
31	2 4 0 , 5 00	2 5 5 , 4 00	2 7 0 , 5 00	3 0 3 , 2 00	3 5 7 , 3 00	3 8 3 , 3 00	4 0 9 , 1 00	4 3 5 , 800	4 7 0 , 700	5 2 1 , 900	
32	2 4 2 , 0 00	2 5 6 , 8 00	2 7 1 , 4 00	3 0 4 , 9 00	3 5 9 , 2 00	3 8 5 , 3 00	4 1 0 , 8 00	4 3 7 , 400	4 7 1 , 400	5 2 2 , 800	
33	2 4 3 , 5 00	2 5 8 , 0 00	2 7 1 , 9 00	3 0 6 , 2 00	3 6 0 , 6 00	3 8 7 , 1 00	4 1 2 , 4 00	4 3 8 , 800	4 7 1 , 900	5 2 3 , 600	
34	2 4 5 , 2 00	2 5 9 , 0 00	2 7 3 , 1 00	3 0 7 , 8 00	3 6 2 , 6 00	3 8 9 , 2 00	4 1 3 , 9 00	4 4 0 , 500	4 7 2 , 700	5 2 4 , 500	
35	2 4 6 , 8 00	2 5 9 , 9 00	2 7 4 , 1 00	3 0 9 , 5 00	3 6 4 , 5 00	3 9 1 , 2 00	4 1 5 , 4 00	4 4 2 , 200	4 7 3 , 400	5 2 5 , 200	
36	2 4 8 , 4 00	2 6 0 , 8 00	2 7 5 , 1 00	3 1 1 , 1 00	3 6 6 , 5 00	3 9 3 , 1 00	4 1 6 , 8 00	4 4 3 , 800	4 7 4 , 000	5 2 5 , 700	
37	2 4 9 , 4 00	2 6 1 , 8 00	2 7 5 , 7 00	3 1 2 , 7 00	3 6 8 , 4 00	3 9 4 , 8 00	4 1 8 , 0 00	4 4 5 , 200	4 7 4 , 300	5 2 6 , 400	
38	2 5 0 , 9 00	2 6 3 , 0 00	2 7 6 , 6 00	3 1 4 , 1 00	3 7 0 , 5 00	3 9 6 , 2 00	4 1 9 , 5 00	4 4 5 , 900	4 7 4 , 900	5 2 7 , 000	
39	2 5 2 , 4 00	2 6 4 , 1 00	2 7 7 , 4 00	3 1 5 , 6 00	3 7 2 , 4 00	3 9 7 , 5 00	4 2 1 , 0 00	4 4 6 , 600	4 7 5 , 400	5 2 7 , 800	

40	2 5 3, 8 00	2 6 4, 9 00	2 7 8, 2 00	3 1 7, 1 00	3 7 4, 4 00	3 9 8, 8 00	4 2 2, 4 00	4 4 7, 4 300	4 7 5, 5 900	5 2 8, 4 400
41	2 5 5, 0 00	2 6 5, 8 00	2 7 9, 0 00	3 1 8, 4 00	3 7 6, 3 00	3 9 9, 8 00	4 2 3, 9 00	4 4 7, 4 700	4 7 6, 4 400	5 2 8, 9 900
42	2 5 5, 9 00	2 6 6, 8 00	2 8 0, 0 00	3 1 9, 9 00	3 7 8, 4 00	4 0 0, 9 00	4 2 5, 2 00	4 4 8, 4 300	4 7 6, 8 800	
43	2 5 6, 8 00	2 6 7, 8 00	2 8 0, 9 00	3 2 1, 4 00	3 8 0, 4 00	4 0 1, 9 00	4 2 6, 4 00	4 4 9, 4 000	4 7 7, 4 200	
44	2 5 7, 6 00	2 6 8, 6 00	2 8 1, 7 00	3 2 2, 9 00	3 8 2, 4 00	4 0 2, 9 00	4 2 7, 6 00	4 4 9, 4 600	4 7 7, 6 600	
45	2 5 8, 4 00	2 6 9, 2 00	2 8 2, 5 00	3 2 4, 4 00	3 8 4, 1 00	4 0 4, 0 00	4 2 8, 6 00	4 5 0, 4 400	4 7 7, 9 900	
46	2 5 9, 4 00	2 7 0, 3 00	2 8 3, 7 00	3 2 6, 1 00	3 8 5, 8 00	4 0 5, 2 00	4 2 9, 3 00	4 5 1, 4 100		
47	2 6 0, 3 00	2 7 1, 2 00	2 8 4, 9 00	3 2 7, 8 00	3 8 7, 4 00	4 0 6, 3 00	4 3 0, 1 00	4 5 1, 4 600		
48	2 6 0, 9 00	2 7 2, 3 00	2 8 6, 2 00	3 2 9, 4 00	3 8 9, 0 00	4 0 7, 4 00	4 3 0, 9 00	4 5 2, 4 100		
49	2 6 1, 5 00	2 7 3, 0 00	2 8 7, 6 00	3 3 0, 8 00	3 9 0, 2 00	4 0 8, 6 00	4 3 1, 4 00	4 5 2, 4 600		
50	2 6 2, 4 00	2 7 3, 9 00	2 8 9, 2 00	3 3 2, 2 00	3 9 1, 2 00	4 0 9, 4 00	4 3 1, 8 00	4 5 2, 4 900		
51	2 6 3, 3 00	2 7 4, 8 00	2 9 0, 5 00	3 3 3, 6 00	3 9 2, 2 00	4 1 0, 2 00	4 3 2, 2 00	4 5 3, 2 200		
52	2 6 4, 2 00	2 7 5, 6 00	2 9 1, 8 00	3 3 5, 2 00	3 9 3, 2 00	4 1 0, 8 00	4 3 2, 5 00	4 5 3, 5 600		
53	2 6 4, 7 00	2 7 6, 4 00	2 9 3, 2 00	3 3 6, 7 00	3 9 4, 3 00	4 1 1, 3 00	4 3 2, 8 00	4 5 4, 4 000		
54	2 6 5, 9 00	2 7 7, 1 00	2 9 4, 7 00	3 3 8, 3 00	3 9 5, 4 00	4 1 2, 0 00	4 3 3, 2 00	4 5 4, 2 200		
55	2 6 6, 7 00	2 7 7, 9 00	2 9 6, 1 00	3 3 9, 9 00	3 9 6, 5 00	4 1 2, 7 00	4 3 3, 5 00	4 5 4, 5 500		
56	2 6 7, 8 00	2 7 8, 7 00	2 9 7, 5 00	3 4 1, 5 00	3 9 7, 6 00	4 1 3, 3 00	4 3 3, 8 00	4 5 4, 4 700		
57	2 6 8, 5 00	2 7 9, 4 00	2 9 8, 7 00	3 4 2, 4 00	3 9 8, 9 00	4 1 4, 0 00	4 3 4, 1 00	4 5 5, 4 100		
58	2 6 9, 3 00	2 8 0, 7 00	3 0 0, 3 00	3 4 4, 1 00	3 9 9, 7 00	4 1 4, 4 00	4 3 4, 4 00	4 5 5, 4 300		
59	2 7 0, 0 00	2 8 1, 9 00	3 0 1, 9 00	3 4 5, 7 00	4 0 0, 5 00	4 1 5, 0 00	4 3 4, 7 00	4 5 5, 7 500		
60	2 7 0, 7 00	2 8 3, 2 00	3 0 3, 2 00	3 4 7, 3 00	4 0 1, 1 00	4 1 5, 6 00	4 3 5, 0 00	4 5 5, 0 700		
61	2 7 1, 3 00	2 8 4, 5 00	3 0 4, 5 00	3 4 8, 9 00	4 0 1, 6 00	4 1 6, 0 00	4 3 5, 3 00	4 5 6, 3 100		
62	2 7 1, 9 00	2 8 5, 9 00	3 0 6, 0 00	3 5 0, 6 00	4 0 2, 3 00	4 1 6, 6 00	4 3 5, 6 00			
63	2 7 2, 5 00	2 8 7, 1 00	3 0 7, 4 00	3 5 2, 2 00	4 0 3, 0 00	4 1 7, 1 00	4 3 5, 9 00			
64	2 7 3, 1 00	2 8 8, 5 00	3 0 8, 7 00	3 5 3, 9 00	4 0 3, 7 00	4 1 7, 6 00	4 3 6, 2 00			
65	2 7 3, 8 00	2 8 9, 8 00	3 1 0, 0 00	3 5 5, 4 00	4 0 4, 0 00	4 1 8, 1 00	4 3 6, 5 00			
66	2 7 4, 8 00	2 9 0, 9 00	3 1 1, 6 00	3 5 7, 0 00	4 0 4, 7 00	4 1 8, 7 00	4 3 6, 8 00			
67	2 7 5, 8 00	2 9 2, 0 00	3 1 3, 0 00	3 5 8, 5 00	4 0 5, 4 00	4 1 9, 1 00	4 3 7, 1 00			
68	2 7 6, 6 00	2 9 3, 1 00	3 1 4, 4 00	3 6 0, 0 00	4 0 5, 9 00	4 1 9, 6 00	4 3 7, 4 00			
69	2 7 7, 5 00	2 9 4, 5 00	3 1 5, 7 00	3 6 1, 2 00	4 0 6, 3 00	4 2 0, 0 00	4 3 7, 6 00			
70	2 7 8, 7 00	2 9 5, 9 00	3 1 7, 1 00	3 6 2, 6 00	4 0 6, 8 00	4 2 0, 3 00	4 3 7, 9 00			
71	2 7 9, 8 00	2 9 7, 2 00	3 1 8, 4 00	3 6 3, 9 00	4 0 7, 4 00	4 2 0, 6 00	4 3 8, 2 00			
72	2 8 1, 0 00	2 9 8, 3 00	3 1 9, 8 00	3 6 5, 3 00	4 0 7, 9 00	4 2 0, 9 00	4 3 8, 4 00			

73	2 8 2, 0	2 9 9, 4	3 2 0, 5	3 6 6, 4	4 0 8, 4	4 2 1, 2	4 3 8, 6
	00	00	00	00	00	00	00
74	2 8 3, 0	3 0 0, 5	3 2 2, 0	3 6 7, 6	4 0 8, 8	4 2 1, 5	4 3 8, 9
	00	00	00	00	00	00	00
75	2 8 4, 0	3 0 1, 6	3 2 3, 5	3 6 8, 8	4 0 9, 3	4 2 1, 8	4 3 9, 2
	00	00	00	00	00	00	00
76	2 8 5, 0	3 0 2, 7	3 2 5, 2	3 7 0, 0	4 0 9, 8	4 2 2, 1	4 3 9, 5
	00	00	00	00	00	00	00
77	2 8 6, 0	3 0 3, 6	3 2 7, 0	3 7 1, 3	4 1 0, 3	4 2 2, 3	4 3 9, 7
	00	00	00	00	00	00	00
78	2 8 7, 1	3 0 5, 0	3 2 8, 7	3 7 2, 5	4 1 0, 8	4 2 2, 6	4 4 0, 0
	00	00	00	00	00	00	00
79	2 8 8, 1	3 0 6, 2	3 3 0, 3	3 7 3, 7	4 1 1, 4	4 2 2, 9	4 4 0, 3
	00	00	00	00	00	00	00
80	2 8 8, 7	3 0 7, 5	3 3 1, 9	3 7 4, 8	4 1 1, 9	4 2 3, 1	4 4 0, 6
	00	00	00	00	00	00	00
81	2 8 9, 6	3 0 8, 7	3 3 3, 5	3 7 5, 9	4 1 2, 3	4 2 3, 3	4 4 0, 8
	00	00	00	00	00	00	00
82	2 9 0, 6	3 1 0, 1	3 3 5, 1	3 7 7, 1	4 1 2, 9	4 2 3, 6	4 4 1, 1
	00	00	00	00	00	00	00
83	2 9 1, 5	3 1 1, 2	3 3 6, 7	3 7 8, 2	4 1 3, 4	4 2 3, 9	4 4 1, 4
	00	00	00	00	00	00	00
84	2 9 2, 3	3 1 2, 5	3 3 8, 3	3 7 9, 4	4 1 3, 6	4 2 4, 1	4 4 1, 7
	00	00	00	00	00	00	00
85	2 9 3, 4	3 1 3, 4	3 3 9, 7	3 8 0, 5	4 1 3, 9	4 2 4, 3	4 4 1, 9
	00	00	00	00	00	00	00
86	2 9 4, 5	3 1 4, 7	3 4 1, 2	3 8 1, 1	4 1 4, 4	4 2 4, 6	
	00	00	00	00	00	00	
87	2 9 5, 4	3 1 6, 0	3 4 2, 7	3 8 1, 6	4 1 4, 7	4 2 4, 9	
	00	00	00	00	00	00	
88	2 9 6, 4	3 1 7, 5	3 4 4, 1	3 8 2, 1	4 1 5, 0	4 2 5, 1	
	00	00	00	00	00	00	
89	2 9 7, 4	3 1 9, 0	3 4 5, 4	3 8 2, 7	4 1 5, 3	4 2 5, 3	
	00	00	00	00	00	00	
90	2 9 8, 5	3 2 0, 5	3 4 6, 6	3 8 3, 3	4 1 5, 7	4 2 5, 6	
	00	00	00	00	00	00	
91	2 9 9, 6	3 2 1, 9	3 4 7, 8	3 8 3, 9	4 1 6, 1	4 2 5, 9	
	00	00	00	00	00	00	
92	3 0 0, 7	3 2 3, 4	3 4 9, 1	3 8 4, 5	4 1 6, 5	4 2 6, 1	
	00	00	00	00	00	00	
93	3 0 1, 2	3 2 4, 6	3 5 0, 4	3 8 4, 8	4 1 6, 8	4 2 6, 3	
	00	00	00	00	00	00	
94	3 0 2, 3	3 2 5, 9	3 5 1, 9	3 8 5, 3			
	00	00	00	00			
95	3 0 3, 4	3 2 7, 2	3 5 3, 4	3 8 5, 9			
	00	00	00	00			
96	3 0 4, 7	3 2 8, 5	3 5 4, 8	3 8 6, 4			
	00	00	00	00			
97	3 0 5, 8	3 2 9, 7	3 5 6, 1	3 8 6, 8			
	00	00	00	00			
98	3 0 7, 0	3 3 1, 0	3 5 7, 3	3 8 7, 2			
	00	00	00	00			
99	3 0 8, 2	3 3 2, 2	3 5 8, 4	3 8 7, 8			
	00	00	00	00			
1 0	3 0 9, 4	3 3 3, 4	3 5 9, 6	3 8 8, 3			
0	00	00	00	00			
1 0	3 1 0, 5	3 3 4, 8	3 6 0, 7	3 8 8, 7			
1	00	00	00	00			
1 0	3 1 1, 5	3 3 5, 7	3 6 1, 8	3 8 9, 2			
2	00	00	00	00			
1 0	3 1 2, 5	3 3 6, 7	3 6 2, 9	3 8 9, 8			
3	00	00	00	00			
1 0	3 1 3, 5	3 3 7, 8	3 6 4, 0	3 9 0, 3			
4	00	00	00	00			
1 0	3 1 4, 3	3 3 8, 9	3 6 5, 2	3 9 0, 6			
5	00	00	00	00			

1 0 6	3 1 4 , 9	3 4 0 , 0	3 6 5 , 7	3 9 1 , 0					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 0 7	3 1 5 , 5	3 4 1 , 0	3 6 6 , 3	3 9 1 , 5					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 0 8	3 1 6 , 1	3 4 2 , 0	3 6 6 , 9	3 9 1 , 8					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 0 9	3 1 6 , 6	3 4 3 , 2	3 6 7 , 5	3 9 2 , 1					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 0	3 1 7 , 1	3 4 4 , 2	3 6 8 , 0	3 9 2 , 6					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 1	3 1 7 , 5	3 4 5 , 2	3 6 8 , 5	3 9 3 , 1					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 2	3 1 8 , 0	3 4 6 , 1	3 6 9 , 0	3 9 3 , 6					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 3	3 1 8 , 8	3 4 7 , 0	3 6 9 , 4	3 9 3 , 9					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 4	3 1 9 , 5	3 4 7 , 9	3 6 9 , 8	3 9 4 , 4					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 5	3 2 0 , 2	3 4 8 , 9	3 7 0 , 4	3 9 4 , 9					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 6	3 2 0 , 8	3 4 9 , 9	3 7 0 , 9	3 9 5 , 4					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 7	3 2 1 , 4	3 5 0 , 9	3 7 1 , 3	3 9 5 , 7					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 8	3 2 2 , 2	3 5 1 , 3	3 7 1 , 8	3 9 6 , 2					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 1 9	3 2 2 , 9	3 5 1 , 9	3 7 2 , 4	3 9 6 , 7					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 0	3 2 3 , 7	3 5 2 , 5	3 7 2 , 9	3 9 7 , 2					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 1	3 2 4 , 3	3 5 2 , 8	3 7 3 , 1	3 9 7 , 6					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 2	3 2 4 , 6	3 5 3 , 2	3 7 3 , 6	3 9 8 , 1					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 3	3 2 5 , 1	3 5 3 , 7	3 7 4 , 1	3 9 8 , 5					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 4	3 2 5 , 6	3 5 4 , 1	3 7 4 , 5	3 9 9 , 0					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 5	3 2 5 , 9	3 5 4 , 5	3 7 5 , 0	3 9 9 , 4					
	0 0	0 0	0 0	0 0					
1 2 6		3 5 4 , 9	3 7 5 , 5						
		0 0	0 0						
1 2 7		3 5 5 , 4	3 7 6 , 0						
		0 0	0 0						
1 2 8		3 5 5 , 8	3 7 6 , 5						
		0 0	0 0						
1 2 9		3 5 6 , 2	3 7 6 , 8						
		0 0	0 0						
1 3 0		3 5 6 , 6	3 7 7 , 3						
		0 0	0 0						
1 3 1		3 5 7 , 0	3 7 7 , 8						
		0 0	0 0						
1 3 2		3 5 7 , 4	3 7 8 , 3						
		0 0	0 0						
1 3 3		3 5 7 , 6	3 7 8 , 6						
		0 0	0 0						
1 3 4		3 5 8 , 1	3 7 9 , 1						
		0 0	0 0						
1 3 5		3 5 8 , 5	3 7 9 , 5						
		0 0	0 0						
1 3 6		3 5 8 , 8	3 7 9 , 9						
		0 0	0 0						
1 3 7		3 5 9 , 1	3 8 0 , 2						
		0 0	0 0						
1 3 8		3 5 9 , 5	3 8 0 , 7						
		0 0	0 0						

	1 3		3 6 0 , 0	3 8 1 , 2								
	9		0 0	0 0								
	1 4		3 6 0 , 5	3 8 1 , 7								
	0		0 0	0 0								
	1 4		3 6 0 , 8	3 8 2 , 0								
	1		0 0	0 0								
	1 4		3 6 1 , 3									
	2		0 0									
	1 4		3 6 1 , 8									
	3		0 0									
	1 4		3 6 2 , 3									
	4		0 0									
	1 4		3 6 2 , 6									
	5		0 0									
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		2 4 2 , 5 0 0	2 5 4 , 2 0 0	2 5 8 , 3 0 0	2 8 9 , 6 0 0	3 0 6 , 2 0 0	3 2 0 , 3 0 0	3 4 3 , 9 0 0	3 7 9 , 2 0 0	4 1 0 , 9 0 0	4 5 3 , 1 0 0	5 2 2 , 8 0 0

備考

- (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
- (二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職員	1	円 1 8 0 , 3 0 0	円 2 3 9 , 2 0 0	円 2 7 2 , 5 0 0	円 3 0 2 , 5 0 0	円 3 2 6 , 5 0 0	円 3 5 1 , 8 0 0	円 3 8 4 , 6 0 0	円 4 2 5 , 0 0 0	円 4 5 9 , 9 0 0	円 5 2 3 , 1 0 0
	2	円 1 8 1 , 9 0 0	円 2 4 1 , 0 0 0	円 2 7 4 , 0 0 0	円 3 0 4 , 3 0 0	円 3 2 8 , 6 0 0	円 3 5 4 , 0 0 0	円 3 8 6 , 8 0 0	円 4 2 6 , 8 0 0	円 4 6 3 , 0 0 0	円 5 2 6 , 0 0 0
	3	円 1 8 3 , 7 0 0	円 2 4 2 , 8 0 0	円 2 7 5 , 4 0 0	円 3 0 6 , 0 0 0	円 3 3 0 , 6 0 0	円 3 5 6 , 2 0 0	円 3 8 8 , 7 0 0	円 4 2 8 , 7 0 0	円 4 6 6 , 0 0 0	円 5 2 9 , 1 0 0
	4	円 1 8 5 , 4 0 0	円 2 4 4 , 4 0 0	円 2 7 6 , 8 0 0	円 3 0 7 , 8 0 0	円 3 3 2 , 6 0 0	円 3 5 8 , 1 0 0	円 3 9 0 , 6 0 0	円 4 3 0 , 6 0 0	円 4 6 9 , 0 0 0	円 5 3 2 , 2 0 0
	5	円 1 8 7 , 1 0 0	円 2 4 6 , 2 0 0	円 2 7 8 , 2 0 0	円 3 0 9 , 3 0 0	円 3 3 4 , 6 0 0	円 3 6 0 , 0 0 0	円 3 9 2 , 3 0 0	円 4 3 2 , 0 0 0	円 4 7 2 , 0 0 0	円 5 3 5 , 3 0 0
	6	円 1 8 9 , 0 0 0	円 2 4 8 , 0 0 0	円 2 7 9 , 8 0 0	円 3 1 1 , 1 0 0	円 3 3 6 , 1 0 0	円 3 6 2 , 0 0 0	円 3 9 4 , 3 0 0	円 4 3 3 , 6 0 0	円 4 7 5 , 0 0 0	円 5 3 7 , 6 0 0
	7	円 1 9 0 , 9 0 0	円 2 4 9 , 7 0 0	円 2 8 1 , 4 0 0	円 3 1 3 , 0 0 0	円 3 3 7 , 6 0 0	円 3 6 4 , 0 0 0	円 3 9 6 , 1 0 0	円 4 3 5 , 2 0 0	円 4 7 8 , 0 0 0	円 5 4 0 , 1 0 0
	8	円 1 9 3 , 0 0 0	円 2 5 1 , 4 0 0	円 2 8 2 , 7 0 0	円 3 1 4 , 9 0 0	円 3 3 9 , 1 0 0	円 3 6 5 , 8 0 0	円 3 9 7 , 9 0 0	円 4 3 6 , 7 0 0	円 4 8 1 , 1 0 0	円 5 4 2 , 5 0 0

9	1 9 5, 0 0 0	2 5 2, 7 0 0	2 8 3, 7 0 0	3 1 6, 5 0 0	3 4 0, 6 0 0	3 6 7, 5 0 0	3 9 9, 6 0 0	4 3 8, 1 0 0	4 8 3, 8 0 0	5 4 4 , 9 0 0
1 0	1 9 7, 0 0 0	2 5 4, 2 0 0	2 8 5, 1 0 0	3 1 8, 5 0 0	3 4 2, 8 0 0	3 6 9, 5 0 0	4 0 1, 5 0 0	4 3 9, 8 0 0	4 8 6, 9 0 0	5 4 6 , 7 0 0
1 1	1 9 9, 0 0 0	2 5 5, 7 0 0	2 8 6, 4 0 0	3 2 0, 5 0 0	3 4 5, 0 0 0	3 7 1, 5 0 0	4 0 3, 5 0 0	4 4 1, 4 0 0	4 8 9, 9 0 0	5 4 8 , 5 0 0
1 2	2 0 1, 1 0 0	2 5 7, 1 0 0	2 8 7, 7 0 0	3 2 2, 5 0 0	3 4 7, 0 0 0	3 7 3, 5 0 0	4 0 5, 5 0 0	4 4 2, 8 0 0	4 9 3, 0 0 0	5 5 0 , 4 0 0
1 3	2 0 2, 8 0 0	2 5 8, 5 0 0	2 8 8, 8 0 0	3 2 4, 4 0 0	3 4 8, 8 0 0	3 7 5, 3 0 0	4 0 7, 1 0 0	4 4 3, 7 0 0	4 9 5, 7 0 0	5 5 2 , 1 0 0
1 4	2 0 4, 7 0 0	2 5 9, 6 0 0	2 8 9, 9 0 0	3 2 6, 0 0 0	3 5 0, 8 0 0	3 7 7, 3 0 0	4 0 9, 2 0 0	4 4 5, 3 0 0	4 9 8, 0 0 0	5 5 3 , 5 0 0
1 5	2 0 6, 6 0 0	2 6 0, 6 0 0	2 9 1, 0 0 0	3 2 7, 5 0 0	3 5 2, 7 0 0	3 7 9, 3 0 0	4 1 1, 2 0 0	4 4 7, 1 0 0	5 0 0, 3 0 0	5 5 4 , 8 0 0
1 6	2 0 8, 4 0 0	2 6 1, 6 0 0	2 9 2, 1 0 0	3 2 9, 0 0 0	3 5 4, 6 0 0	3 8 1, 3 0 0	4 1 3, 3 0 0	4 4 8, 9 0 0	5 0 2, 6 0 0	5 5 5 , 9 0 0
1 7	2 1 0, 2 0 0	2 6 2, 8 0 0	2 9 3, 1 0 0	3 3 0, 5 0 0	3 5 6, 5 0 0	3 8 2, 9 0 0	4 1 5, 0 0 0	4 5 0, 4 0 0	5 0 4, 6 0 0	5 5 7 , 2 0 0
1 8	2 1 3, 6 0 0	2 6 4, 1 0 0	2 9 4, 5 0 0	3 3 2, 7 0 0	3 5 8, 5 0 0	3 8 4, 9 0 0	4 1 6, 6 0 0	4 5 2, 2 0 0	5 0 6, 0 0 0	5 5 8 , 2 0 0
1 9	2 1 6, 9 0 0	2 6 5, 3 0 0	2 9 6, 0 0 0	3 3 4, 8 0 0	3 6 0, 4 0 0	3 8 6, 8 0 0	4 1 8, 2 0 0	4 5 4, 0 0 0	5 0 7, 5 0 0	5 5 9 , 1 0 0
2 0	2 1 9, 9 0 0	2 6 6, 3 0 0	2 9 7, 5 0 0	3 3 6, 9 0 0	3 6 2, 4 0 0	3 8 8, 8 0 0	4 1 9, 8 0 0	4 5 5, 7 0 0	5 0 8, 9 0 0	5 6 0 , 0 0 0
2 1	2 2 2, 9 0 0	2 6 7, 5 0 0	2 9 9, 1 0 0	3 3 8, 6 0 0	3 6 4, 1 0 0	3 9 0, 5 0 0	4 2 1, 3 0 0	4 5 7, 3 0 0	5 1 0, 1 0 0	5 6 0 , 9 0 0
2 2	2 2 4, 7 0 0	2 6 8, 7 0 0	3 0 0, 5 0 0	3 4 0, 4 0 0	3 6 6, 0 0 0	3 9 2, 6 0 0	4 2 2, 9 0 0	4 5 9, 0 0 0	5 1 1, 5 0 0	
2 3	2 2 6, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0	3 0 2, 1 0 0	3 4 2, 2 0 0	3 6 7, 8 0 0	3 9 4, 6 0 0	4 2 4, 3 0 0	4 6 0, 6 0 0	5 1 3, 0 0 0	
2 4	2 2 7, 8 0 0	2 7 1, 0 0 0	3 0 3, 7 0 0	3 4 4, 0 0 0	3 6 9, 7 0 0	3 9 6, 6 0 0	4 2 5, 7 0 0	4 6 2, 4 0 0	5 1 4, 5 0 0	
2 5	2 2 9, 6 0 0	2 7 2, 0 0 0	3 0 5, 2 0 0	3 4 5, 9 0 0	3 7 1, 4 0 0	3 9 8, 1 0 0	4 2 6, 8 0 0	4 6 3, 9 0 0	5 1 5, 6 0 0	
2 6	2 3 0, 9 0 0	2 7 3, 3 0 0	3 0 7, 0 0 0	3 4 7, 9 0 0	3 7 3, 4 0 0	4 0 0, 1 0 0	4 2 8, 2 0 0	4 6 5, 3 0 0	5 1 6, 7 0 0	
2 7	2 3 2, 1 0 0	2 7 4, 2 0 0	3 0 8, 7 0 0	3 4 9, 8 0 0	3 7 5, 4 0 0	4 0 2, 1 0 0	4 2 9, 7 0 0	4 6 6, 8 0 0	5 1 7, 9 0 0	
2 8	2 3 3, 4 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 1 0, 2 0 0	3 5 1, 6 0 0	3 7 7, 4 0 0	4 0 4, 2 0 0	4 3 1, 2 0 0	4 6 8, 1 0 0	5 1 9, 1 0 0	

62	263, 70	307, 50	358, 70	402, 30	416, 60	435, 60				
	0	0	0	0	0	0				
63	264, 40	308, 50	359, 70	403, 00	417, 10	435, 90				
	0	0	0	0	0	0				
64	265, 10	309, 50	360, 70	403, 70	417, 60	436, 20				
	0	0	0	0	0	0				
65	265, 80	310, 00	361, 10	404, 00	418, 10	436, 50				
	0	0	0	0	0	0				
66	266, 70	310, 90	361, 80	404, 70	418, 70	436, 80				
	0	0	0	0	0	0				
67	267, 50	311, 70	362, 50	405, 40	419, 10	437, 10				
	0	0	0	0	0	0				
68	268, 40	312, 70	363, 30	405, 90	419, 60	437, 40				
	0	0	0	0	0	0				
69	269, 20	313, 80	364, 00	406, 30	420, 00	437, 60				
	0	0	0	0	0	0				
70	270, 20	314, 60	364, 70	406, 80	420, 30	437, 90				
	0	0	0	0	0	0				
71	271, 10	315, 40	365, 40	407, 40	420, 60	438, 20				
	0	0	0	0	0	0				
72	272, 00	316, 10	365, 90	407, 90	420, 90	438, 40				
	0	0	0	0	0	0				
73	272, 80	316, 80	366, 60	408, 40	421, 20	438, 60				
	0	0	0	0	0	0				
74	273, 40	317, 30	367, 20	408, 80	421, 50	438, 90				
	0	0	0	0	0	0				
75	274, 10	317, 70	367, 80	409, 30	421, 80	439, 20				
	0	0	0	0	0	0				
76	274, 80	318, 10	368, 40	409, 80	422, 10	439, 50				
	0	0	0	0	0	0				
77	275, 30	318, 30	368, 90	410, 30	422, 30	439, 70				
	0	0	0	0	0	0				
78	276, 00	318, 60	369, 50	410, 80	422, 60	440, 00				
	0	0	0	0	0	0				
79	276, 60	318, 90	370, 00	411, 40	422, 90	440, 30				
	0	0	0	0	0	0				
80	277, 20	319, 10	370, 50	411, 90	423, 10	440, 60				
	0	0	0	0	0	0				
81	277, 60	319, 30	370, 80	412, 30	423, 30	440, 80				
	0	0	0	0	0	0				
82	278, 00	319, 50	371, 30	412, 90	423, 60	441, 10				
	0	0	0	0	0	0				
83	278, 60	319, 80	371, 80	413, 40	423, 90	441, 40				
	0	0	0	0	0	0				
84	279, 20	320, 10	372, 30	413, 60	424, 10	441, 70				
	0	0	0	0	0	0				
85	279, 90	320, 30	372, 80	413, 90	424, 30	441, 90				
	0	0	0	0	0	0				
86	280, 30	320, 50	373, 20	414, 40	424, 60					
	0	0	0	0	0					
87	280, 50	320, 70	373, 70	414, 70	424, 90					
	0	0	0	0	0					
88	280, 80	321, 10	374, 10	415, 00	425, 10					
	0	0	0	0	0					
89	281, 10	321, 30	374, 30	415, 30	425, 30					
	0	0	0	0	0					
90		321, 50	374, 60	415, 70	425, 60					
		0	0	0	0					
91		321, 70	375, 10	416, 10	425, 90					
		0	0	0	0					
92		322, 00	375, 40	416, 50	426, 10					
		0	0	0	0					
93		322, 30	375, 60	416, 80	426, 30					
		0	0	0	0					
94		322, 50	376, 00							
		0	0							

95		322,800	376,500							
96		323,100	376,800							
97		323,400	377,000							
98		323,600	377,400							
99		323,900	377,900							
100		324,200	378,200							
101		324,500	378,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	213,700	240,900	283,300	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100	528,800

備考

(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 193,900	円 246,100	円 287,500	円 332,200	円 365,600	円 420,700	円 490,400
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300	494,000
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500	501,600
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300	504,100
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400	505,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400	506,700
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100	508,000
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300	509,100
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400	510,200
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600	511,200
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700	512,200
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900	513,300
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100	514,500
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300	515,500
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800	519,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000	520,400
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200	521,000
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300	521,600
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300	
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300	
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300	
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600	
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600	

35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400
37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
70			371,300	423,300	450,900	
71			371,700	423,900	451,200	
72			372,000	424,500	451,400	
73			372,400	425,000	451,600	
74			372,600	425,600		
75			373,000	426,100		
76			373,300	426,700		
77			373,600	427,200		
78			374,100	427,800		
79			374,600	428,500		
80			375,000	429,100		
81			375,400	429,400		
82			375,800	430,000		
83			376,300	430,600		
84			376,800	431,200		
85			377,200	431,600		
86			377,700	432,100		
87			378,100	432,800		
88			378,500	433,500		
89			379,000	433,700		
90			379,500			
91			380,000			
92			380,500			
93			380,800			
94			381,200			
95			381,700			
96			382,100			
97			382,600			
98			382,900			
99			383,400			
100			383,800			

	101			384,400				
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000	465,100	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400	356,800
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800	358,300
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200	359,600
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600	363,300
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600	365,800
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100	367,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700	370,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200	371,700
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600	372,700
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000	373,700
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100	376,600
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500	377,500
	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900	378,400
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600	379,400
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800	381,200
	45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400	382,100
	46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100	382,900
	47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800	383,800
	48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500	384,600
	49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
	50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400	386,400
	51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800	387,200
	52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200	387,900
	53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500	388,700
	54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900	389,500
55	244,000	275,500	312,000	326,000	340,500	390,200	

56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100	390,900
57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400	391,800
58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900	392,600
59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400	393,400
60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800	394,100
61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000	394,600
62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400	395,300
63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700	395,900
64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100	396,600
65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300	397,200
66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700	397,700
67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100	398,100
68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500	398,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	399,200
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	
90		295,100	328,500	337,400		
91		295,400	328,700	337,700		
92		295,700	329,000	338,100		
93		295,900	329,200	338,500		
94		296,200	329,400	338,700		
95		296,500	329,700	339,000		
96		296,700	330,000	339,200		
97		296,900	330,200	339,500		
98		297,100	330,500	339,800		
99		297,300	330,700	340,100		
100		297,600	331,000	340,400		
101		297,900	331,200	340,600		
102		298,200	331,400	340,900		
103		298,400	331,600	341,200		
104		298,600	331,800	341,500		
105		298,900	332,200	341,700		
106			332,400	342,100		
107			332,600	342,300		
108			332,900	342,500		
109			333,200	342,800		
110			333,400			
111			333,700			
112			334,000			
113			334,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	216,100	230,600	232,600	254,700	283,200	313,100

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円
1	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	336,800	404,800	438,500	531,400	

66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	
87	355,200	417,800	455,000	
88	355,800	418,100	455,300	
89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600		
91	357,100	418,900		
92	357,500	419,200		
93	357,900	419,400		
94	358,300	419,700		
95	358,800	420,000		
96	359,200	420,300		
97	359,800	420,500		
98	360,300	420,800		
99	360,700	421,100		
100	361,200	421,300		
101	361,600	421,500		
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		
105	363,300	422,500		
106	363,700			
107	364,200			
108	364,700			
109	365,100			
110	365,600			
111	366,100			
112	366,500			
113	366,900			
114	367,300			
115	367,800			
116	368,200			
117	368,600			
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円

	283,800	294,800	316,800	401,000	535,500
--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	201,700	234,600	290,700
	2	204,200	236,700	293,300
	3	206,900	238,600	295,700
	4	209,500	240,500	298,000
	5	212,300	242,400	300,300
	6	215,100	244,100	302,600
	7	217,900	245,700	304,900
	8	220,700	247,300	307,100
	9	223,500	249,300	309,200
	10	226,000	251,600	311,700
	11	228,600	253,900	314,100
	12	230,900	255,900	316,500
	13	233,100	257,900	318,700
	14	234,700	260,200	320,700
	15	236,400	262,400	322,700
	16	237,900	264,600	324,400
	17	239,600	266,700	326,600
	18	240,900	269,500	328,800
	19	242,100	272,300	331,000
	20	243,300	275,000	333,200
	21	245,000	277,600	335,100
	22	246,800	280,200	337,600
	23	248,600	282,700	339,900
	24	250,300	285,100	342,500
	25	251,900	287,500	344,900
	26	253,700	290,000	347,400
	27	255,600	292,400	350,000
	28	257,400	294,900	352,600
	29	259,000	297,300	354,900
	30	260,600	299,400	357,200
	31	262,200	301,400	359,400
	32	263,800	303,400	361,600
	33	265,400	305,200	363,800
	34	267,000	307,300	365,500
	35	268,500	309,400	366,900
	36	269,800	311,300	368,300
	37	270,800	313,100	370,000
	38	272,200	314,700	372,100
	39	273,600	316,200	374,100
	40	275,000	317,600	376,100
	41	276,300	318,800	378,100
	42	277,400	320,700	380,000
	43	278,300	322,300	381,800
	44	279,100	324,300	383,600
	45	280,000	326,000	385,100
	46	280,800	327,900	386,800
	47	281,400	330,000	388,600
	48	282,100	332,000	390,500
	49	282,800	334,000	391,400
	50	283,300	336,100	393,100
	51	283,700	338,100	394,700
	52	284,200	340,100	396,300
	53	284,700	342,100	397,300
	54	285,200	343,300	398,900
	55	285,700	344,500	400,400
	56	286,200	345,700	402,100
	57	286,700	347,100	403,400
	58	287,600	348,900	405,000
59	288,500	350,600	406,600	

60	289,500	352,300	408,100
61	290,400	353,900	409,300
62	291,600	355,600	410,900
63	292,600	357,200	412,400
64	293,600	358,800	413,900
65	294,500	360,500	415,300
66	295,400	362,200	416,200
67	296,300	363,900	417,100
68	297,300	365,400	418,000
69	298,000	366,900	418,900
70	298,700	368,600	419,900
71	299,400	370,200	420,900
72	300,100	371,800	421,700
73	300,800	373,100	422,400
74	301,700	374,700	423,200
75	302,600	376,100	424,100
76	303,400	377,700	425,000
77	304,100	379,300	426,000
78	304,900	381,000	427,000
79	305,700	382,500	427,900
80	306,500	384,100	428,800
81	307,200	385,500	429,500
82	308,000	386,900	430,400
83	308,800	388,400	431,300
84	309,600	389,900	432,100
85	310,000	390,900	433,000
86	310,700	392,200	433,800
87	311,400	393,600	434,600
88	312,300	395,000	435,500
89	313,200	396,100	436,200
90	314,000	397,200	436,700
91	314,700	398,200	437,300
92	315,400	399,300	437,700
93	316,000	400,100	438,200
94	316,700	401,200	438,700
95	317,300	402,300	439,100
96	317,900	403,200	439,500
97	318,300	404,100	439,700
98	318,700	405,000	440,100
99	319,100	405,900	440,400
100	319,400	406,800	440,700
101	319,700	407,600	441,000
102	320,000	408,600	
103	320,300	409,600	
104	320,600	410,600	
105	321,000	411,200	
106	321,500	411,900	
107	322,000	412,600	
108	322,400	413,200	
109	322,800	413,700	
110	323,300	414,100	
111	323,700	414,400	
112	324,200	414,700	
113	324,500	414,900	
114	325,000	415,200	
115	325,400	415,500	
116	325,800	415,800	
117	326,100	416,000	
118	326,500	416,300	
119	327,000	416,600	
120	327,500	416,800	
121	327,700	417,000	
122	328,100	417,300	
123	328,600	417,600	
124	328,900	417,800	
125	329,100	418,000	

	126	329,400		
	127	329,900		
	128	330,300		
	129	330,500		
	130	330,900		
	131	331,400		
	132	331,800		
	133	332,000		
	134	332,400		
	135	332,900		
	136	333,200		
	137	333,500		
	138	333,900		
	139	334,300		
	140	334,700		
	141	335,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円
		248,600	294,200	311,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
	12	176,900	234,700	314,400	357,500	420,200	552,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500		

41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700		
75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700		
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			

	107	296,800	340,000				
	108	297,200	340,400				
	109	297,400	340,900				
	110	297,800	341,300				
	111	298,100	341,800				
	112	298,300	342,200				
	113	298,600	342,700				
	114	298,900	343,100				
	115	299,200	343,600				
	116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500				
	118	300,100	344,900				
	119	300,300	345,300				
	120	300,600	345,700				
	121	300,900	346,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	524,500

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円 167,200	円 202,800	円 236,100	円 258,800	円 287,400	円 330,400	円 373,400	円 438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100

33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			

78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2		184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3		186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4		187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5		189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6		190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7		192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8		193,800	224,100	261,400	277,700	304,700	346,900	393,000
	9		195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10		196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11		198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12		199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13		201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14		203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15		205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16		207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17		209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18		211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19		213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800

20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,500	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		

86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			

152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,600	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400	

39	226, 100	272, 700	314, 400	351, 800	391, 800	435, 200
40	227, 100	273, 800	315, 900	353, 600	392, 800	436, 000
41	228, 000	274, 900	317, 200	355, 500	393, 900	436, 600
42	228, 700	276, 200	318, 700	357, 300	395, 100	437, 300
43	229, 500	277, 700	320, 200	359, 000	396, 200	438, 000
44	230, 300	279, 000	321, 500	360, 700	397, 300	438, 700
45	231, 000	280, 400	322, 500	362, 400	398, 000	439, 500
46	231, 800	281, 800	323, 700	363, 800	398, 700	440, 300
47	232, 700	283, 200	324, 900	365, 200	399, 400	440, 700
48	233, 400	284, 600	326, 100	366, 600	400, 100	441, 400
49	234, 000	286, 000	327, 100	367, 600	400, 700	441, 900
50	234, 900	287, 200	328, 100	368, 700	401, 300	442, 300
51	235, 900	288, 400	328, 900	369, 700	401, 800	442, 700
52	236, 600	289, 700	329, 900	370, 800	402, 200	443, 100
53	237, 000	290, 700	330, 600	371, 500	402, 600	443, 500
54	238, 000	291, 800	331, 300	372, 100	402, 900	443, 900
55	238, 600	292, 900	332, 000	372, 800	403, 200	444, 300
56	239, 200	293, 900	332, 800	373, 600	403, 500	444, 600
57	239, 900	295, 100	333, 400	374, 400	403, 800	444, 900
58	240, 600	296, 400	333, 900	375, 200	404, 100	445, 300
59	241, 300	297, 700	334, 500	376, 000	404, 400	445, 600
60	241, 900	299, 000	335, 000	376, 700	404, 700	445, 900
61	242, 500	300, 100	335, 400	377, 500	405, 000	446, 200
62	243, 000	301, 500	335, 600	378, 200	405, 300	
63	243, 500	302, 700	336, 100	378, 900	405, 600	
64	244, 000	304, 100	336, 600	379, 500	405, 900	
65	244, 600	305, 200	336, 900	379, 800	406, 200	
66	245, 400	306, 400	337, 300	380, 400	406, 500	
67	246, 300	307, 500	337, 800	381, 000	406, 800	
68	247, 000	308, 600	338, 200	381, 700	407, 100	
69	247, 900	309, 300	338, 700	382, 100	407, 300	
70	248, 800	310, 400	339, 200	382, 800	407, 600	
71	249, 600	311, 600	339, 600	383, 400	407, 900	
72	250, 200	312, 800	340, 100	384, 000	408, 100	
73	250, 800	314, 100	340, 300	384, 400	408, 300	
74	251, 700	314, 800	340, 800	385, 000	408, 600	
75	252, 500	315, 400	341, 300	385, 600	408, 900	
76	253, 200	316, 000	341, 700	386, 200	409, 100	
77	253, 900	316, 700	342, 000	386, 600	409, 300	
78	254, 800	317, 400	342, 400	387, 100		
79	255, 700	318, 000	342, 900	387, 600		
80	256, 300	318, 600	343, 300	388, 200		
81	257, 000	318, 900	343, 500	388, 700		
82	257, 500	319, 200	343, 800	389, 100		
83	258, 100	319, 800	344, 300	389, 500		
84	258, 700	320, 100	344, 700	389, 900		
85	259, 300	320, 400	345, 000	390, 100		
86	260, 100	320, 700	345, 300	390, 300		
87	260, 800	321, 000	345, 800	390, 600		
88	261, 500	321, 300	346, 200	390, 900		
89	262, 000	321, 700	346, 500	391, 100		
90	262, 800	322, 100	346, 900	391, 400		
91	263, 600	322, 400	347, 300	391, 700		
92	264, 300	322, 600	347, 500	391, 900		
93	264, 700	323, 100	347, 800	392, 100		
94	265, 200	323, 500				
95	265, 700	323, 700				
96	266, 400	324, 100				
97	267, 100	324, 500				
98	267, 800	324, 900				
99	268, 500	325, 300				
100	269, 200	325, 600				
101	269, 600	325, 800				
102	270, 100	326, 100				
103	270, 500	326, 400				
104	270, 900	326, 700				

	105	271,100	327,100				
	106	271,300	327,300				
	107	271,600	327,600				
	108	271,900	328,000				
	109	272,200	328,400				
	110	272,500	328,700				
	111	272,800	329,100				
	112	273,000	329,400				
	113	273,300	329,700				
	114	273,600	330,100				
	115	273,900	330,400				
	116	274,300	330,600				
	117	274,600	330,800				
	118	274,900	331,100				
	119	275,300	331,500				
	120	275,700	331,900				
	121	275,900	332,100				
	122	276,100					
	123	276,500					
	124	276,800					
	125	277,000					
	126	277,300					
	127	277,700					
	128	278,100					
	129	278,300					
	130	278,700					
	131	279,100					
	132	279,400					
	133	279,600					
	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
	137	280,800					
	138	281,100					
	139	281,400					
	140	281,700					
	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
	144	282,600					
	145	283,000					
	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	332,900	430,900	482,900	617,500
	2	334,900	435,300	488,500	654,100
	3	336,800	439,300	494,000	690,700
	4	338,600	443,200	499,400	
	5	340,400	446,900	504,700	
	6	342,300	450,700	509,900	
7	344,100	454,000	515,000		

8	3 4 5, 9 0 0	4 5 7, 3 0 0	5 1 9, 7 0 0
9	3 4 7, 8 0 0	4 6 0, 6 0 0	5 2 3, 1 0 0
1 0	3 4 9, 6 0 0	4 6 3, 9 0 0	5 2 5, 9 0 0
1 1	3 5 1, 4 0 0	4 6 6, 8 0 0	5 2 8, 7 0 0
1 2	3 5 3, 3 0 0	4 6 9, 5 0 0	5 3 1, 2 0 0
1 3	3 5 5, 2 0 0	4 7 1, 9 0 0	5 3 3, 3 0 0
1 4	3 5 7, 0 0 0	4 7 4, 2 0 0	5 3 5, 3 0 0
1 5	3 5 8, 8 0 0	4 7 6, 1 0 0	5 3 7, 0 0 0
1 6	3 6 0, 6 0 0	4 7 7, 8 0 0	5 3 8, 8 0 0
1 7	3 6 2, 2 0 0	4 7 9, 1 0 0	5 4 0, 4 0 0
1 8	3 6 4, 0 0 0	4 8 0, 4 0 0	5 4 1, 8 0 0
1 9	3 6 5, 7 0 0	4 8 1, 3 0 0	5 4 2, 8 0 0
2 0	3 6 7, 4 0 0	4 8 2, 2 0 0	5 4 4, 0 0 0
2 1	3 6 9, 2 0 0	4 8 3, 0 0 0	5 4 4, 9 0 0
2 2	3 7 1, 1 0 0	4 8 3, 8 0 0	
2 3	3 7 2, 9 0 0	4 8 4, 0 0 0	
2 4	3 7 4, 7 0 0		
2 5	3 7 6, 2 0 0		
2 6	3 7 7, 9 0 0		
2 7	3 7 9, 7 0 0		
2 8	3 8 1, 4 0 0		
2 9	3 8 2, 8 0 0		
3 0	3 8 4, 4 0 0		
3 1	3 8 6, 1 0 0		
3 2	3 8 7, 6 0 0		
3 3	3 8 9, 3 0 0		
3 4	3 9 0, 6 0 0		
3 5	3 9 1, 9 0 0		
3 6	3 9 3, 2 0 0		
3 7	3 9 4, 5 0 0		
3 8	3 9 5, 6 0 0		
3 9	3 9 6, 7 0 0		
4 0	3 9 7, 6 0 0		
4 1	3 9 8, 6 0 0		
4 2	3 9 9, 6 0 0		
4 3	4 0 0, 6 0 0		
4 4	4 0 1, 5 0 0		
4 5	4 0 2, 3 0 0		
4 6	4 0 2, 7 0 0		
4 7	4 0 3, 1 0 0		
4 8	4 0 3, 4 0 0		
4 9	4 0 3, 7 0 0		
5 0	4 0 4, 0 0 0		
5 1	4 0 4, 3 0 0		
5 2	4 0 4, 6 0 0		
5 3	4 0 4, 9 0 0		
5 4	4 0 5, 2 0 0		
5 5	4 0 5, 5 0 0		
5 6	4 0 5, 8 0 0		
5 7	4 0 6, 1 0 0		
5 8	4 0 6, 4 0 0		
5 9	4 0 6, 7 0 0		
6 0	4 0 7, 0 0 0		
6 1	4 0 7, 2 0 0		
6 2	4 0 7, 5 0 0		
6 3	4 0 7, 8 0 0		
6 4	4 0 8, 1 0 0		
6 5	4 0 8, 3 0 0		
6 6	4 0 8, 6 0 0		
6 7	4 0 8, 9 0 0		
6 8	4 0 9, 1 0 0		
6 9	4 0 9, 3 0 0		
7 0	4 0 9, 6 0 0		
7 1	4 0 9, 9 0 0		
7 2	4 1 0, 1 0 0		
7 3	4 1 0, 3 0 0		

	74	410,600			
	75	410,900			
	76	411,100			
	77	411,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円
		325,500	427,000	481,800	617,400

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。